

386.4  
F99  
⑦

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15

始





~~347-206~~

S1246

1f

386.4

F99⑦



# 現代結婚寶典

貴族院議員男爵 千家尊福閣下題字  
 日本女子大學校長 成瀬仁藏先生題字  
 跡見女學校校長 跡見花蹊先生題歌  
 三輪田女學校校長 三輪田真佐子先生題歌

風俗研究會編纂

風俗研究會發行

大正  
 8. 1. 9  
 丙交



慎



始



敬

鐘

子之福書






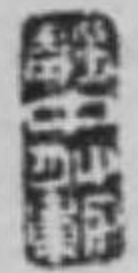




和合  
采西



愛敬















眞の禮装



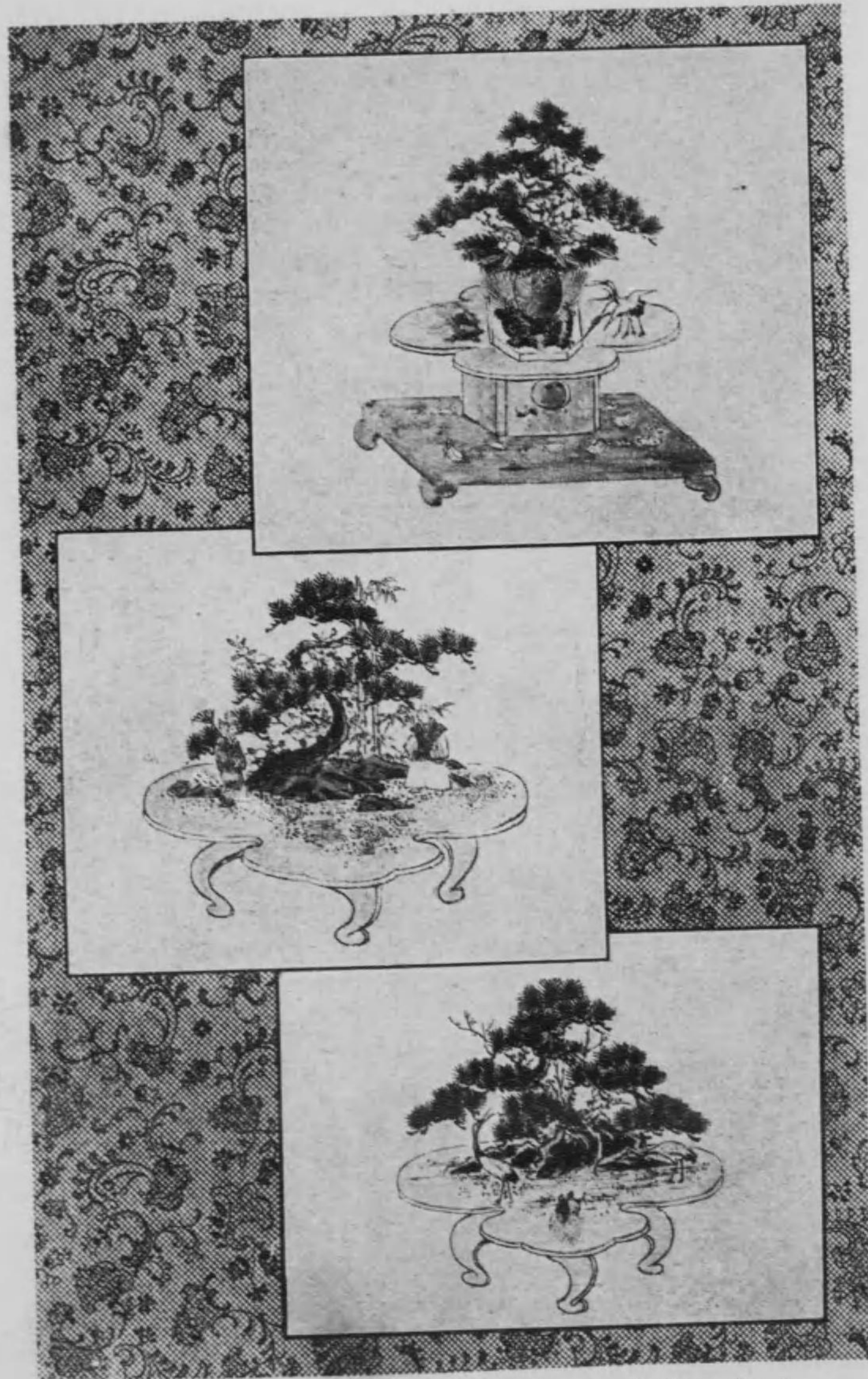


装禮の草

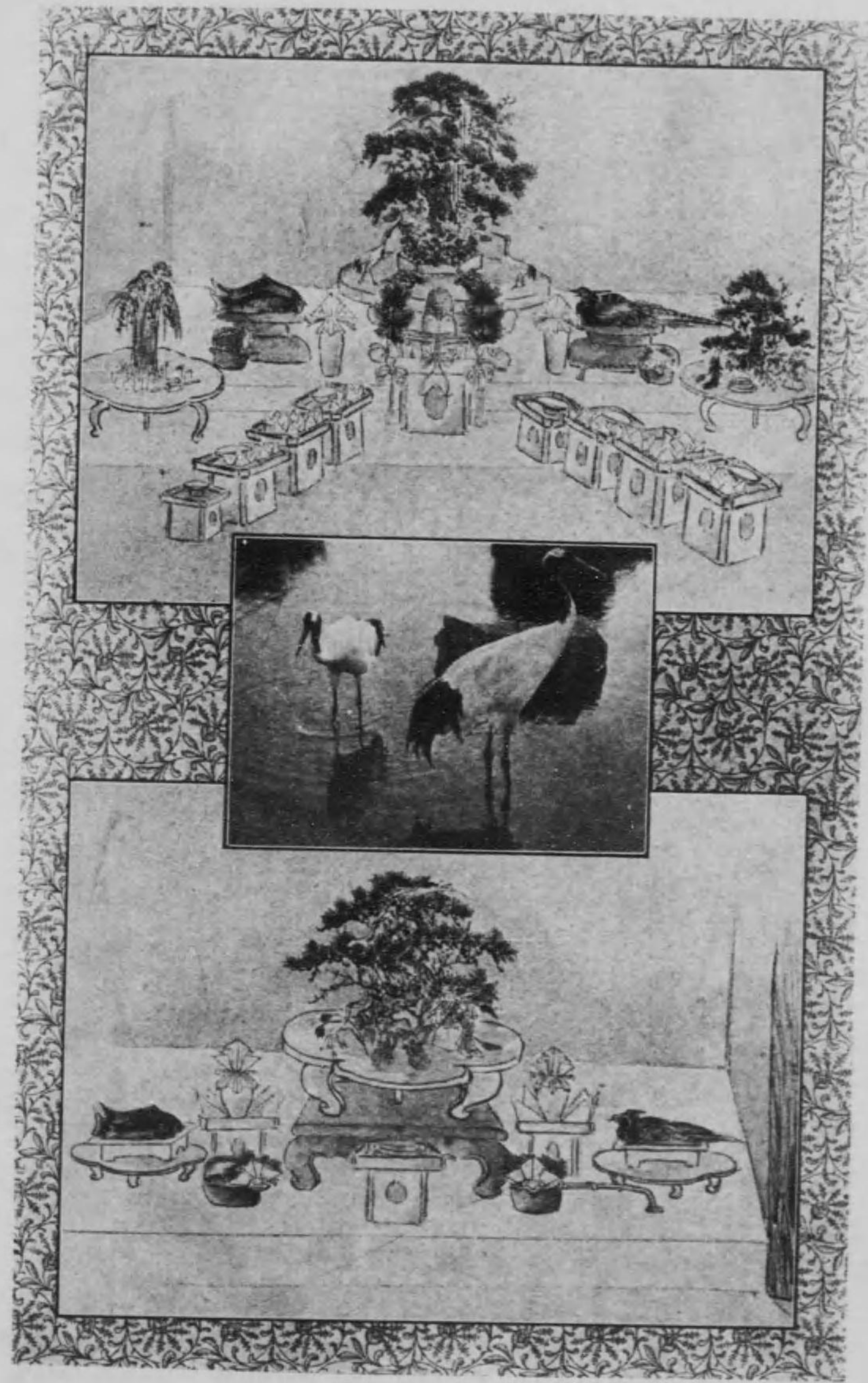


装禮の行



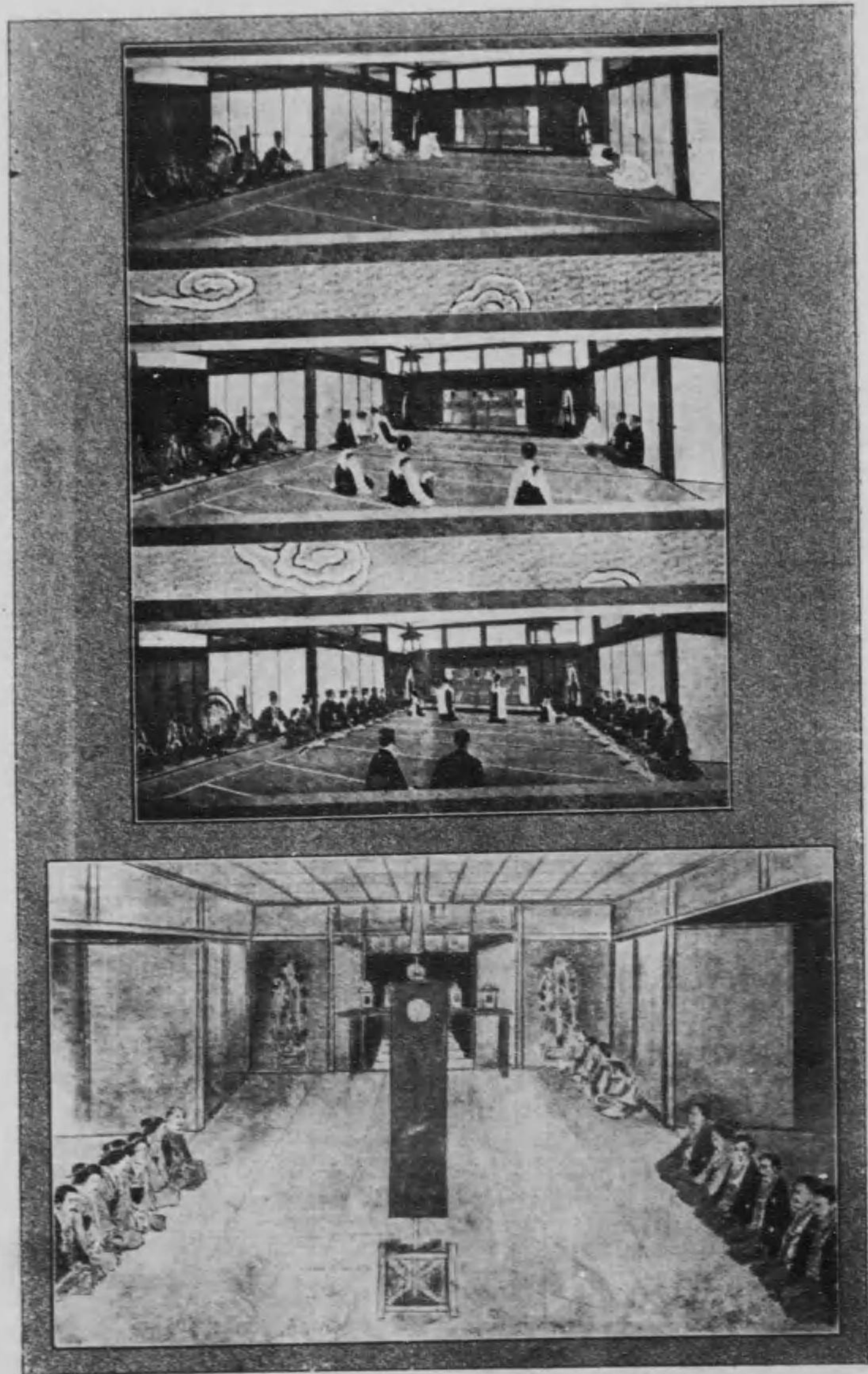


上奈良蓬菜 中島砂島 下蓬菜の押臺



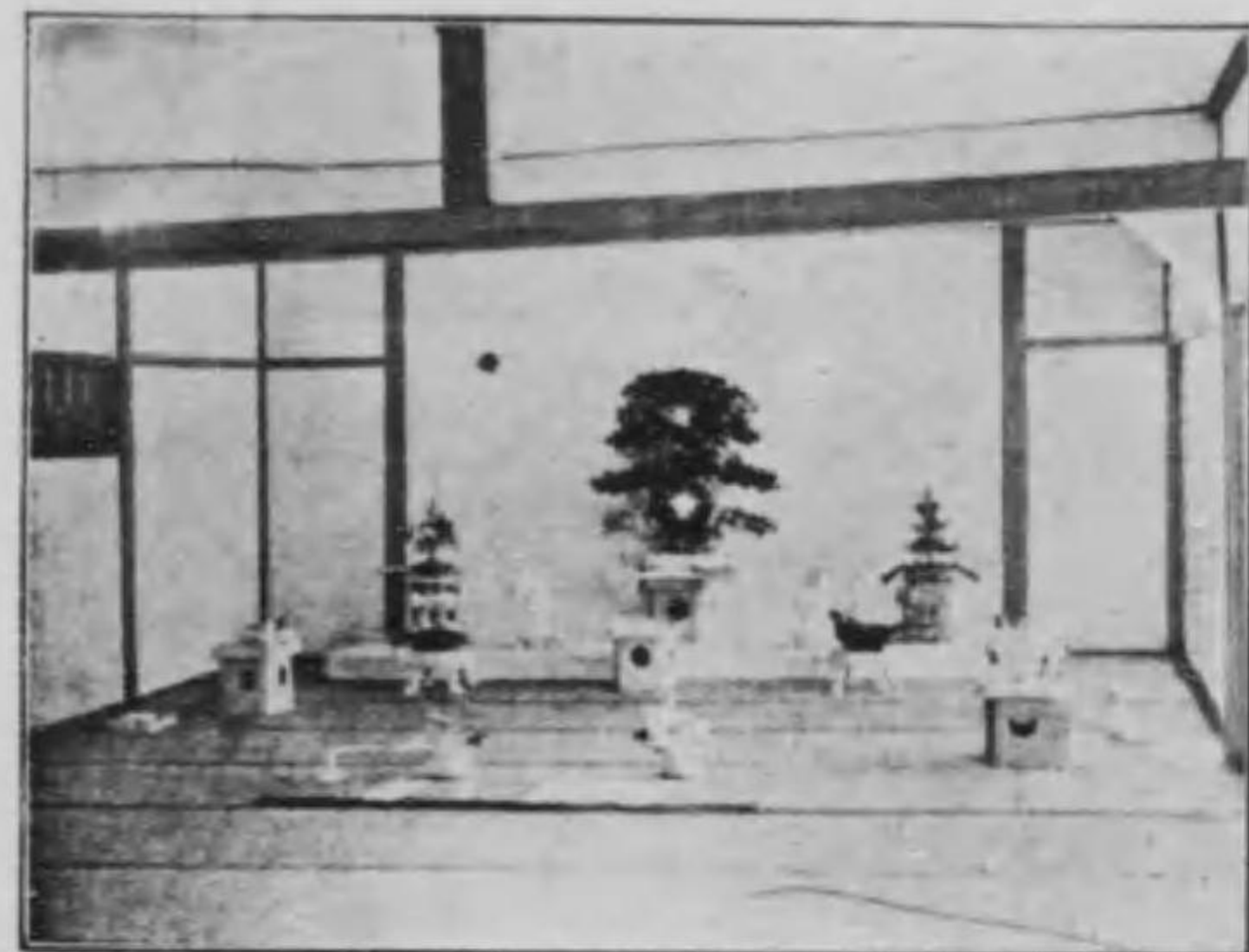
床飾



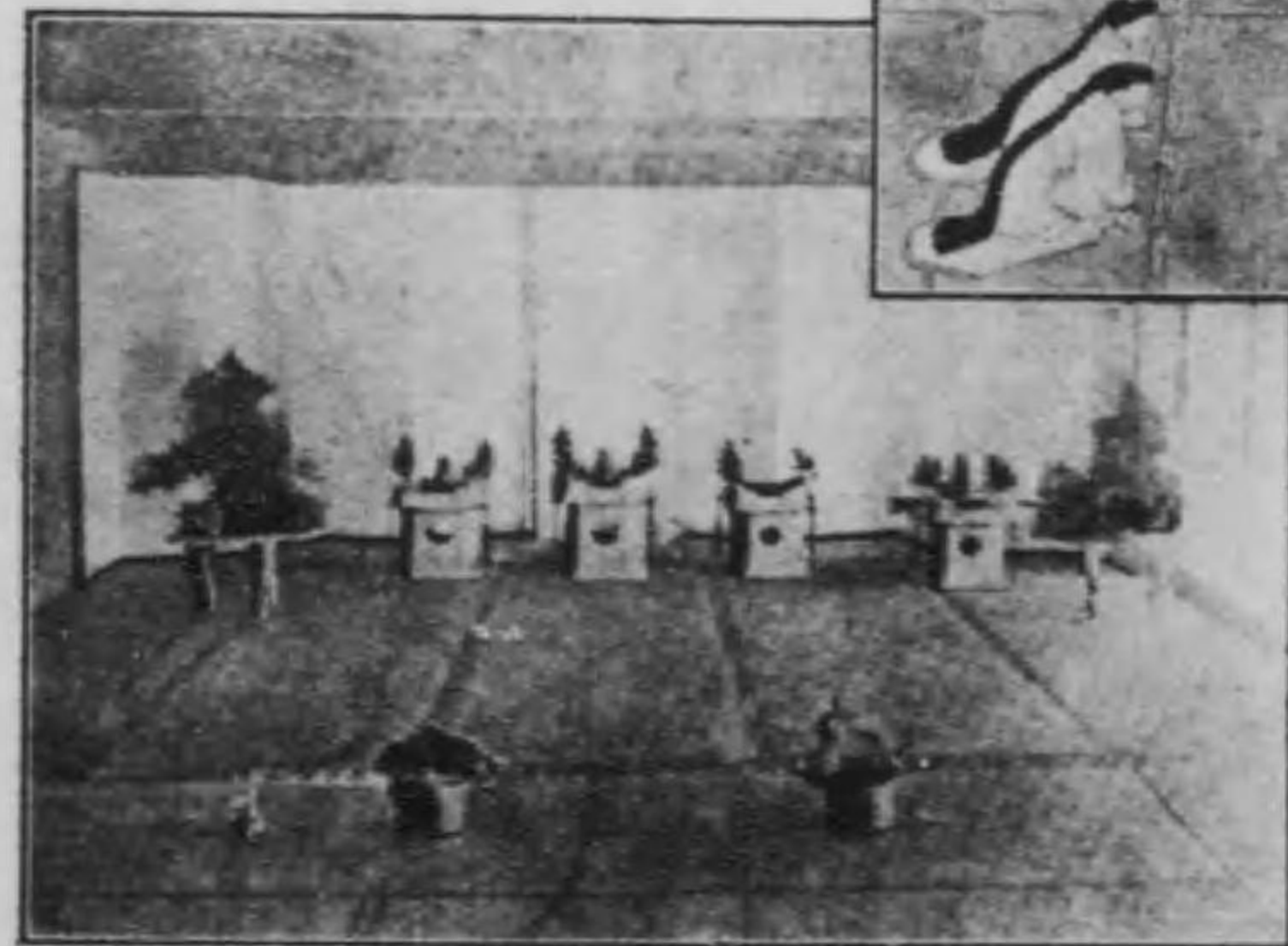
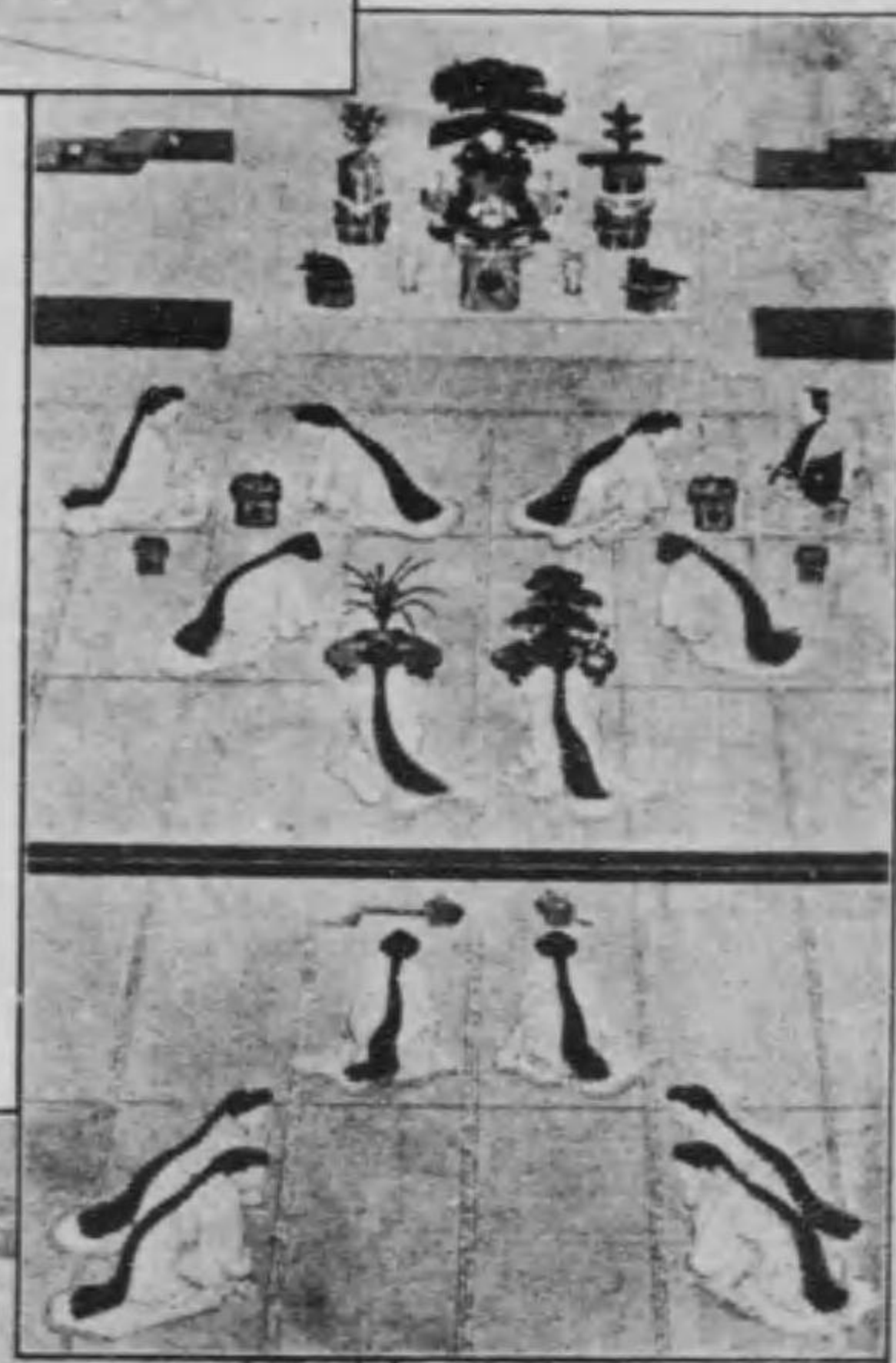


式婚結の洞分雲出 下

式婚結の宮神太谷比日 上



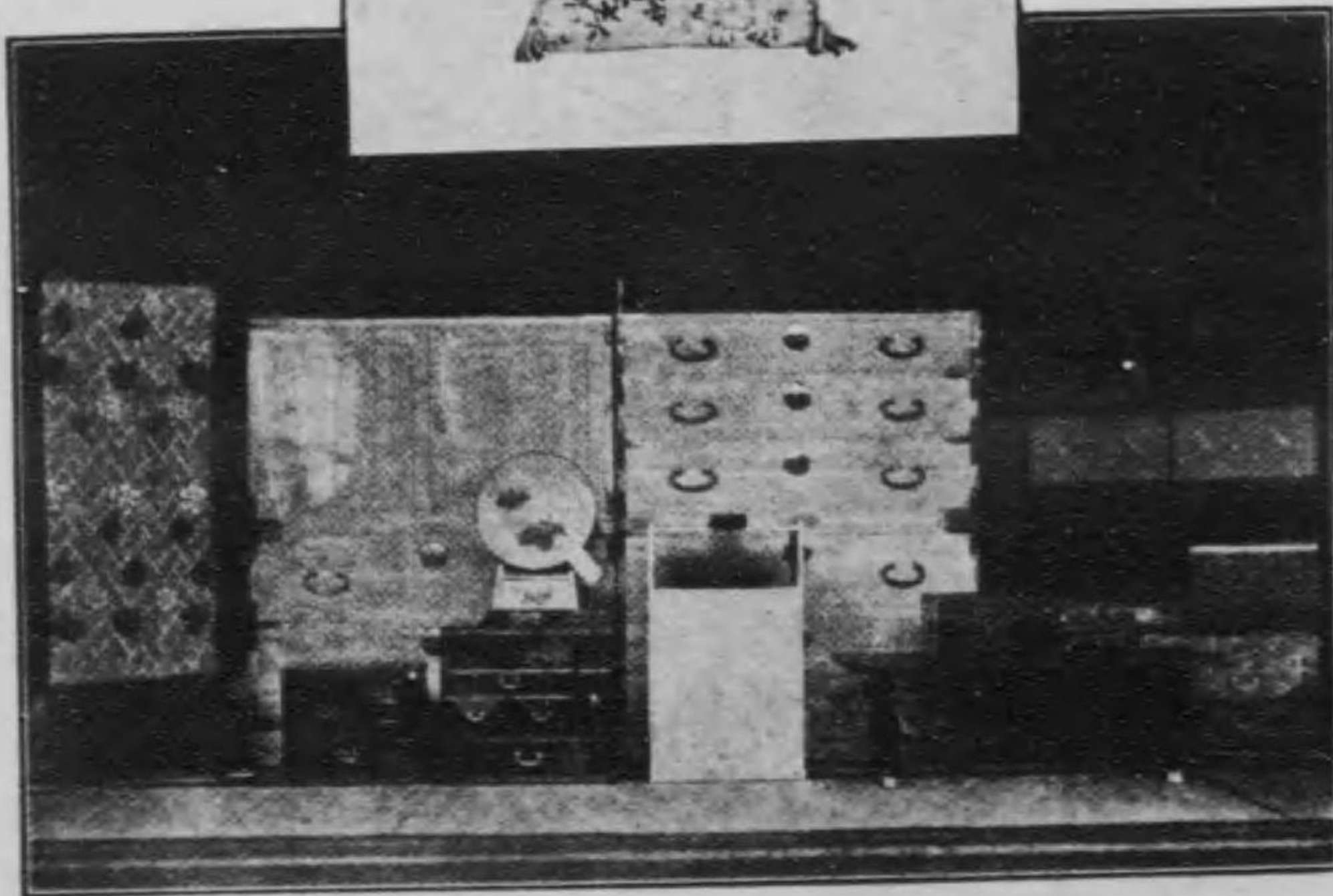
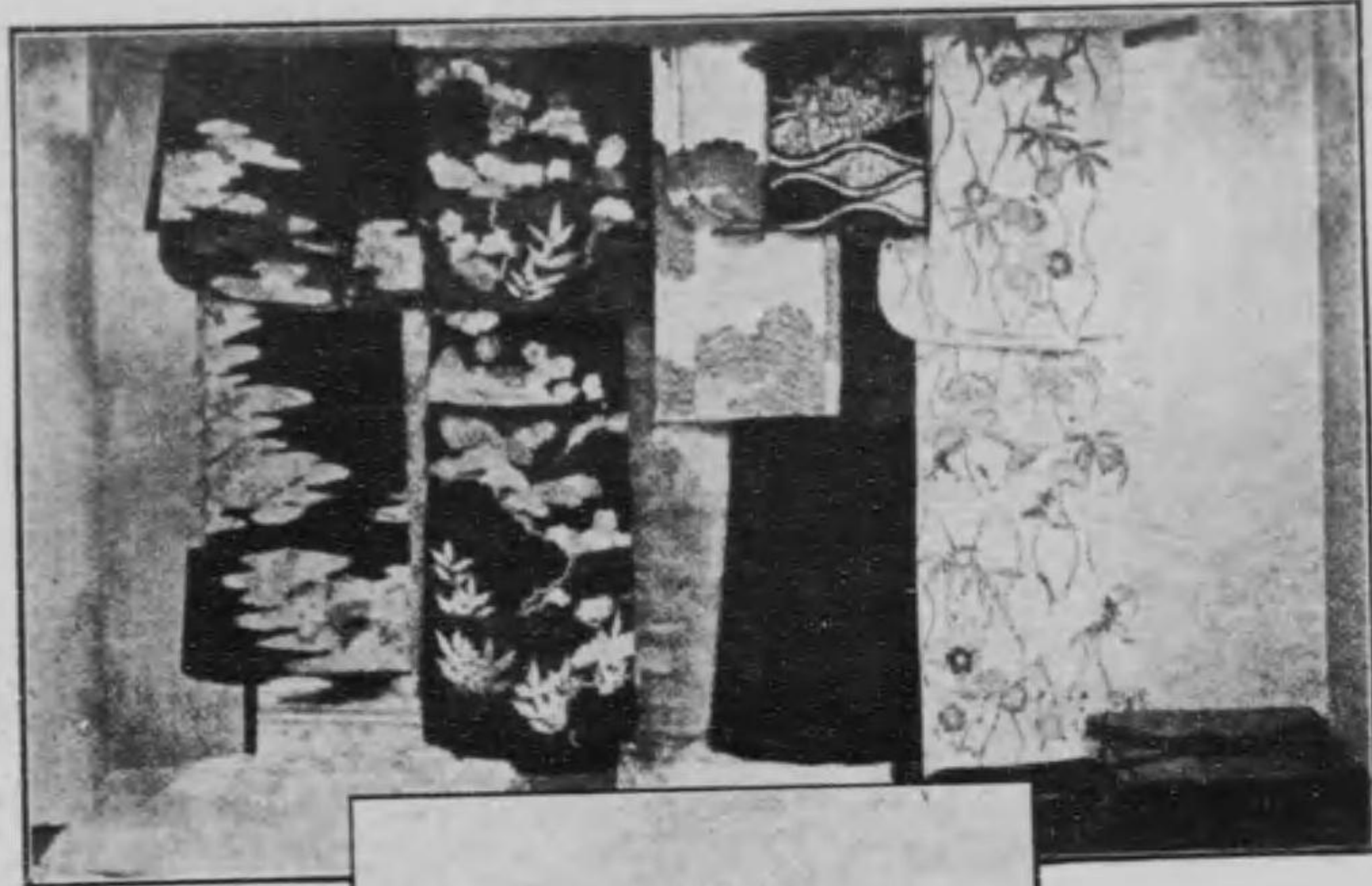
小笠原流の床飾



同 簀簾の膳部

同 結 婚 式





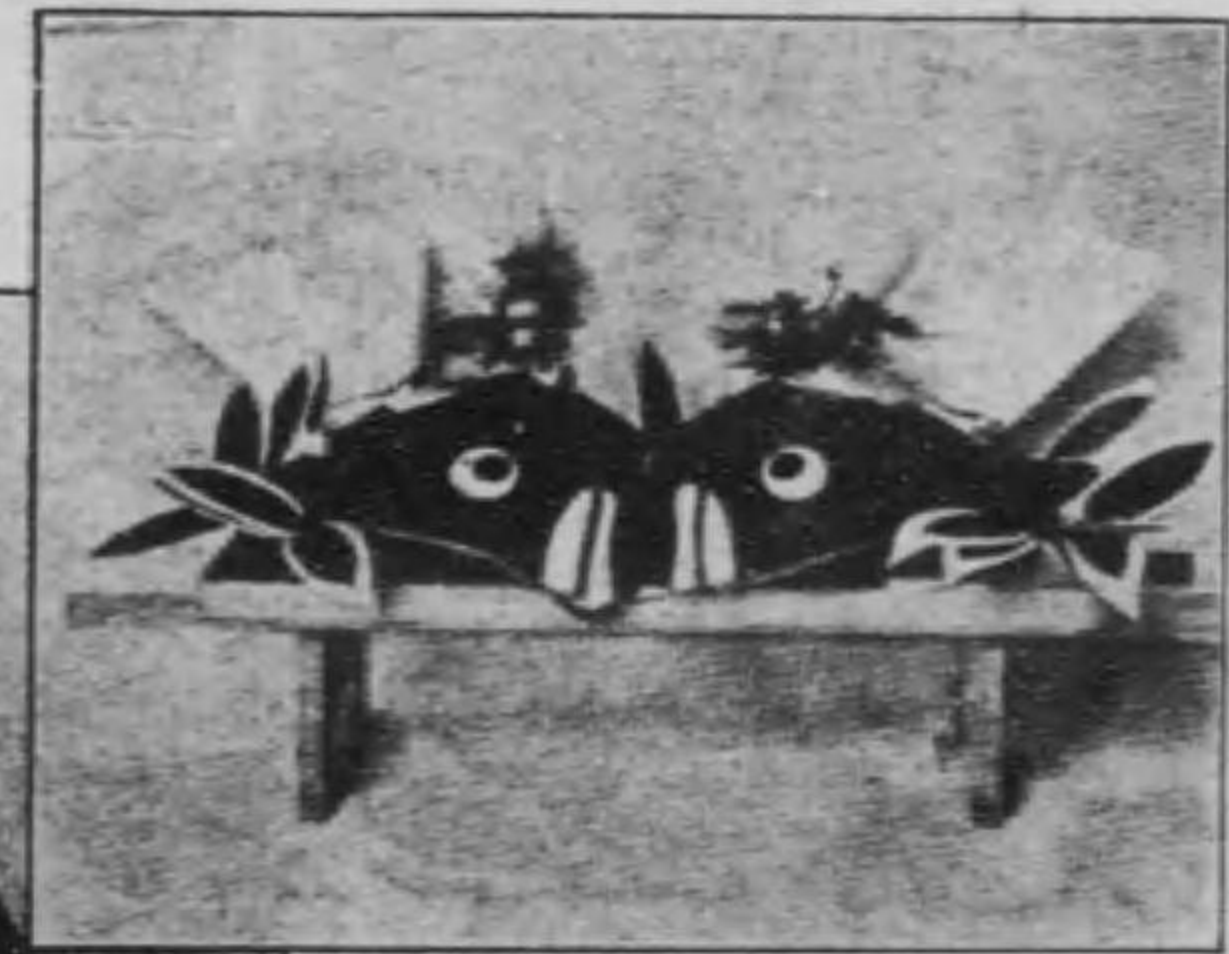
調 度 飾



蓬  
菜



高  
砂  
(中)  
柳  
樽



山 の 寶

雙 魚 圖





(二其) 妻 嫁 花



(一其) 妻 嫁 花



# 現代結婚寶典目次

<b>第一章 結婚總說</b> .....	一	海外で邦人と外人の結婚.....	三三
<b>第二章 結婚の制度</b> .....	六	外國人が日本にての結婚.....	三三
歌垣時代の結婚.....	六		
大化時代の結婚.....	八		
王朝時代の結婚.....	九		
武家時代の結婚.....	一〇		
徳川時代の結婚.....	一一		
現代の結婚.....	一四		
皇族并華族の結婚.....	一八		
陸海軍人の結婚.....	一八		
外國人との結婚.....	一九		
<b>國際結婚</b> .....	二〇		
外國で日本人同志の結婚.....	二三		
		<b>第三章 配偶者の撰び方</b> .....	二四
		第一解剖的のもの 第二官能的のもの	二五
		第三精神的のもの.....	二五
		顔附に據る撰び方.....	二七
		夫の撰擇標準.....	二九
		夫たるものゝ人物.....	二九
		夫たるものゝ年齢.....	三〇
		夫たるものゝ體質.....	三三
		夫たるものゝ自分との相性.....	三四
		夫たるものゝ家柄.....	三四
		夫たるものゝ財産.....	三五
		夫たるものゝ嗜好.....	三五
		夫たるものゝ兩親兄弟親戚.....	三六



(三其) 妻 嫁 花



第四章 結婚契約

妻の選擇標準……………四〇  
 妻たるものゝ容貌……………四〇  
 ヒステリー系のある女……………四一  
 虚榮心の強い女……………四二  
 妻たるものゝ家柄……………四三  
 妻たるものゝ持參金……………四三  
 妻としての箱入娘……………四七  
 妻としての晩婚者……………四八  
 結婚調査の機關……………五〇  
 安信所の取扱ひ方……………五〇  
 入念舎の取扱ひ方……………五二

媒酌人を選擇せよ……………五四  
 許嫁の習慣……………五五  
 結婚媒酌所……………五六  
 新聞の求婚廣告……………五八  
 結婚契約と制裁……………五九

第五章 取消の出来る結婚

取消の出来る結婚……………六〇  
 結婚を禁しある近親屬……………六九  
 重婚の禁止……………七一  
 相姦者は結婚が出来ぬ……………七二

第六章 離婚に二の性質がある……………七三

協議上からの離婚……………七四  
 裁判上の離婚……………七六

先哲の訓戒……………八一  
 上杉鷹山公……………八一  
 松平樂翁公……………八二  
 伊勢貞丈翁……………八三

第八章 嫁の心得

道具の品々……………八四  
 支度の概算……………八六  
 荷物を送る手續き……………八七  
 荷物目録の書き方……………八七  
 饗應の料理……………八七  
 門出の祝ひ……………八六  
 祝盃の擧げ方……………八七  
 一家との別盃……………八九  
 輿入前の媒酌人……………八九  
 調度飾り衣桁飾り……………九一  
 門出前の嫁方……………九四  
 迎使者の挨拶……………九四  
 宗廟への暇乞……………九四  
 輿入……………九七  
 庭火の白無垢……………九七  
 嫁入の行列……………九七  
 式場の床飾り……………九五  
 眞行草の床飾り……………九五  
 普通に行はるゝ床飾り……………九五

第九章 結婚の儀式

舊十三ヶ條……………八五  
 新十五ヶ條……………九〇

媒酌人……………九八  
 見相かさせる時……………九八  
 結納を取かばせる時……………一〇一  
 荷物を送る時……………一〇二  
 婚禮の當日……………一〇三  
 見相……………一〇四  
 見相の場所……………一〇六  
 見相の仕方……………一〇八  
 日の吉凶……………一一一  
 結納……………一一一  
 結納の品物……………一一三  
 結納目録の書方……………一一四  
 結納の受渡し……………一一三  
 結納披露と衣裳披露……………一一三  
 輿入の準備……………一二四

道具の品々

支度の概算……………八六  
 荷物を送る手續き……………八七  
 荷物目録の書き方……………八七  
 饗應の料理……………八七  
 門出の祝ひ……………八六  
 祝盃の擧げ方……………八七  
 一家との別盃……………八九  
 輿入前の媒酌人……………八九  
 調度飾り衣桁飾り……………九一  
 門出前の嫁方……………九四  
 迎使者の挨拶……………九四  
 宗廟への暇乞……………九四  
 輿入……………九七  
 庭火の白無垢……………九七  
 嫁入の行列……………九七  
 式場の床飾り……………九五  
 眞行草の床飾り……………九五  
 普通に行はるゝ床飾り……………九五



餅蓬菜、管燧、置盤……………二六〇  
 鏡子、提子、長燈斗、手掛、引渡……………二六〇  
 古書に出る祝儀飾り……………二六四  
 式場外の室飾り……………二六七  
 座敷の装飾品……………二六七  
 祝言に用ふる生花……………二六九  
 賀方待受の準備……………二七二  
 遠見の配置……………二七四  
 薬火の迎ひ……………二七五  
 打合せ餅の扱方……………二七六  
 嫁の案内法……………二七七  
 侍女郎と介添人……………二七八  
 輿の受渡しの遺風……………二八〇  
 三々九度諸式……………二八二  
 眞の式に於ける神前契盃……………二八五  
 中世より行はれし式三献……………二八九  
 謡曲入りの式三献……………二九〇  
 男を主とする式三献……………二九四  
 新撰の式三献……………二九七

中流に行はるゝ式三献……………三〇一  
 下流に行はるゝ式三献……………三〇二  
 舅姑見参……………三〇八  
 親族の盃……………三〇九  
 盃事の式 その一……………三一一  
 盃事の式 その二……………三一二  
 本膳高盛飯……………三二〇  
 土産物の披露……………三二八  
 日録の認め方……………三三〇  
 色直し……………三三一  
 正式としての色直し……………三三三  
 普通に行はれる色直し……………三三四  
 現今行はれる色直し……………三三五  
 床 盃……………三三七  
 翌朝と部屋見舞……………三三〇  
 朝の着物……………三三二  
 部屋見舞……………三三三  
 新婚の披露……………三三一  
 祝宴を開く披露……………三三三

配物とする披露……………三三三  
 饗宴の餘興……………三三五  
 三日目の祝ひ……………三三八  
 子の子餅……………三三九  
 五百八十七まがり……………三四〇  
 女中振舞……………三四二  
 賀 入……………三四二  
 普通に行はれる賀入……………三四三  
 結婚富夜の賀入……………三四四  
 里がへり……………三四四  
 里 見 舞……………三四五  
 里方の結婚披露……………三四六  
 花婿りと膝直し……………三四六  
 賀 取……………三四七  
 日比谷大神宮結婚式……………三五〇  
 儀式の行ひ方……………三五三  
 親族の盃事……………三五五  
 出雲大社の結婚式……………二五六  
 儀式の次第……………二五七

新婚旅行……………二五五  
 第十章 結婚の衣裳……………二六七  
 男子の婚禮服装……………二六九  
 新撰眞行草女子禮装……………二七三  
 眞の結婚に要する服装……………二七五  
 行の結婚に要する服装……………二七八  
 草の結婚に要する服装……………二八二  
 女子の婚禮服装……………二八五  
 第一種の服装……………二八八  
 第二種の服装……………二八八  
 第三種の服装……………二九一  
 第四種の服装……………二九三  
 第五種の服装……………二九五  
 第十一章 結婚の届方……………二九六  
 婚姻届……………二九七  
 離婚届……………二九九  
 養子縁組届……………三〇一



養子離縁届……………三〇三  
 入夫婚姻届……………三〇六  
 入夫離縁届……………三〇八  
 嫡出子出生届……………三二〇

**第十二章 料理の献立**……………三二一  
 式場物の献立……………三二一  
 饗應の献立……………三二三

**第十三章 結婚雑事**……………三三五  
 忌詞と忌色……………三三五  
 松竹梅……………三三七  
 結納の積み方……………三三八  
 祝ひもの……………三三〇  
 祝物の返禮……………三三三  
 媒酌人への贈物……………三三三  
 雄蝶雌蝶……………三三五

置鯉置鳥……………三三六  
 行列の悪魔拂……………三三七  
 酌人……………三三八  
 子の子餅……………三三九  
 綿帽子……………三三〇  
 町内の奥迎ひ……………三三一  
 披露の近附……………三三二  
 親類回りと菓參……………三三三  
 蛤の吸物……………三三四  
 旦那の意義……………三三五  
 御新造の譯……………三三六  
 新舊七去……………三三七  
 後妻打ち……………三三八  
 銀婚式金婚式……………三三九  
 床飾の略圖解釋……………三四〇  
 格言……………三四一

**第十四章 相性相尅**……………三四七  
 男女相性……………三四八  
 相性の吉……………三四八  
 相性の凶……………三四九  
 大凶も大吉になる日……………三五〇  
 大吉も大凶になる日……………三五〇  
 雜書に現るゝ相性說……………三五七  
 相性吉の方……………三五八  
 相性凶の方……………三五八  
 相性半吉の方……………三五九

**第十五章 基督式結婚**……………三六〇  
 天主公教會結婚式……………三六一  
 婚姻をする順序……………三六二  
 式場の模様……………三六六  
 ハリストス正教會結婚式……………三六七  
 婚配式場の模様……………三六九  
 聘定式……………三七〇

戴冠禮儀……………三七三  
**新教の結婚式**……………三七六  
 當日の準備……………三七六  
 結婚式の執行……………三七七

**第十六章 朝鮮の結婚式**……………三八四  
 婚禮の模様……………三八六  
 第二の妻と妾……………三九〇

**第十七章 臺灣の結婚式**……………三九一  
 正式の結婚……………三九一  
 賣買結婚……………三九五  
 生養の結婚……………三九六  
 タイヤル族の首飾結婚……………三九六  
 阿里山番人の結婚……………三九六  
 アミス族の婿撰み……………四〇〇

**第十八章 結婚の奇習**……………四〇一



能掛りの婚禮……………四三二  
 毒酒の酒宴……………四〇四  
 嫁迷はしの賈物……………四〇六  
 花嫁の突落し……………四〇八  
 女装男子の酌……………四二二  
 白装束に赤袴……………四二三  
 ふんだせー祝ひ……………四二五  
 樽開の寄せ太鼓……………四二七  
 空白の挨拶……………四二八  
 寄講の自由結婚……………四二九  
 百鬼夜行のお客……………四三〇  
 お練の乗込み……………四三二  
 墨塗祝ひ……………四三三  
 籠被せ祝ひ……………四三四  
 押掛け祝ひ……………四三五  
 松明の迎ひ……………四三六  
 躰も嫁も丸裸にする……………四三七

出戻りの歓迎……………四二八  
 白馬晝提灯の見合……………四二九  
 石地藏を擔ぎ込る……………四三〇  
 自然主義の發展……………四三二  
 夫婦一杵で餅搗……………四三三  
 花嫁の餅撒き……………四三三  
 古風な嫁入……………四三三  
 夫の留守に擧式……………四三四  
 石投げの鬻習……………四三五  
 一種の自由結婚……………四三六  
 開放しの婚禮……………四三六  
 花嫁爐邊を巡る……………四三七  
 祝ひの出し物……………四三八  
 一碗の飯を嫁で喰ふ……………四三九  
 高聲に嫁の吹聴……………四四〇  
 人が馬になる迎ひ……………四四〇  
 天氣でも傘を翳す……………四四一

夫が妻の供をする……………四四二  
 腰に草鞋……………四四二  
 繩張りの新關……………四四三  
 お祝ひの春中叩き……………四四四  
 荷物は送らぬ……………四四四  
 結納前に茶入……………四四五  
 しをふみ……………四四五  
 跣足の花躰……………四四六  
 馬上の嫁御寮……………四四八  
 餅撒と嫁の飯……………四四七  
 萩の花の待遇……………四四八  
 嫁の尻叩き……………四四八  
 往來に垣根と仲次……………四四九  
 花嫁の初詞……………四四九  
 船中水掛婚禮……………四五〇  
 神様のお力だ……………四五〇  
 花嫁の見世物……………四五一

手曳き婆……………四五二  
 這入たら出るな……………四五二  
 啞の聲が来る……………四五三  
 顔に鍋墨を塗る媒人……………四五三  
 門出の茶碗割り……………四五四  
 燈火を消し聲を擔ぐ……………四五四  
 嫁の荷物拜見……………四五四  
 嫁に棺の蓋を被せる……………四五五  
 掠奪結婚……………四五五  
 摺鉢割りの式……………四五六  
 鍋蓋で抑られる嫁……………四五七  
 吸物が七度出る……………四五七  
 客の顔へ墨塗……………四五八  
 赤飯と酒がお土産……………四五八  
 茶碗割りの奇習……………四五九  
 女を攫つて逃る……………四五九  
 勝手口から入る花嫁……………四六〇



問答の婚禮	四六一
來客の婚禮歌	四六二
障子を破る祝ひ	四六三
御祭が媒介	四六三
罪作りの媒人	四六三
氣の永い祝言	四六四
八丈島の結婚	四六四
琉球の結婚	四六五
アイヌの結婚	四六七
澎湖島の結婚	四六八
支那の婚禮	四六九
印度の結婚	四七一
印度の迷信結婚	四七三
變つた結婚儀式	四七四
野蠻の國の寡婦	四七五
一夫多妻の蠻風	四七八
西班牙の百日通ひ	四七八
墨其古の婚姻	四七九
結婚を知らぬ國	四七九
花嫁の賣物	四七九

現代結婚寶典 目次終

現代結婚寶典

風俗研究会編纂

第一章 結婚總說

人生一代の大典たる結婚は、社會を組立てる土臺で、富國強兵の國家は、圓滿なる結婚の集合成立に基因するのである。何れの邦國でも何れの民族でも、その文明なることの野蠻なるとの差別なく結婚はど重いものはないのである。凡百のこと總て源を結婚に發して居るといつて差支ない、であるから東洋諸國では結婚を人世の最も大禮として重視して居る、西洋諸國でも結婚を法律の第一に定めて居る位で、法律の制度などの更にない蠻族の間にも、結婚の制度だけは幾分か行はれて居る様である。けれども人間の知識の程度や、國々の風習に因つて異なることや又時代に因て其變遷は免れないが、要す



るに結婚は人間最大の義務で、社會國家の基礎であるといふことは確認されて居るのである。

故に結婚は非常に重視されて、上下其分に應じて禮を正し式を整へて、最も厳正に最も壯重に執行するのである。字義の上から視ると婚は嫁取りなり嫁入りなりと訓じ、古へは只だ昏とのみ書たが、嫁取は多く黃昏の時にするから、後人女の字を加へて婚の字を作るといふ説もあるほどだ。また婚姻と稱へるは妻の父を婚といひ婿の父を姻といふとの説もある、さうかと思ふと白虎通には婦人は夫に因るゆゑ姻といふとも見えるが、花火線香が活動寫眞流のバツバとした手ツ取り早きが流行る、時これ金なりとか云ふ忙しい現代に、そんな文字の上の穿鑿や、ヤレ伊勢流では左様でない小笠原流では左様でないといふ流儀争ひに、歪みあふなどは甚だ感心しないが、銘々が信する處の流儀に據つて式を擧げるも佳い。けれども據る處もなく只だ一切お構ひなしに手數の掛け放題かけるのが決して壯重ではない、又厳正でもないのである。由來禮式家といふ者の式作法は、法令等に依て制定したものでなく、各家の私法であるから何流何派の式作法が公式である。

とは言れない。そして夫れ等の式作法の中には餘り現代と遠ざかり過て、二十世紀の潮流と逆行して居るものがある。斯く云つたとて禮式家の式作法を無視せよとは云はぬ、結婚の如き大禮にはその式作法を尊重して依るべきは依り、捨べきは捨よと云ふまでである。

人類も他の動物のやうに不規則に群棲した原人時代、太古草昧の時には親子夫婦などの別とてもなく、總ての男も女もその意の向ふまゝに何の遠慮もなく、互に意氣合へば夫となり妻となり、昨日までも今日までも琴瑟相和した間も、忽ち離れて好む女を娶りまた愛する男に靡くといふやうな結婚であつた。此の時代が過ぎて今度は一夫多妻の結婚となつたは、人の知識の發達に伴ふて嫉妬心、利己心などの發展から共産的結婚に甘んじて居られない事になつたのであるが、此の一夫多妻時代はやがて掠奪結婚と代つて、女を奪ひ合ふやうな亂暴を演じ、優者は自己の意を滿せども劣者は掌中の玉を奪ひ去らるゝが如き、結婚の優勝劣敗時代となつたのである。強い者は至るところに突貫して思ふ儘に女を奪ひ取つて妻にしたもので、弱い者は折角我が有とした女でも強者から奪



はれて指を咬へるみじめな事がある。現世紀でも尙ほこの様な蠻風は南米や濠洲の或處にまだ行はれてゐるが、往古は何れの邦でも此様時代はあつたのである。此の掠奪時代が衰へると次に來たのが婦女の賣買で、宛も女を物品扱ひにして男子の所有に歸せしめた時代である。この時代には愛蘭などには一瑪の價を拂ふて婦女を購求した者でないと、法律上正當の結婚と認められないといふ奇習もあつた。聘金といつて支那や臺灣などに身の代を拂つて妻を買ふ風習が今も尙ほ残つて居る。これが一進歩して贈與結婚の時代が來たので、我が邦に現行されてゐるのは此の贈與結婚で、婦人の意志に反する結婚でも父兄の承認さへあれば、結婚を是非なくされて終世を不愉快に送る様な事になり、その不愉快が終に夫婦の間に愛情の漲りを堰き止めて破鏡の嘆をみる例は澤山あるのである。兎に角女の父兄より「進ませう」と云ひ夫たる者が「戴きませう」と云へば契約は成立つたので女は哀れやその一生の運命を支配されるといふ不自然を招いてゐる。眼を泰西に放つ。一段の進歩をして承諾結婚時代と成つて、夫たるもの婦たるものご相互の間に完全な承諾に基かなければ、眞の結婚と認められないやうに成つた。我が邦でも

稍やその承諾結婚時代が來たらんとする風潮がある、現に民法にも男滿三十年以下、女滿二十五年以下までは、其の家にある父母の同意を得ることを要すといふ規定であるけれど、男滿三十年以上、女滿二十五年以上の者は「此の限に非らず」といふ事になつて、所謂男と女が完全な承諾に基く、自由結婚を公認される事に成つて居る。

斯様な風に結婚は移遷して來たのであるが、その變遷に隨つて自から時代思想は表現されつゝあつて、現代の社會に舊時の儀式を強んずるも面白くない、新しい空氣に觸れた新しい女流に對して、贈與結婚を強んずることも出來ないから、自然と承諾結婚の時代は來たるべきであつて、父母兄弟の意思の如くには成らぬのである。戀風魔風の吹き廻しは暫く置いて問はず、東西の才子でも佳人でも、岡女でも凸男でも、俗言の牛は牛連馬は馬連の合縁奇縁、また嘘から出た實、實から出た嘘も媒介人の口車に乗つて飛び出せば、破れ鍋にも綴蓋の持寄り世帯、或ひは旦那様様と尊重さるゝ人々も、嬉しさ恥しさは同じ花婿花嫁時代にある。それが夫婦となつて圓滿な家庭を作るも、波風立つて三行半となり、偕老同穴の契りを全ふすること能はざるも、是れを運命の神の惡戯に歸す



るなどは甚だ手前勝手てんぜんがたりの愚痴ぐちである、其の始めを慎つつしまずして輕卒けいそつの舉動きどう多きにあるでは無いか、生涯しやうがいの幸福しあうふくを生うむも生涯しやうがいの不幸ふしあひを孕はらむも、結婚けつこんに由よつて來たるもの決して少すくくないのである。結婚けつこんには念ねんには念ねんを入れ極きまめて慎重しんじゆうの態度たいていを採とらねばならぬ、要えするに結婚けつこんは最も嚴肅げんしゆうに最も神聖しんせいに最も熱誠ねつせいに舉行きやうぎやうせねば成らぬのである。

## 第二章 結婚の制度

### 歌垣時代の結婚

素盞鳴尊すさのなるみことが稻田姫いなだひめを娶めとつて、出雲八重垣いづもやへがきの御歌みうたを詠たたまふた時代じたいには、神々の祭禮まつりとか其の他の場合ばあひに、男女なんにょが數多あまた打ち寄よつて互たがひに歌うたを謠うたつて舞まひ遊あそんだ。これを歌垣うたがきとも云いひまた歌うたがゞひとも云いつたが、此この時に男女なんにょの戀愛れんあいが各自各自の間に漲みなぎり、其處そこで結婚けつこんが成立なりたつのである。其の順序じゆんじよとしては男おとこの方ほうであの女おんなと月星つきほしをつけ、その思おもふ女おんなを呼び掛かけ自分じぶんの名前なまへを名乗なまつて、結婚けつこんを申し込むものである。往古むかしは我が邦くにの結婚けつこんの事を「呼よばひ」または「呼よばふ」と云いつたのも、斯かくの如ごとくして成立なりたつたからで、其の呼び掛か

に寄よつて女おんなの方ほうで意志いしが動うごいて、此この男おとこならば夫をとととして生涯しやうがいを任まかすに足たるとか、凛々りんりやしい男おとこであるとか思おもつて心こころに結婚けつこんの申し込みを許ゆるすと、其の事を父母ふぼに告つげて許ゆるしを受けるので、つまり自由結婚じゆうけつこんである、相互さうごに承諾しやうだくしてから結婚けつこんするのである。女おんなは父母ふぼの許ゆるしを受けていよく宜よろしいとすると、自分じぶんの髪飾かみかざりとする押木珠鬘おしきのたまかづしを男おとこに贈おくつて婚約こんやくの證據しるしとした。男おとこはこの贈り物ものを受けて約束やくそくが全く調なごふと、聲こゑ様さまとなる男おとこは迎むかへ容ゆるめる女おんな、即すなはち新婦しんぷの爲ためにその住すむべき家いえを造つくつて、それから始はじめて結婚けつこんの式しきを舉あげたものであつて、素盞鳴尊すさのなるみことの稻田姫いなだひめを容ゆるれたまふに須賀すかの宮みやを造つくられたも夫とれである。

是これは太古たいこに於おける上流じやうりゆうの結婚けつこんであつて、上うへの人ひとも下々したしたのものも皆みな斯ごとうであつたとは云いれないが、幾分いくぶんその面影おもかげはあつたであらうが、下々したしたに至いたつては中々なかなかそんな規則きそく立つた譯わけのものでもない、男おとこにしる女おんなにしる其の意志いしの發露はつろするまゝに行おこなひて、朝あしたは甲かみの妻つまと呼よばれ夕ゆふは乙おつと共に手てを携たづふと云いふ亂暴らんぼうな風ふうであつた。或あるひは今いま一步いっ進すすんで倫序りんじよ差別さべつもほとんど顧かへみられなくても、誰たれあつて咎とがめるものなく、一向かうへい平氣へいきであつた共産時代きやうさんじだいであつたのである。



### 大化時代の結婚

支那との交通が開けて、盛んに文物の制度が輸入されて來てから、總ての事が支那化して來た孝徳天皇の大化二年には、良民賤民の結婚に就て法律が始めて定められた、これが我が邦で最初の婚姻法であつて、其の條文の如きも極めて簡單なものであつた。

- 一、良男良女の生める子は、離婚の時には其の父に配すべし。
- 一、良男の婢(賤民の女)を娶りて生める子は、母に配すべし。
- 一、良女の奴(賤民の男)に嫁して生める子は父に配すべし。
- 一、奴婢(賤民同士)の生める子は其の母に配すべし。

斯様掟であるが、此に賤民と云ひ又は良民と云ふのは、犯罪の爲めに處刑された陵戸、叛逆人などの子孫、家長に使役された家人、父兄の爲めに賣られた者などを指して賤民と云ふのである。最もこの中でも政府に屬するものを公奴婢といひ、王臣以下百姓の配下に儲る、者を私奴婢といつて居た。然れば良民とは處刑を受けたことも無く、他人に

屬せずして獨立するものを云つたのである。

### 王朝時代の結婚

大化年度に改新された法制は、天智天皇の時代に改削されて近江律令となり、それが又文武天皇の時代に改正されたが大寶令である。大寶令出て始めて法律の形體を整つたのであるから、近江律令もその以前のものも未だ法制として見るは何うであらうか、兎に角我が邦最古の成文法はこの大寶令に由て定まつたのである。其の内容は支那の制度に我が邦の習慣風俗を加味したもので、同令に現れたる婚姻に關する條項を擧ぐれば左の如くである。

- 一、男子は年十五歳以上、女子は年十三歳以上に達すれば婚嫁を許す。
- 一、婚嫁には必ず婚主を定め(婚主とは女子の祖父母父兄の如き家長をいふ)若し婚主となるべき家長なければ、隨意之れを定むることを得、男子も亦之に同じ。
- 一、婚姻の成立は婚主の承諾に因り、諸近臣に申告するのみにて足る。



- 一、婚主の承諾を得ずして結婚したる者は答五十に處す。
  - 一、婚姻を約して聘財(結納)を受け、其の約を變ずる者は答五十に處す、但し飲食の贈物は此の限にあらす。
  - 一、妻を妾とし女家の婢を妻とするものは徒刑一年に處す。
  - 一、監臨の官、其の監する所の女を妻とすれば杖八十に處す。
  - 一、人の妻を娶り、及び之れに嫁する者は各徒刑一年に處す。
  - 一、七去の事由あるも三不去の理あるに、猶ほ強て離別するものは杖八十に處す。
  - 一、妻ありて更に娶る者は徒刑一年に處し、女の家は杖一百に處す。
- この法は王朝時代前後に通じて、凡そ五百有餘年の長年月を施行されたが、武家の時代に移つて大寶令は自然に廢止されて、公けの制度は蹂躪されて了つた。

### 武家時代の結婚

源平の争鬭鎮定して北條氏が執權となつてから、貞永年間に貞永式目といふものが發

布になつた、けれども其の規則は武家に關する二三の定めばかりで、一般の人民町人や百姓に就ては何等の定めも無かつた。其の後に後醍醐天皇の朝に建武式目が制定されたが、是れとても永貞式目と大同小異で、又足利時代になつて幾分婚禮法に改正を見ただれど、取立て、云ふべき程のことは無かつたのである。然るに鎌倉幕府前までは多く婿取である、夫となる者は先づ婦の家に迎へられ、數月若しくは數年同棲して後、その婦を夫の家に迎へるを常としたが、夫たる者が婦の家に來たとて其の家名を相續するのでなく、現今いふ養子婿取とは全然趣きを異にしたのである。それが鎌倉幕府時代より武家は、そんな悠長なことをして嫁の歡心を満して居られないので、婦を家に迎へるやうな手ッ取早い略式が行はれ、後世に擴まつて今の嫁取といふ式さへ設けられるに至つたのである。

### 徳川時代の結婚

徳川の天下を掌握するまでは、武家の争奪が激しいので殆ど結婚に關する制度は度外



に置かれた。豊太閤時代に太閤式目の發布を見たけれども、其の大部分は武士の取締法であつて、婚姻に就ては僅に『男女の仲立十六七迄斟酌あるべき事』の一ヶ條があるばかりであつた。次で徳川氏に移つて慶長二十年に始めて武家諸法度を制定した、其の第八條に左の如くある。

私に婚姻を結ぶ可からざる事、夫れ婚合なる者は陰陽和同之道也。容易にす可からず。(中略)男女正きを以て婚姻するに時を以てすれば、國に蠲民無き也、縁を以て黨を成すは是れ姦謀之本也

また元和元年には公武法制應勅十八ヶ條を發布し、結婚について左の規定を設けた。

公家より武家に縁組のごと關東へ相達し、將軍家より沙汰に及び、其上にて取組み申す可く、若し其の儀之れ無く取結はれ候に於いては其の罪申付べく候、縁組の上も猥に宮中の趣き其の沙汰仕り候儀、相聞え申すに於いては重罪たるべき事云々。

また寛永十二年の諸法度八條には、

國主、城主、一萬石以上並びに近習物頭者、私に婚姻を結ぶ可からざる事。

とも見え、また嫁娶儀式に就て左の法度が掲げられてある。

近年小身の輩に至るまで、甚だ華麗に及ぶ向後諸道具以下、分に過ぎたる結構いたさず儉約を用ふべし、譬へ大身たりと云ふとも、長柄鉤ごし三十挺、長持五十棹に過ぐべからず、總て分限に應じ沙汰すべき事。

とあつて奢侈を禁じたのである。又寛文三年には法度第八條に但書を加へ、

公家と縁邊を結ぶに於いては、向後奉行所に達し差圖を受くべし。また天和三年にも同じ意味の觸書は出た。尙ほ徳川百ヶ條なるものには左の如き項目があつて、結婚に關して多大の注意を惹いてゐるやうであつた。

男女室に居るは人の大倫なり、十六歳獨居すべからず、媒約を求めて婚姻の禮を結ぶべし、而れども同姓を妻らす、家筋血筋を撰びて縁を結ぶべし。妻妾の差別は君臣の禮を以てすべし、天子十二妃、諸侯八嬪、太夫五嬪、士二妾、其の以下は匹夫なり、古聖之れを禮記に記す、古今の帝典なり云々。

此の外享保二年、延享三年、寶曆十一年、天明七年、天保九年、嘉永七年、安政六年



等にも法令が出たが、何れも天和の令と同じ事で、諸士法度といふは萬石以下麾下の士に關しての律令であつた。

### 現代の結婚

明治維新になつて總ての制度は根底から崩壊され、婚姻法の如きも大改正を施されて、明治四年の新律綱領となつたのである。此の律令は大寶令が支那の制度に據たごとく、矢張支那律が土臺となつたもので、其の精神は我が人情風俗と隔離することが多かつた。其の後明治十四年に新律綱領は廢されて舊刑法と變り、明治三十一年に發布された法律が現今行はれて居るのである。其中で結婚に關する法律規定は、民法第四篇第三章の第七百六十條から第八百十九條まで五十四條に亙つてゐる、その重なるものを列擧すれば、

- 一、男は滿十七年、女は滿十五年に至らざれば婚姻を爲す事を得ず。
- 一、配偶者ある者は重ねて婚姻を爲す事を得ず。

一、女は前婚の解消又は取消しの日より、六ヶ月を経過するの後にあらざれば、再婚を爲す事を得ず。

一、姦通に因りて離婚又は刑の宣告を受けたる者は、相姦者と婚姻を爲すことを得ず。

一、直系族又は三親等内の傍系血族（伯叔甥姪の間）に於いては、婚姻を爲すことを得ず。

一、子が婚姻を爲すには、其の家に在る父母の同意を要す。但し男滿三十年、女滿二十五年に達したる後は此の限りにあらず。

一、婚姻は之れを戸籍吏に届け出るに因りて効力を生ず。（假令正當の結婚をしても此の届け出でを爲さざるときは、法律上正妻たる資格なく、今いふ内縁の妻と稱するのである。）

一、人違ひ其他の事由により、當事者間に婚姻を爲す意志なき時、および當事者が婚姻の届け出を爲さざる時は無効とす。

一、詐欺又は脅迫に因りて婚姻を爲したる者は、其の取消しを裁判所に請求する事を



得。

一、妻は婚姻に因りて夫の家にいる、入夫および養子は妻の家にいる。

二、妻は夫と同居する義務を負ふ、夫は妻をして同居を爲さしむる事を要す。

三、夫婦は互に扶養を爲す義務を負ふ。

この外にも尙ほいろ／＼あるが、また裁判上より公けに離縁し得らるゝものは約左の十項目である。

一、配偶者が重婚を爲したるとき。

二、妻が姦通を爲したるとき。

三、夫が姦淫罪に因りて刑に處せられたるとき。

四、配偶者が偽造、賄賂、猥褻、竊盜、強盜、詐欺取財、受寄財物費消、贓物に關する罪若しくは刑法の罪により輕罪以上の刑に處せられ、又は其の他の罪に因りて重禁錮三年以上の刑に處せられたるとき。

五、配偶者より同居に堪へざる虐待、又は重大なる侮辱を受けたるとき。

六、配偶者より惡意を以て遺棄されたるとき。

七、配偶者の直系尊族より虐待、又は重大なる侮辱を受けたるとき。

八、配偶者が自己の尊族に對して虐待を爲し、又は之れに重大なる侮辱を加へたること。

九、配偶者の生死が三年以上分明ならざるるとき。

十、婿養子縁組の場合に於いて離縁ありたるとき、又は養子が家女と婚姻を爲したる場合に於いて、離縁若しくは縁組の取消しありたるとき。

要するに我が邦の婚姻法は、自由結婚の制度から干涉制度に移り、更に再び元の自由結婚の制度に返らんとしつゝあるのである。

現代の結婚にも種々あるが大體みに類別すると、皇族、華族、軍人、特種の規定なきもの、結婚の外、外國人との結婚、國際的結婚即ち日本人が外國にて日本人同士又は日本人と外國人との結婚、外國人が日本に於いての結婚等である。



### 皇族並に華族の結婚

天皇の大婚は、皇室婚嫁令に定められてあることで、其の規定に従ふて行はるゝのであるが、皇族方の婚嫁は何れも勅許に因らねばならぬ。結婚は同族間及び勅旨に因りて特に認許された華族に限つて、婚姻を爲すことが出来るのである。華族にあつては、其の結婚を爲さんとする場合は、宮内大臣へ届け出で其の許可を受けねばならぬので、華族の戸籍および身分は宮内大臣の管掌になつて居るから、戸籍吏へ届け出づる必要はないが、他の一切の事項は民法の規定に従ふのは勿論で、華族だからと云ても法律上の責任は云はずもが方である。

### 陸海軍人の結婚

陸軍も海軍も其の軍人の結婚には規定がある。將官並びに相當官は勅許を受けねばならぬ、上長官、士官、准士官は陸海軍大臣の許可を受け、下士卒に至つては所管長官

の許可を受けねばならぬのである。元は家計保護金といふものを上納して、結婚するやうな規定であつたけれど、今は金を上納しなくも許可さへ受ければ可いことに成つたのである。又軍人の婚姻届け出でに就ては、戸籍吏は以上の許可を得てあるや否やを取調べてより受理するやうに成つて居る。

海軍々人結婚條例には、配偶者たるべき婦人は、行狀端正で十六歳以上でなければならぬ定めである。民法上の婚姻年齢とは相違があるけれども、海軍々人結婚條例は民法に先立ち制定されたものであるので、斯様ことには成つて居るもの、十六歳以下十五歳以上の婦人と結婚して届け出を終つた場合には、民法の上では立派に有効のものである。

### 外國人との結婚

外國との交際頻繁になつた今日、日本人にして外國人を入夫にして結婚したり、または婿養子に爲たりすることが出来て來た。此の場合には何うしたら可いかと云ふに、外



國人を入夫結婚、或ひは婿養子とするには、内務大臣の許可を受けねば成らぬのである。内務大臣は此の請願に接すると、入夫または養子にせんとする外國人が、引續き一ケ年以上日本に住み又は居所を有し、品行の正しき者であるか否やを取調べた上でないし、許可を與へないのだから、戸籍吏がその届け出を受理する際にも、内務大臣より仔細なく許可されたや否やを第一に調べ、いよく許可を受けて居ることが判然としなない時は、結婚届を受理して呉れないのである。若しこの正式を踏ます内務大臣の許可もなくして、入夫結婚または養子縁組をした場合は、その結婚は完全有効であつても、其の夫となるべき外國人は日本の國籍に列することが出来ず、内縁の夫といふ資格より無い事になるのである。

### 國際結婚

國際結婚とは國籍を異にして居る男女が結婚○するを云ふのである。日本人同士または外國人同士が、本國以外の國で結婚するも亦た國際結婚と稱するのである。外國婦人が

日本の男子に嫁したる時は、その婦人は當然日本人の資格に移り、また日本の婦人が外國の男子に嫁したる時は、其の婦人は日本人たる身分を失ひ、戸籍はその夫たる外國人の國籍に入るが規定である。そして此の國際結婚を成立せしむるには、關係國中何れの國法に據るのが正當であるか、多くの場合特別の證議を要するのである。下の數項に徴すれば其の場合等を略ぼ了解されるであらう、けれども之れに就ては種々の事情が纏綿することあつて一概には云はれぬ場合がないでもない。

#### 外國で日本人同志の結婚

海外にある日本人同士が、外國で結婚しやうとするには、實地に行ふべき手續きその他の條件は、我が法律に従はねばならぬ事は勿論であるが、届出でなどの形式に渡る條件は、結婚をする土地の法律に従ふ事も出来るのだ。それに今一ツ日本の公使または領事に届け出ても可いことに成つて居るけれど、外國で舉行した日本人同志の結婚が、その結婚をした土地の法律に因つては全く無効となることもある。如何なる場合にそんな奇観があるかと云へば、一例を擧げて見ると、先妻の姉と結婚したとせよ、我が邦で



その結婚は差支へないけれど、土地の法律が之れを許さない場合には、其の土地では其の結婚は正當と認められない、即ち無効の結婚に終るのである。

夫れから外國に在る日本人同士が、その國の法律に因つて結婚せんとする場合には、在住地の官署は其の日本人が適當なる結婚條件を備へて居るか否やが解らないので、日本官憲の證明を提出せよと命することがある、斯ういふ時は日本人は在籍地の市町村長に證明書を請求し得られる。是れ等の手續きを全ふして其の土地の法律の下に結婚しても、之れを取扱つた土地の吏員はその日本人の本籍地の戸籍吏へ通知はしない。また日本の大吏や公使や領事が結婚の届け出を受理することがあつても、是れとて一々本籍地の戸籍吏へ通知しないから、本籍地にては其の結婚を一切知らないのである。海外歸朝者に重婚者があつて往々法廷を煩はすやうな弊害を生ずるは、本籍地の戸籍吏が海外に於いて行ふ結婚を知らないので、重婚の届け出を受理するに起因するのである。

海外で邦人と外人の結婚

海外に居住する日本人にして、外國人と結婚せんとする場合は、其の居住地の法律に

因つて舉行しなければならぬ、例へば日本人が英國に於て英國人と結婚する時は、英國の法律に據らねばならず、米國に居て外國人と婚姻を結ぶには、米國の法律に従はねば成らぬのである。其の従ふ處の法律といふのは、結婚届け出のやうな形式上の條件であつて、日本の大使或ひは公使、または領事は、日本人の間に行はれる結婚は取扱ふことが出来るが、日本人と外國人との間に行はるゝ結婚を取扱ふことが出来ないで、是非なく其の所在地の法律に従はねばならぬのである。若しまた英國に於いて日本人が米國人と結婚する場合、米國に於いて日本人が英國人と結婚する場合の如きも、矢張その所在地の法律に因ることゝ承知して可いのである。

外人が日本にての結婚

今度は外國人にして日本に在留する者が、外國人同士の結婚をする場合は何うであるかと云へば、矢張り同一の手續きを要するのであつて、例へば佛國人が佛國人と結婚せんとするには、實質上の條件はその本國、即ち佛國の法律に従つて執行ひ、また形式上の條件もまた本國の法律に因つて、その大使、公使、領事が之れを取扱ふ事も出来る、



また日本の法律に従ふて日本の戸籍吏が取扱ふことも出来るのだ。また日本に在留する米國人と獨逸人とが結婚せんとする場合には、實質上の條件は各自が本國の法律に従ひ、形式上の條件は日本の法律に従はねば成らぬのである。其の實行方は海外にある日本人の婚姻と同一であるを見て差支へないのである。

### 第三章 配偶者の撰び方

結婚をするに配偶者を選ぶことは大切で、一生の禍福は之れに依て招くといつても差支へないのである。妻の悪むは六十年の不作といふ諺があるが、特に女房の悪むばかりが不作でない、夫の悪いのに出會しては妻は生涯の憂き目を見るので、夫れが實に夫婦間の關係に止まらず、子々孫々に至るまで、不幸となる例は珍しくないから、夫にせよ妻にせよ、撰擇の大切なることは、一通りでないのである。嘗て大澤醫學博士が結婚すべからざるものとして、醫學上の見知より述べられた説を擧ぐると斯うだ。

普通の結婚の場合には血統の調査を嚴重にし、父母、祖父母、曾祖父母、兄弟姉妹、

甥姪の體質を調査し、悪疾・變質との有無を確めて、無い者に限つて結婚することが必要である。人間の身體の構造や又身體中の耳なり眼なり、その他各部の官能には皆それ／＼の標徴があつて、特種の定型を形成するもので、此の定型を離れて發展し過ぎたり、退却し過ぎたりして並外れとなつた者を變質者といふのである。身體各部の官能は何れも發展を望むべきではあるが、例へば眼が馬鹿に大き過ぎるとか、頭が馬鹿に大き過ぎるとか云ふやうに、他の各部が不釣合に一方にのみ優れて發育し居るもの、即ち唯だ一部のみ偏勝すると却て害になる事がある。勿論右と反對に退却した場合は何れも不良であつて、其の退却の度合が甚だしければ生存することが出来ないのだ。此の變質を分けて見ると次の數種となる。

#### 第一 解剖的のもの

身體の過大なるもの、身體の過小なるもの、身體の發育が小兒の状態に止つたもの、男で女の體格に似たもの、女で男のやうな體格のもの、頭の小さなもの、頭の尖つたもの、頭の曲つたもの、頭の歪斜したもの、前頭骨上眉部の甚だしく肥厚もの、頭骨の



尖つたもの、顎の小過ぎるもの、片眼の過大過小なるもの、紅彩の色素少きもの、瞳孔の形異常なもの、鼻の低いもの、鼻の曲つたもの、耳殻の過大過小なもの、耳輪のないもの、その他耳の構造の不整なもの、兎唇、狼咽、齒列の不整や合齒不全のもの、齒の過大過小のもの、乳齒のないもの、乳齒の脱落ぬもの、舌の畸形、脊椎数の異常のもの、脊椎の破裂、漏斗状の胸廓、多趾、多趾、指趾の少ないもの、指趾の癒着したもの、先天的脱臼、扁平足、副乳男子の乳房過大、毛髮發生、女の鬚髻、早く白髪となり又は禿頭となるもの、皮膚の色素のないもの、睪丸の腹内に隠れたもの、尿道上又は尿道下の破裂、包莖、精體の缺くるもの、子宮内部が動物のやうに分割してあるもの、子宮の小過ぎるもの、膈の癒着、半陰陽、女子骨盤の畸形、心臓、肺臓、肝臓、脾臓、腎臓、腦、骨格等の構造又は位置の異状あるもの等。

第二 官能的なもの

言語構成の障害、言語、歩行の遅く始まるもの、斜視、眼球振盪、遺尿症、麻痺等である。

第三 精神的なもの

癡癲、白痴、偏執狂、その他精神病等である。尙ほ此外に社會的の變質がある云々。此の説に據るときは殆んど結婚する者は無いやうであるが、只だ標準を茲において撰擇したら、大いなる過誤は無からうと思ふのである。

顔附に據る撰び方

人の顔を標準として配偶者を選擇するとは輕卒のやうであるが、強ち心理作用に背馳するとは云ない點があるから、参考の爲に述べて置くも無用で無からうと思ふのである。即ち人の顔の形を大別すると左の三種類となる。

- 一、心性質、俗にいふ瓜核顔と云つて、上が廣く下が狭くなつたもの。
  - 二、運動質または筋骨質といつて、頬骨の立つた長い細面のもの。
  - 三、營養質といつて圓い顔のもの。
- 人の顔の形は此の三種の中の一つを備へてゐるから、配偶者を選ぶには自分に反對し



た顔の形を撰擇するが善いのだ。例へば自分が營養質であれば、運動質のものを選り、假に撰擇者が女ならば如何に、美男子だからと他に持長があるからとて、決して心性質の男を撰んで成らぬ、當座は圓滿な家庭を造ることも前途に不幸を招く憂ひがある。又自分が運動質の顔であるならば、營養質か或ひは心性質の男を撰ぶので、また自分が心性質であるならば、運動質の夫を撰ぶが佳い。

何故こんな選り方するかといふに、營養質の人は性質が綿密で、温順で人の氣を反らさぬ圓滿な心があるから、物事を折衷和合する智慧がある、俗に秘密性ともいひ總ての取做しが巧手であるとされてある。一方運動質の人は心が判然として活潑で才子風であるが氣が短い、物を成しあげることには上手だが保守が下手、即ち尻の締りがないのである。其處で一方の配偶者が營養質であると、巧くこれを保守して往くことが出来るので、事業上などには此様夫婦は最好であるのだ。心性質の人の心は、一寸と營養質に似て、温良で智能が発達して居るから、運動質の人を補つて萬事を成就させる、短氣な處へ悠長で補はれて平均し、活潑な處へ温順が加はつて相平均すると云ふ風に調和するのである。

### 夫の撰擇標準

婦人に取つては夫、一生涯を任す男を選ぶは中々大切なことで、其の婦人の性質や境遇に由つて種々異つて居るだけ、それだけ企望も亦た相違して居るが當然である。けれども煎じ詰めたならば、夫たるもの、人物、夫たるもの、年齢、夫たるもの、體質、夫たるもの、自分の相生、夫たるもの、家柄、夫たるもの、財産、夫たるもの、嗜好、夫たるもの、兩親兄弟親戚關係等であらう。是れ等の八點が自分の理想と符合した夫を持たいと望むは人情であるが、中々注文通りのお聲様を得やうと云ふは難いことで、鐵の草鞋で探して歩いても容易にはないが。婦人として夫たるべき人を選むに共通とも云ふ、此の八ツの企望は悪い考へではない、ハイかつた令嬢などになると相生と云ふ事は、舊弊だと度外視されるけれども、相生の爲めに結婚を左右されて居ることは決して尠くない、人に由ては先づ第一に相生に注目する習慣はあるから、一般の社會殊に中流



以下の家庭に潜勢力を有することは、實に豫想外である。

夫たるもの、人物

古今を通じて婦人が夫とすべく望む男は、才幹優秀の人である、品行方正の人である、學問があつて人品卑しからぬ人である、技藝に達し識見に富む人である、美男にして溫柔な人である、活潑にして男らしい人である。いかに財産があつても不品行な男、學問はあつても品性の劣等な男、小才子と云はれても醜男を夫として望む者はない。假に不品行でも財産があれば佳い、學問がなくとも美男であれば佳いと云ふ婦人があれば、夫は夫を撰擇する資格がないので、虚榮心に精神が脱殻になつた女が、只だ浮氣の爲めに一身を投り出してゐる女と云つて差支へなからう。兎に角自分の理想に適した夫を選定するといふことは、眞面目に履行しなければ成らないのであつて、只だ父兄或ひは後見人等に任せて對岸の火を観るやうな氣で居ては成らないが、今の無暗に新しがる女のやうでも困る。現に近頃ある女學校の同窓會に結婚問題が出た時に、銘々から提出した條文を一括すると、

一、二萬以上の財産家で一生衣食に苦しまず安樂に生活すべき家。

二、姑小姑などの厄介者なき家。

三、夫は溫柔慈愛にして學士將校以上で美男たるもの。

四、僕婢二人以上を使ふ家。

これでは花見遊山にでも往く氣で居るやうで、餘りに蟲の好すぎた理想である。眞面目に對手を研究して自分の理想に反しない程度で、その人物に就て深く注意を拂はなければ成らないのである。

夫たるもの、年齢

民法には男滿十七年女滿十五年に達すれば、結婚することが出来る規定であるから、女十五歳以上になると十七歳以上の男子ならば、其の男子と法律に許された範圍で結婚するは差支へがない、老人でも若い者でも夫となる人を撰擇し得らるのである。けれども普通女の成熟するのは十九歳から廿歳の間で、男の成熟期は廿一二歳であるが、男の廿一二歳といへば、まだ修業中のものが多く、殊に早婚は種々の弊害伴ひ近時嫌ふ傾



向を生じ居る時なれば、夫として選ぶべき男の年齢は二十七八歳より三十二三歳までが適當である。夫となるべき人は自分より二歳以上十歳前後の年上を選ぶが相當で、餘り夫婦の年齢に相違のあるは、家庭に不和を生ずる媒介となる例は澤山ある。十七歳の娘盛りを頭を禿らした六十以上の爺さんの玩弄に結婚する、虚榮心の肩書結婚、慾張心で財産を見當の結婚などは、譽めた話でもなく氣概のある女の學ぶべきことで無い。また自分より年下の夫を持つといふのも考へもので、絶えず自分は年長者であるといふ心から、兎角夫に對して遠慮勝になつて、家庭の圓滿を繼續するに多大の苦痛を感じる場合がある。また俗説に四目十目といつて配偶者の年齢が四ツ違ひ十違ひを忌む習慣がある、是れ等は素より取るに足らざる事ながら、男女の相生を彼れ是れと争ふ側には、最も深く忌避されて居るのである。

社會が複雑になるに従ひ、都市に於いては兎角結婚年齢が段々後れる傾きになつたが、歐米でも男子の結婚年齢は平均三十二歳であつたけれど、最近十年間の調査では廿九歳と早め、女子の結婚も早まつて來た結果、出産數が増加するであらうと思へば、それに

正反對に却て出生數が比較的減じて來たのは、大に注意を拂ふべきことで參考の資に供するに足るでは無いか。

## 夫たるもの、體質

夫となる人が健康體で社會に活動するのと、虚弱で何時も蒼白い顔をして病氣で居るのとは、一家の幸不幸に大いなる關係を有することであるから、近來餘程體質といふものに注意するやうになつた。夫を撰擇するに之れが注意を忽せにする者はあるまい、殊に神經質の人と水脈質の人が夫婦になり、多血質のものと膽汁質のものが夫婦に成つた時、その結果は何ういふ風であるかと云へば、離婚沙汰は極めて少數で圓滿な家庭を造つてゐる。それに反して神經質と神經質との夫婦、多血質と多血質との夫婦は、何様結果を観るであらうか、多く圓滿な家庭を造ることが難かしく、破鏡の歎に泣くものが多いは、單に學說として稱へられるばかりでなく、實地に就て研究しても能く合點の往くことであるのだ。だから只だ夫たる人の健康や虚弱にのみ注意しないで、此の點にも十分なる注意を拂ねばならぬのである。



夫たるものと自分の相性

男女の相性など云ふことは勿論俗説ではあるが、配偶者の撰擇に就ては世間で多く用ゐらるゝものであつて、相互の生れ年に因て夫婦と成りて幸福であるか、又不幸であるかを豫知する方法であるのだ。(男女相性参考)

吉の方

男木女木。男木女士。男火女水。男火女士。男火女木。男土女士。(半吉)男土女金。  
男土女火。男金女水。男金女士。男水女木。男水女金。

凶の方

男木女火。男木女金。男火女火。男火女金。男火女水。男土女水。男土女木。(半吉)  
男金女金。男金女木。男金女火。男水女木。(半吉)男水女士。男水女火。

夫たるものゝ家柄

夫たるべき人の家柄を選ぶといふことは大切な事であるが、其の人の人物や品行や體質や學問或ひは技藝、また商業上に於ける手腕等を顧みないでは何の役にも立ぬので

ある。假令その家柄が源氏の嫡流にあつたにしても、名家の後裔にした處で、當の對手の夫たるべき人が白痴でない迄が、常識にも缺けて居るやうでは詰らない。家柄と云ても昔流に彼處の家は同藩士でも身分が輕いから縁組は出來ぬとか、辨當官吏の息子には遣れないとか、水呑百姓の小作を舞にしては家の瑕瑾になると云ふやうな、開けない方面からの穿鑿でなく、夫とすべき家の血統を調査する必要である。先づ對手となる配偶者を元として、父母、伯叔父母、祖父母、祖伯叔父母位のところまで調べて貰ひたい。調査科目としては是れ等の血統に瘋癲、白痴、惡疾、殺人、變死其の他破廉耻罪で處刑を受けたものゝ有無、又その兄弟姉妹に同じやうな事のある無しであるが、父母の性質に就ては最も注意を要すること、父なり母なりが大酒家であるなどは大に避けるが佳い、父母のうちが正覺坊であるから、其の子が惡疾の遺傳を承けてゐるとは限らないが酒の害の怖るべきは幾干も實例のあること。一千七百四十年獨逸の一地方に生れたアダ、ユルケと云ふ女、酒呑みで盜癖があつて浮浪生活に終つたが、此の女の生た子孫が段々殖え八百三十四人となつた處、其の八百三十四人の中で七百九人だけの行末が判然



してゐる。即ち其の中の百六人は私生兒、百四十二人は乞食で、六十人は救貧院へ收容され、百八十一人の女は淫賣となり、七十六人は犯罪者であつて、其の中の七人は殺人犯であつた。そして七十五年間にこの一族の爲め獨逸政府の費した金は、監獄費や救助費で我が二百五十萬圓の多額に上つたと云ふ例もある。酒の媒介で子々孫々惡癖を遺傳することの怖しさは、斯くの如くであるから、配偶者の父母と酒量といふ事に最も注意を拂はねばならぬのである、夫たるべき人の酒量も無論のことである。

夫たるもの、財産

夫を選ぶには貧乏人が佳いと云ふ人は少ない、三井とか岩崎とか云れる程でないまでも、相當の財産があつて生活に苦勞なく、上流と交際して耻ないやうな望みもあらう。尙中流は中流、下層は下層なりに夫の財産に因て自分の光明を放ちたい望みを抱くは人情である。成程夫たるべきものが人物に申分なく、學問もあり品行も正しく、健康でもあつて財産があれば此の上はないけれど、例令財産は山ほどあつても夫が虚弱であつたり、不品行であつたり學問もなく働きもなかつたら詰らぬ、尙は無慈悲慘酷であつたら

何うである、財産を當にして嫁し生涯を誤ることが無いとは云れぬ。分に應じた望みに甘んじ提灯に釣鐘のごとき夫えらみの淺薄な考へは止め、力めて貧乏人を選べとは云ないが、人物、品行、學問または働き、健康の方面に心を傾けて撰擇をなし、財産は目前に困らぬ程度を標準とすれば大なる過失はあるまい。金は湧きものである、百萬の富も塵食すれば空しくなる事を忘れてはならぬ。また我が家の財産に注目する男などは、論外のことである。

夫たるもの、嗜好

嗜好と品性とは密接の關係を有するものであつて、自分の嗜好を満すが爲めに常に眞面目な人も不眞面目な行ひをする、着實家と許さるゝ者が突飛な眞似をして他人を驚かす事がある。讀書だとか謠曲だとか云ふものを好む男と、寄席芝居または競馬などの賭事を好む男とは、その品性に於いて格段の相違あるは何人も認むる處であるから、夫たるべき人の嗜好には十分の注意をせねばならぬ。酒をその嗜好の第一に數ふる男を夫とするは、餘程研究を要せねばならない、同じ嗜好にも程度があつて一合の酒に舌打ちし



て笑ひ遊ぶもあり、一升の酒を飲みて狂者染た事をするものもある。前者は家庭に何の障も無いのだが、後者は大影響があるので。酒の害毒たることは家柄の撰擇で血統に關しても實例を引いたが、専門家の研究に因ると、

- 一、壽命を短縮すること。
- 一、悪性を子孫に傳へて人種を劣等ならしめること。
- 一、體質を悪化して病氣に罹り易からしめること。
- 一、肺病、微毒、淋病、虎列刺、窒扶斯、赤痢、黒死病などの傳染病に對する感受性を増すこと。

一、他人に危害を加へ自殺を促しその他災害を醸すこと。

一、子孫の虚弱なること。

一、悪疫を子孫に遺傳して發病せしむること。

數へ立るとまだ幾干もあるが、先づ斯様風に害が多いのである。賭事即ち賭博の好きな男は夫とするを避けねばならぬ、中流以下の夫を遺むものは深く注意を拂ふべきである

又下層社會でも酒飲、賭博好き、怠け者、夫に持つ時は生涯貧乏と闘つてもとても勝つ見込みない、是れ等は最も賢えらみに大切な條目である。

夫たるもの、兩親兄弟親戚

この問題は妻となる人に取ては最も注意を要し、最も關係の直接に來ることである。妻となつて一家の主婦と仰がるには、只だ夫たるべき人の氣に入れば可いと云ふものでない。其の家に舅姑があれば其の面倒も見ねばならぬ、小姑があれば其の世話もせねばならぬ、嫁と舅姑、嫁と小姑と云へば、昔からその間に一種妙な空氣が棚引てゐる、況してむづかしやか底意地の悪いのに逢ては、實に悲惨な境遇に沈まねばならぬ事もあるから、只だ夫たるべき人の人物に惚れ込みて嫁するもの、兩親などの勸めに依て嫁せらるゝものもあるが、果して自分の節操を賭してまでも嫁すべきものか否やは研究ものであらう。是れ等は能く調査を遂げて、自分に耐へ得られるか何うかご自ら決する必要があるので、他から強ることは出来ない、と云て折角の立派なお聲さんを取外すは残念である、奉公人の目見得と違つて一旦嫁して、何うも居暖れぬと云つて逃げ出すも



餘り意氣地が無さすぎる事になるから、出来得るだけの調査をして決心する必要があるのである。

### 妻の撰擇標準

妻の撰擇に就ては一時の趨勢は、快活を要求條件として嫁入荷物、無形の「荷」としてけれど、快活な女は裏面には不柔順な性質が含まれて居て、馴れるに従ひ其の缺點が現れ家庭の圓滿を缺くので、現今では柔順で貞操高く忍耐力の強い婦人を要求するやうになつたが、是れは日本の家庭に最も適當なお嫁さんである。たゞ柔順であれば何でも佳いと云ふ意味ではなく、氣品と品性のある女を貴ぶのである。嚴格な家庭に育つた娘は整然と一定の型に箱つて立派な性質を備へ、卑しい物より高尚なもの、美しい物より氣高いものを好むが、だらし無き家庭に育つた娘は何うもその正反對になるから、妻の撰擇は家庭の善惡に注意をせねばならぬ。氣品について文豪スチールは金満家で寡婦の美人レデー・エリサベス・ヘースチングを形容した言葉に「彼女を見れば放姿無禮の心直に

止み、彼女に戀せんとすれば高等の教育となる」と云つたは面白いが、只だ氣品ばかりを貴んで性格を忽せに看てはならぬのである。上下通して一般から見ると、人の妻として勤むるだけの事を勤め、一家の主婦として家を取締るべく總ての用意周到な性質があつて貰ひたいのである。そして妻の人物、妻の體質、妻の年齢、妻との相性などの如きは、夫の撰擇と略ぼ一致して居るから、是れ等は殆んど共通と云つても佳いが、妻を選ぶには其の外に異なるものを列擧すると、妻たる者、容貌。ヒステリー系のある者。虚榮心の強い女。妻たるものの家柄。妻たるもの、持參金。妻としての箱入娘。妻としての晩婚者などは、周到な撰擇を要するのである。

### 妻たるもの、容貌

男子が通有の望みとして、美しい細君を迎へたいと云ふのは人情である。借老同穴を誓ふ妻の醜いのは、餘程の茶人でない限りは望まないであらうが、良妻といはれ賢母と稱せられる女が必ず美人でない、顔が花のやうな美しい愛嬌に富だ女でない、また美人が良妻賢母の資格を専有するものでもない。古來美人薄命と云ふは、多くその美貌



が崇つて自ら過ちを招くにあるから、妻をえらぶ目的が良妻賢母を得るにありとすれば美人であるから柔順である、婦人の美德を備へてゐる、美人であるから偉人を産むと云ふ保険附のもので無い。と云つて醜婦が必ず貞操である、柔順であるとも云へぬ、不美人には自分の容貌を常に氣にする癖性があるから、僻みといふ事が尋常婦人には多いものである。此様闇を引き當たら夫たるもの、迷惑は一通りでない、妻は決して玩弄物でないから、單に何にも構はないで單に美貌を選んではならない、美人と否とを眼中に置かないで心靜に選擇すべきである。

ヒステリー系のある女

妻を選擇するに血統調べを疎漏にしてはならない。妻となすべき人の父母祖父母また伯父叔母位までの處に、悪疾のあるか無きかは十分の調査をせねば、その血統に何様な悪疾が潜伏してゐるか知れない。妻を貰ふのは我が家の子孫を繁殖させるのが、第一義と成つて居て彼の七去の中にも子なき妻は去ると云つた程で、祖先の祭祀を絶さぬ爲めに迎へた妻が、疾病その他で子を産まなかつたら、妻を迎へる目的が外れて了ふのであ

る。妻がいくら健康體であつても、夫の體に不健全な處があつて、懐妊しないのもあらうが、多くの場合が夫の體質は少し位不健全な處があつても、妻の體質が健全であれば懐妊するものである。子孫を殖す爲めに迎へた妻の體質が悪かつたり、悪疾の系統があつたりしては、生れた子供にそれを遺傳する恐れがあるのだから、血統調べの大切な事は云ふまでも無いが、妻となるものゝ家に悪疾、白痴等の系統があつたにしても、表に現れない場合は調査も行届かずして、夫たるものも尙知らない以上は何にも意に止めないけれど、ヒステリー症の婦人を妻に持ては實に慘めである。嫉妬偏執が猛烈であるのみでなく、猜疑心が深くて誠に始末に困るものである、常にそれであるのに何か新たに心配事でもあるとか、夫に對しまたは家族に對し不平でもあると、忽ち病狀は募つて來て發狂者の如く、躁狂のやうになつて騒ぎ散らすのもあれば、憂鬱性に陥り無暗に悲觀して泣けばかり居るものもある。是れでは夫たるものゝ遣り切れる道理がない、家庭は常に不圓滿のみ成つて面白くないのみでなく、直接に利害問題に影響して來るのだから、その血族間にヒステリー症のありなしを嚴密に調査する必要があらうと思ふので、



まだ若い女でお嫁さんに來る時代から、他人に認められる程のヒステリー症狀がある女では大變だが、大抵な婦人はお嫁入時代の若いころは左程目立ものでないから、妻とすべき人に直接關係のある血族に、この患者の有無をよく調査し他人より認められる程の者ある時は考へもので、必らず結婚後に發作して來る、子供は出來るといふ段取になつてから困る者は獨り夫である。

虚榮心の強い女

婦人と虚榮心とは相伴ふものである、虚榮心のない婦人は水氣のない果物の如しとさへ云ふ程であるが、東京控訴院の老判事は婦人の犯罪に就いて斯う言つてゐる。婦人の犯罪は虚榮心を満さんが爲めの墮落より犯すものが一番で、飢渴に迫つて窃盜を働くものは極めて稀れである。婦人は虚榮の化身と云れるだけに、自分の犯罪も虚榮に伴ふ墮落よる起るものであるから、身分を忘れた婦人の虚榮は十分に相警めなければ成らぬ。犯罪者となつても虚榮心を發展したいのが天性であるとするれば、先天的に共有性である虚榮心を除き去ることは出來ないが、虚榮心の強い婦人を妻にしたならば、其の夫たるも

のは常に苦痛を爲しつゝ、妻の爲めに働くこと云ふやうな結果を見るに至るのである。虚榮心の強い妻を迎へた爲めに、一家の生活を支へることが出來ないで離縁した例は少なくない。妻の虚榮心を満足させることが出來ないで、煩悶の果が狂者になつた文學者や、または自殺した政治家もある。是れ等は餘り極端な二本棒であつて、いかに其の妻の愛に泥んでゐたからとて、發狂したり自殺したりするは意氣地が無さすぎるが、虚榮心の強い妻は夫の身を喰ひ破り、一家の支柱を空洞にする白蟻に均しい。雷に夫ればかりでなく、舅姑のある家なら其の舅たる人姑たる人と折合ふものでない、必ず家庭に風波が漂ふて何時も圓滿に穩な、春の海のやうな時があるべきでないから、妻を迎へるに臨んで虚榮心の強い女と見たら、宜く顧みないのが一番よいのである。

妻たるものゝ家柄

世間には往々妻とすべきものゝ家柄に打込んで結婚する事がある。例へば其の家が金持であるから事業をする時の便利になるとか、官邊の勢力者であるから其のお鬚に縫つて榮達しやうとか、又大頭の實業家から妻を迎へておけば、其の聲掛りで會社の重役に



でもならうとか云ふ野心から、評判は餘り良くないが彼の娘で我慢しろなどと、只だ自分の野心を満すが爲めに氣に進まぬ女と結婚するは、將來に不愉快な現象を招くに均しいのである。妻を迎へるには自分より地位の低ひものを選べど、古人も教へてゐるは道理ある動かぬことで、若し目上なごから此様細君を持たぬ度機嫌を取らねばならない、細君の権力は莫大なもので家庭は何時も喜劇を演じて居る様である。併し妻の家柄を全く度外せよと云ふのではない、只だ家柄に迷ふて意氣地なき男子と晒はるゝは面白からぬこと、云ふのである。金持のお嬢さんやお大名の姫様が淑徳高き才媛とは限らない、辨當官吏の娘がお茶つびのおきやんとは限らない。家柄々々とそれにのみ迷ふて苦樂を共にすべき妻に、意外もない女を脊負込み生涯お守役で終るは愚も甚だしい、假令實力があつて出世榮達しても、あれは顯官の駟馬であるからだ、富豪のお聲さんであるからだと云れるは、堂々たる六尺の男子が如何に口惜き限りではあるまいか、茲に緊禪一番妻の禪に包まつて榮達を願ふ依頼心は捨てるにしかすであらう。

妻たるもの、持參金

古來持參金附の妻に曰く付のないのは稀れで、何か曰があるのが多い。不具者であるとか、疵者であるとかである。左もない持參金附の妻を迎へては、夫は常に壓迫されて俗にいふ嬖天下に甘んじなければ、到底も家庭は圓滿に往くものでないのだ。迎へる妻が澤山な金を持て来るのは、鴨が葱を脊負て流れ来るやうなもので此様甘いことはないが、持參金の有る無し多い少いに眼を光らせるなどは、不見識極つた妻の撰擇方である支那や臺灣あたりでは金を出して妻を迎へる風習がまだ存してゐるが、其の反對に妻から金を持て来るのを撰ぶは、男子の價值が下ること夥だしいでは無いか、結婚はそんな輕々しいものでない事を忘れては成らぬ。持參金附の妻を迎へるなら、男妾になると云ふ意志で決行しなければならぬのである。

妻としての箱入娘

舊時代では妻とするに箱入娘は歓迎されたものだが、廿世紀の空氣に觸れた男、家庭に箱入娘のお嫁さんは向きが悪くなつた。箱入娘といへば深窓の中に育ち、重いものと云たら著より外に持た事のない、世間見ずのお嬢さんであるから、此様女を妻にした夫



は先づ一身の破滅と覺悟しなければ成らぬ。妻をただ床の間の置物として、玩弄物として扱ふのなら箱入娘結構であらう、けれども妻として内助の功を奏し、夫をして後顧の憂ひなからしめるなどは、箱入娘には到底も無理な注文であつて、其の技倆を有するだけの經驗もない、又妻はお嫁さんとして眺めて居るのが本意でないから、人の母と成つた場合に子を教育して往かれなかつたら、其の子の不幸は勿論その家の損害は何れだけであるか知れないのだ。浮世の風にも當つたことのない嬌々した身で、内政を司る一家主婦となる資格は覺束ないのである。それで昔風の柔順な美質を備へた娘では、生存競争の激しい現代である、社會は時々刻々猫の目のやうに變遷して往くの、母たる役目も覺束ないものを妻としては、甞て來たるべき後悔の種を蒔くことを忘れてはならぬ。然りとておきやんで活潑な女學生が良妻賢母であるとは云ぬのである。

妻としての晩婚者

晩婚の婦人を妻とするには餘程調査の必要がある。衛生上の見地からする時は妻として餘り好ましくない、皆が皆さうであるとも言ないが、十中の七八までは左記のやうな

性格を具備されて居るのだ。

第一廿六七になつて依然と家にある縁遠い女は、大抵ヒステリー症を發し居るものである。自分の良縁なきを苦にしてよく思ひ、段々と猜疑心に富み、身體は瘠せて來るし、元氣は甚だしく乏しく成つて來る、意氣銷沈といふ風に哀れな状態に成つて居る。斯ういふ婦人が一朝縁があつて晩婚したとすると、夫に對して十分な活動の餘地を與へる如き家庭の働きは困難である。それも職業でもある婦人であつて、其の忙しい勤務に心が紛れて、自然と制慾に便利ある婦人は別として、さうで無い普通の婦人は遅くも廿四五までは是非結婚させねばならぬ。若しそれ以上になつて尙ほ結婚せぬものは、神經衰弱やヒステリーに屹度罹つてゐるのだ。

第二には晩婚に於ける子孫の關係であるのだが、月經閉止後の結婚、假に四十二四で月經の止るものとして、それは子孫に關係がないとしても、その以下の晩婚の婦人には子が産れるものと假定せねばならない。處でその産れた子は、晩婚婦人の神經衰弱やヒステリー其の外母の遺傳を受けて、精神上または肉體上に不健全な子孫が出来るのであ



る。その不健全な子を産んだ家庭は、その子の時代に至つても幸福な家庭は得られない。尙ほ晩婚の婦人には分娩の困難がある、即ち難産で困しむことが多いのである。斯うして見ると晩婚の婦人を妻とするは考へもので、寧ろ再婚者を娶る方が安全な家庭を造ることが出来るのである。

### 結婚調査の機關

配偶者の選擇については双方とも、一方の身分とか品行とか其の他の調べは大切なことであるが、只だ近隣で問合せた位では何も解るものでない。突然と調べやうとしても中々に届くものでないから、其の機關に依つて調べるのが比較的確に、短時間で對手方の調査が遂げられる、夫れには秘密探偵社などいふものもあるが、兎に角報知社の安信所萬朝報社の入念舎が取扱つて居るのが、多大の便利を與へ重寶である。

#### 安信所の取扱ひ方

安信所は麴町區有樂町の報知新聞社の内にあつて、年中朝八時から夜九時までの間、

深切に最も秘密に便利に調査の依頼に應ずる。一度事件を依頼すると秘密指示票といふものを渡して、督促その他の用向きのある場合には、票中記載の番號を以てすれば直ぐに用辨が足りる。調査依頼の費用は、實費普通三圓、特別五圓、最特別十圓の三種に分け、依頼後一週間に詳細取調べ通知することに成つて居る。

#### 入念舎の取扱ひ方

入念舎は京橋區弓町の萬朝報社の内にあつて其の取調べ條項を、第一血統、戸籍、略歴、教育、技藝、行儀、體格、容貌、表情、近所の評判、第二家柄及び家風、暮し向の概略、家族關係の内情、行狀に現れたる氣心、應接振、第三財産狀態、男女秘密關係の有無或は評判の實否、ある年月間の行為といふ三ツに分けてある。以上三項のうち第一項で取調べるのを普通取調べとして手数料三圓、第一第二の二項を特別取調べとして手数料五圓、三項同時に取調べるのを最特別として手数料十圓を要する事に成つてゐる。執務時間は午後五時より十時までで、是れも番號札を交付するから、依頼者は用のある時その番號に依つて自由に用辨が足せる仕組であるのだ。



### 第四章 結婚の契約

結婚の契約とは、男女が將來結婚すると云ふ約束を結ぶのであつて、結婚の豫備である豫約であるのだ。我が邦の習慣では媒酌人が其の間に立つて約束の取り結びを斡旋し双方で進上しませう、お貰ひ申しませうとなる、結納の取替せをして茲に結婚の契約が成立つのである。此の結婚契約は頗る重大なもので、人生の禍福を招く境目であるから、最も慎重な態度で執行はないと、生涯取返しのつかぬ事がある。ソクラテスの如き大哲學者でもリンコルンのやうな大偉人でも、妻の選り方を誤つた爲めに、終世苦痛を免れる事が出来なかつた例もあつて、女房の悪いは六十年の不作だこの俗諺もある程である。特り男子にのみでない、女としては猶更のことであつて、夫の浮薄なのや又は愚迂太郎兵衛や亂暴なのに會ては、憂き目を見て人知れず袖に涙の乾く隙なき不幸がある。友人としては不足のない男でも、夫としては案外なものもあり、處女としては悲難のない女でも、妻としては三文の價値もないものもあるから、結婚の約束をするには念

には念を入れ、先づ是れならばと人力の及ぶ限りの研究をした後に承諾せねばならぬ。當事者相互にあつても親が貰つてくれるから可い、媒酌人が大丈夫と保證したから間違ひは無からうといふやうな考へを有たず、自己が終世の安危に掛る事を思ひ、十二分に慎重な態度を執らねばならない。そして此の結婚契約を成立せるものは、現代の處では四つある。

- 一、一般に媒酌人の周旋に據ること。
- 二、許嫁に據ること。
- 三、結婚媒酌所に據ること。
- 四、新聞廣告に據ること。

是れ等に因つていよく結婚の契約成り、結納の取替せが済みて之れを實行するには契約後二ヶ月三ヶ月を過ぎて行ふのもあれば、また數週間をおいて行ふのもあり、或ひは一年後または數年後に行ふのもある。



### 媒酌人を選択せよ

結婚の契約をするに必要なものは媒酌人であるが、これには二様ある。

一、結婚當時表面に立て媒酌をする者。

二、俗に橋渡しと云ひ、裏面にあつて相互の取纏めに盡力する者。

表面に立て媒酌の周旋を委託する媒酌人は、夫婦健全にして其の間に子女あり、相當の地位名望を有して交際上に先輩とし仰がるゝ人を推すが通例である。結婚者の富の程度に因つて異なるは勿論であるが、双方即ち雙方嫁方にて媒酌人を定むることがある、此様場合には雙方の媒酌人を正とし、嫁方の媒酌人を副とし、總てを双方の媒酌人が協議の上取扱ふのである。

第二の媒酌人、即ち橋渡しと俗に云ふ媒酌人の下働きをする者には、素より常に信用あつて深切を旨とする者ならば其様ことは無いが、此の種の媒酌人には往々嘘八百を并べ、無責任に縁談を纏めて禮物を狙ふ輩が多いから、新郎新婦の一身を誤らさないやう

にしなければならぬ。媒酌口ごさへ一口に云ふ、程虚飾の多いもので、爲めにその媒酌口に欺かれて悲惨の結果に陥つた例は世間に多くある。禮物狙ひの媒酌人は排斥すべきが當然であるが、所謂橋渡しまでを排斥するには及ばぬ、十分に探つた上で良縁と思つたら確りした責任ある媒酌人を立て、相談を進めるのが順序である。

### 許嫁の習慣

古くより許嫁といつて両親双方の子供がまだ乳臭いうちから、將來の夫たり妻たりしむる約束を結ぶ習慣がある。これは一種の結婚契約であつて、彼の古い大寶令などにも違約者には制裁が加へられてあるし、戦國以來維新前までは此の習慣が盛んに行はれ、従つていろ／＼の弊害もあつた。そして此の許嫁が古來一種の政略に利用された傾きもあるのだ。今では結婚する男女の意志を重んずるやうになつて、此の許嫁の習慣は殆ど廢れかけて居るが、一度許嫁になつた以上は自分勝手に之れを破るは、道徳上から非難すべき事にされて居る。現今法規にも何等法律上有効の契約でない、況て男子三十



歳女子廿五歳になると、各自の意志の儘に結婚することも出来、親や兄でも之れを左右するは不可能であるから、ます／＼許嫁の陋習は減少して了つたのである。俗にその許嫁のことを三河島と稱するは、江戸時代の俗語であつて、府下三河島村は古來から良質の漬菜を出すに名あるので、良い菜漬と許嫁と同音相通するよりもちつたものである。

### 結婚媒酌所

近頃結婚媒酌所といふ看板を擧げ、新聞にも廣告をする、盛んに引札をも蒔て營業をする新しい商賣が出来た。手もない結婚の桂庵であるのだ。此の營業者は各所にあつて縁遠い者などの申込みはあると云ふことである。男女何れからにても申込みには、手数料に寫眞を添へて媒酌所へ托するので、其の手数料は大抵一圓位である。斯くして妻を求むる者、夫を求むる者を待つゝるのだが、世間は廣いもので随分申込み者があつて、結婚が成立といふ事である。例へば妻を迎へんとする男があつて一定の手數料を投じて、女學生風との意氣肌の女との注文すると、其の注文に應じて其の種類の女の寫眞を見せ

る、是れならと思ふ者があつて指定すると、日を定めて見合も出来る、其の身元等には媒酌所が責任を持つてゐるのだ。又その一覽した寫眞の内で氣に入つたのが無い場合は幾日を置いて往くと變つた寫眞が來てゐるから、夫れにて撰擇することも出来る。又女が嫁入口を探すのも同じことで、男の寫眞を見て氣に入つたのがあると相談が懸けられ双方それでは宜しいと成ると茲で結婚が成立のである。成立に就ての手數料は三圓以上十圓位まであつて、その人の身分貧富に因つて差異もあり、結婚の式を擧げる厚薄に因つても違ふのである。

斯ういふやうに結婚が輕便に簡單に契約が出来るのは、結婚媒酌所の賜ものであるが中には随分惡辣な手段を以て、無責任な事を遣るものもあるとの風説など耳にする。寫眞で見ると中々相當な美人が見合をするに雪と墨は違ふのがある、又手數料の只取同様な目に逢ふのもある、又女は多く高等淫賣や阿婆摺ものばかりだなどゝの惡口もあるが、是れ等は畢竟惡口であつて、其様不都合をばかりする事もあるまい、又淫賣の巢窟だといふ者もあるが、斯うした營業を警察で黙許しても置くまいから、茲では結婚媒酌



所といふ輕便なものがあると云ふ事だけを紹介して置く。

### 新聞の求婚廣告

是れも新しい一ツの結婚法である、結婚を契約する新手段である。生存競争が激しくなつて來ると、萬事が手ツ取り早いを貴ぶやうになつて、人を介しての申込みが迂遠になるので、自分から新聞に廣告して妻を迎へる算段もする、嫁入口を探すのにまで新聞を利用することに成つた。此の求婚廣告を出す人、大抵其の依頼者の名は廣告面に表さないで、新聞社の内に書留めてあるから、應求者は新聞社へ往きて其の宿所姓名を尋ねそして直接に相談をするとも、仲介者を立て、相談をするとも、各自の欲する儘に協議が出来るのである、新聞社は廣告の依頼に應じて紙上に登載するまでで、求婚者に對する責任は素より有たない。只だ結婚媒酌の橋渡しをするのであるから、之れに應じて結婚を申込むものは、其の相手方の身元を能く探る必要があるけれども。此ごろ廣告媒酌で大成功したのもあり、圓滿な家庭を創造したと喜ぶ人もあるやうだ、之れも結婚

媒酌の一法である。

### 結婚契約と制裁

許嫁のやうに結婚の契約を生れたばかりの男女、若しくは生れてまだ幾歳にもならぬもの、または甚だしいのは生れない前から結ぶと云ふことは、全く常人同士の意志に少しも重きを置かない事でもあり、常人同士が成長したら何ういふ性質になるか、何ういふ境遇の人となるかを、度外視して顧みない云々亂暴な約束であるから、常人同士の意志を幾分でも重んずる今日の社會には、廢棄さるゝは當然の事であらうと思はれる。けれども一面から見ると現今尙ほ舊習を追うて、今まで見たことも聞いたことも無いもの同士、性情の異つた男女が、媒酌口その他の調査を信用して、結婚するといふは随分危険なものもある。古い習慣性となつて居るから怪しむ人もないやうであるが、深く考へて見ると危険なことで、血統とか遺傳病とかの穿鑿は表面こそ届くが、裏面へ入つては容易に探知されるもので無いから、結婚前に一年なり二年なりに友人として交際を結び



互に往復して其の性格等を確めて後結婚するやうに、父兄は結婚契約即ち約束を善用する事に仕度ものである。我が邦の法律はまだ此の結婚契約に就て何等の拘束もないから結婚の約束をして結納を取替した後も、之れを破棄することが出来るのだ。況して許嫁のごときも一方に於いて實行を拒まれて、爲めに對手方が一生を誤るといふやうな悲劇を演ずる事もある。外國の例としては契約を破棄する上に就ては、法規はないやうであるが、實際上に損害の有る無しに關らず、違約者に金錢を以て賠償せしむるといふ例は随分ある。我が邦でも單に道徳上からの制裁ばかりで無く、何等か相當の制定を設けて、一旦契約をした以上は無責任な破棄を防ぐ手段が欲しいものである。

### 第五章 取消の出来る結婚

一度結婚したものを取消すとは、相互の不面目であつて延喜でもない事であるが、法律上無効となる結婚もある、また取消す事の出来る結婚もあるのだ。其の種類は約左の十項である。

- 一、當事者間に結婚の意志なき時。
- 二、當事者の結婚届出を爲さざる時。
- 三、近親屬の結婚を爲したる時。
- 四、重婚を爲したる時。
- 五、不適齡者が結婚を爲したる時。
- 六、父母後見人又は親族會の同意を得ずして結婚を爲したる時。
- 七、詐欺又は脅迫に因りて結婚を爲したる時。
- 八、女が前婚解消後六ヶ月を経ずして再婚を爲したる時。
- 九、姦淫に因り離婚又はホの宣告を受けた者が相姦者と結婚を爲したる時。
- 十、贅養子縁組に於いて縁組が無効となり又は取消されたる時。

#### 一、當事者間に結婚の意志なき時

結婚は云ふまでも双方の同意に因り成立するので、法律にも斯く定めてあるから、結婚の意志なくして行ふた結婚は無効となる譯である、取消すことが出来るのである。



へば世間に往々ある替玉結婚のやうな事や、人違ひの結婚などは全く無効であるのだ。意志に於いて無効であるが結婚その物に於いては、相手方の身の上は何様間違ひがあるにしても無効とは成らないが取消しを法廷へ持出すことも出来る。又相手方が處刑を受けて居た、處女で無かつた、懐妊して居た、不具者であつたと云ふやうな場合でも、矢張結婚その物は無効でないが、是れ等の總てはその事情の豫じめ知れなかつたのは、詐欺的行爲があつたものとして、其の詐欺を理由として結婚を取消すことが出来るのである。

二、當事者が結婚届出を爲さざる時

例へば嫁を迎へて置きながら何時までも届け出でしない夫、婿養子をしながら其の届け出でを怠たる妻および養父母等の如きは、結婚を意志があつて仕たものと認めることが出来ないから無効になる。内縁の妻など、濟して正當の手續きがしてない者は、夫に向つて結婚取消しを行ふことが出来る、所謂合せ者は離れ者とフイと去つても仕方のないやうなものである。

三、近親屬の結婚を爲したる時

一旦双方の意志に違はぬ夫婦の固めをした結婚でも、法律の定めた適齡、背いて居る結婚、または養子、その配偶者、直系卑族、あるひは配偶者と養父母、又はその直系尊族との間に行はれた結婚は、その當事者、その戸主、その親族或ひは檢事より裁判所へ請求して結婚を取消すことができるのである。

四、重婚を爲したる時

重婚も法律の禁するところであつて、犯罪者は二年以下の懲役に處せられる程であるから、重婚に因つて成立した結婚は、當事者の配偶男女何れからでも取消しを請求し得られる。當に當事者の配偶より取消さるゝのみでなく、前配偶者たる男女の何れからなりども、其の取消しを裁判所へ請求することを得られるのである。

五、不適齡者が結婚を爲したる時

未だ結婚すべき適齡に達せざるもの、則ち男滿十七歳以下、女滿十五歳以下にして結婚したる場合、男子で十七歳以下の者が嫁を迎へて結婚するは現代には先づ無いが、女



としては地方などへ行くに随分満十五歳にならないで、お嫁に行くものが未だ無いとは限らない、十五歳未満の小娘では多く意志もなにもあつたもので無く、厭や／＼ながら親達の勧めで嫁するのだから、此様なものが法律の定めたる結婚期、満十五歳になつた場合、その既に行つた結婚を取消すことが出来る。従がつて許嫁と云つてお嫁に往く豫約も、亦た常人の意志次第で取消すことが出来るのだ。左様ではあるが男は満十七歳女は満十五歳の適齢に達した後、三ヶ月以内にその結婚を取消さないで、この結婚を承諾して満足したものと見做され取消すことが出来なくなるのである。

六、父母後見人又は親族會の同意を得ずして結婚を爲したる時  
 父母または後見人或ひは親族會等の同意を得なければ結婚の出来ない者が、それ等の同意を得ずして結婚した場合には、同意を爲すべき権利のある父母または後見人、或ひは親族會は結婚取消しを裁判所に請求することを得られる。又一旦同意をしたるも其の手段が詐欺であつたとか脅迫であつたとかいふ場合には、取消しの請求をすることが出来るのであるが、其の取消しは左の期間を過ぎては効力を失ひ消滅するのである。

- 一、同意を爲す権利を有せしものが、婚姻ありたる事を知りたる後、又は詐欺を發見し、若しくは脅迫を免れたる後、六ヶ月を経過したる時。
- 二、同意を爲す権利を有するものが、追認を爲したる時。
- 三、婚姻届け出の日より二年を経過したる時。

七、詐欺又は脅迫に因りて結婚を爲したる時  
 詐欺または脅迫に因り強て結婚させられたるものは、無論その結婚を裁判所へ取消し請求が出来れば、詐欺であつたといふ事を發見した後、三ヶ月を経過してしまへば取消しをすることが出来ない、又詐欺であつたと知つても、其の後に承諾しては取消の訴へは成立たないのである。脅迫とても同じことで脅迫を免れて三ヶ月を過ぎ、或ひは其の後に承知した時は取消の権利は消えて了ふのである。双方とも三ヶ月以内に取消しを行なはざるものは、其の取消しの権利を放棄して結婚を承諾したものと見做さるゝから、泣寝入に成つて了はねばならぬのである。

八、女が前婚解消後六ヶ月を経ずして再婚を爲したる時



法文に「女は前婚の解消又は取消の日より六ヶ月を経過したる後にあらざれば再婚を爲すことを得ず」とあつて、離婚後直ぐ再婚することを許されないのだから、配偶者は素より其の他にても、六ヶ月以内に再び結婚したる場合には取消しを請求することが出来るのである。

九、姦通に因りて離婚又は刑の宣告を受けたる者が相姦者と結婚を爲したる時

姦通によつて離婚になつたり、又は刑の宣告を受けたる者は、其の相手方と結婚することが出来ない法規であるから、姦通者がその相手方と結婚した場合には、前配偶者は裁判へ訴へてその結婚を取消することが出来るのである。當に配偶者はかりでなく、當事者の戸主、その親族もある場合には取消しを請求することが出来る。

十、養父子縁組に於いて縁組が無効となり又は取消されたる時  
養父子縁組は、縁組と結婚と合併したものであるから、双方の行爲が條件となるのであつて、養父子の縁組が離縁となると同時に、結婚もまた離婚にしたいのが人情である

それであるから縁組の解消と共に結婚の取消しも請求することが出来る。また養子が養家の家附の女と結婚してゐる場合には、同じく縁組の取消しと同時に、家附の女との結婚をも取消しの請求が出来るのである。養父子の縁組と結婚の縁組とは届け出で別々になつて居るから、此様やうな譯になるのである。

### 第六章 結婚の出来ぬもの

民法上から結婚を爲ることの出来ぬもの、醫學上から結婚をして成らぬもの、又處世上から結婚をして成らぬもの等がある。即ち親族結婚は法律でも禁止してあれば、醫學上からも種々にその害を説明されて居るが、親族と云ふは國法では血族は六等親以内、姻族は三等親以内を指定してある。其の六等親または三等親などと云ふは、自己を眞中において前後に六位までを計算するのであつて、自分より上に向つては父母を一等親、下に向つては子を一等親といひ、祖父母と孫を二等親、曾祖父母を曾孫を三等親といふやうに算するのであつて、之を直系親と稱するのである。又其の親族の一方より共同の







第三は直系姻族相互の間は結婚することを許さない。一例を挙げれば妻または入夫がその配偶者の死したる後、尙ほ婚家に止まつて居る中は、其の家の尊屬親との間に直系姻族の關係があるから、妻若しくは入夫と其の家の尊屬親との間に結婚することは出来ない。けれども法律上の離婚または其の家を去る時は、姻族關係は消滅して了ふので其の消滅の後ならば結婚するに差支へはない。

(備考) 法律の禁止は直系姻族間に止まつて居るのであつて、傍系姻族間には及んで居ないのであるから、夫たるものが亡妻の姉妹姉姪と結婚しても差支へがない、又妻が亡夫の兄弟叔甥と結婚しても差支へないのである。

血族結婚の弊害あることは近時一般に自覺された、彼の昔のお大名に餘り伶俐な人の無かつたも、原因は血族結婚にあるとの説もある程で、殊に醫者などは様々に例證を擧げて其の害を述べてゐるうち、害中の大害と説かれて居るものは左の三ヶ條である。

- 一、子を産むことが少ない。
- 二、生れた子が弱く、哑や聾などの不具者が多い、肺病や癩腫などの遺傳病に罹り易

三〇

三、天死をする。

### 重婚の禁止

男女何れにても夫あり妻あるもので、重ねて妻を迎へたり夫を持つたりするは、法律の禁する處である。即ち前に夫婦が正當の手續を経て離別が成立して居ない以上は、更にまた夫を迎へ妻を持つは、一夫一婦を守らねばならぬ我が國制に反するから、民法にも「配偶者あるものは重ねて結婚をなす事を得ず」と規定されてある。これ民法も一夫一婦の精神を取つて、法律に定めたものであつて確にそれを表示されて居る、不完全ながら昔の制度も士大夫以上には妾を置くことを許してあつたが、矢張二人以上の妻を娶ることを禁じ、犯すものは相當の刑罰を加へてゐた。そして妾は奉公人として取扱はしてあつた處から見ても、一夫一婦の主義は保たれて居たのである。現行の刑法でも重婚の禁を犯す者は、二年以下の懲役に處すと云ふ法文がある。善妻の弊習は尙ほ現代にもあ



つて、只だ重婚でないまで一夫一婦の制は蹂躪され、婦人に取つては随分面白くない譯である。

### 相姦者は結婚が出来ぬ

姦通が発覺して離婚となり又は刑の宣告を受けた者は、其の姦通者相互の間に結婚することは出来ないのである。之れ法の命ずるところであるが、要するに離婚または刑の宣告を受けたものに限り、相互の間に結婚して夫婦と公然成ることが出来ないで、夫が離婚の請求または告訴をせずに死亡するとか、協議の上姦通を表立せずに離婚した時は、その妻は對手方と結婚しても差支へない譯になつて居るのだが、若し之れに何等の制裁も加へないでおき、相姦者が互に結婚しても差支へないとしたら、不貞破倫の妻が續々あらはれ、離婚後誰れ憚るところなく得々として對手方と結婚するやうな事が起る斯くては風儀上に少なからぬ影響を來たす恐れがあるから、それで此様法文が設けられたのである。

## 第七章 離婚に二一の性質がある

結婚といふ目出度ものに對し、離婚といふ目出度からぬものがある。何様者だつて結婚する場合に離婚など云ふ事を豫想するものはない、古來の習慣として武士的家庭に育つた女は、一旦嫁したる以上は其の家を去るを耻辱とした、貞婦兩夫に見えずなど云ふ語さへあるが、現代の空氣を吸ひ新しい教育を受けた女には、そんな古語は古腐れて微が生てるやうな氣がするだらう。けれども離婚を決して目出度ものとは思ふまい、其の目出度からぬ離婚も全く禁せられたら随分困ることがある、で何れの國にても絶対に離婚を禁じた處はなく、法律は公然と許してゐるからは、目出度からぬ事だと云て記載せぬ譯にも往くまい。最も西洋には夫婦別居といつて廣い意味から云ふと立派な離婚であるけれど、此の特別な制度は神が定めた結婚を猥りに破つてはならぬ、破るは神の命令に背くのであると云ふ信仰心から出で、法律だけでは夫婦關係が認められて居るが事實に於いて夫婦關係が更になく赤の他人に均しいのである。處でこの離婚といふもの



は二つの性質に分れてゐて、一つは協議上からの離婚、また一つは裁判上からの離婚である。

### 協議上の離婚

協議上の離婚とは夫婦相互の間に相談に因つて、結婚を取消すことが出来るのである。夫婦の双方が承諾すると離婚が出来るのであるけれども、一方が承諾しても一方が承諾せず、未練があるとか意地を張つてゐるとかすると、協議上の離婚は成立しないのであるから、止ことを得ず裁判上の離婚に因らなくてはならないのである。男ならば満三十歳女ならば満二十五歳にならない時は、結婚に父母若しくは後见人または親族會の同意を得ると同じく、離婚にもまた是れ等のものゝ同意を得なければならぬのである。此の離婚の原因は何であるかと云ふに、夫婦不和合にあつて、此の不和合に四つの大原因が籠つて居るのだ。

#### 一、氣質情性の差。

#### 二、利害の衝突

#### 三、嫉妬偏執の心

#### 四、同情心の缺乏

第一は男女の情性は異つてゐるけれど、結婚當時は互ひに愛情と遠慮の爲めに、お互ひの短所が知れずに春の夜のやうな氣持で過ぎるうち、段々愛の熱度が冷めるに随つて我儘が出る、相手方の短所がチラ／＼見えて来る、自己との調和が面白からぬ感情が起り、不快の念が増長して到頭破綻を生ずるのである。

第二の場合は平生は左程でない事が、其の互の我儘から利害の衝突は多く起り、殊に周囲にある關係者が一方の我儘を通させやうとして、他方の意志を抑へやうとするので不快の念は双方の間に強くなつて、解くことの出来ない衝突となるのである。

第三は若き夫婦と舅姑の間に最も多く、夫婦間の嫉妬偏執は何れかの一方が病的作用でない限りは、絶対に不和合となるは稀れであつて、舅姑との間に起る衝突が度々になつて夫婦間の不和を醸すに至るのである。



第四の場合には何れの原因も同情が圓滿であれば、不和の起る筈はないのである。或る周囲の事情の不愉快なるまゝ、陰鬱の情に縛られ他の發係が薄らいで、夫婦間の愛情が日に月に去り終に不和を招くのである。

### 裁判上の離婚

裁判上の離婚は、前述の協議が整はない場合、また法律で特に定められたる場合に、夫婦の一方から裁判所へ訴へて離婚をなすのである。其の訴訟の手續きは夫の裁判籍を有する地の地方裁判所へ訴へるので、離婚訴訟の原告たり被告たるものは夫婦に限られてある、戸主や父母が夫婦に代つて離婚の訴へを爲す事は出来ないのだ。また離婚の訴訟中夫婦の一方が死去した時はその訴訟は消滅する。また無能力者が離婚の訴訟をなす時は、原告でも被告でも訴へを受けた裁判所の裁判長は、申立て又は職權にて辯護士を訴訟代理人に選定される。また和解の見込ある場合には、裁判所は職權にて一回限り一年間は離婚の訴へに關する手續きを中止される。離婚の裁判が確定した時は、その日

から十日以内に裁判の謄本を添へ戸籍吏に届け出で爲さねばならぬ、届け出での義務ある者が其の届け出を怠つた時は、十圓以下の科料に處せられる規定である。それから民法が離婚の原因として認めて居る者を左に掲ぐ、

#### 一、配偶者の重婚を爲したる時

重婚の制裁は三段に出来る。先づ第一は刑法上の制裁、第二は重婚取消の制裁、第三は離婚の制裁である。それで配偶者は一方は重婚を取消さしめて、夫婦の關係を持續する事も出来れば、重婚を取消さしめた後に離婚を請求する事も出来るのである。

#### 二、妻が姦通を爲したる時

妻たるものが夫以外の男子と密通が發覺した時は、それが一度であらうが何十度であらうが、また場所が何處であらうが、直ぐ密通を理由として離婚を請求する事が出来る。又告訴してから離婚する事は出来るが、離婚をした後に告訴することは出来ない。

#### 三、夫が姦淫罪で刑に處せられた時

姦淫罪とは、強姦、幼者姦淫、幼者媒合、姦通の四罪を總稱した名であつて、夫が之



れ等の罪を犯し刑に處せられた時、其の妻は離婚を請求することが出来る。

四、配偶者が偽造、賄賂、窃盜、強盜、詐欺取財、贓物等に關する罪の爲めに輕罪以上の罪に處せられ、又は他の罪に依て懲役三年以上の刑に處せられたる時

輕罪以上の罪と云ふは、罰金、輕禁錮、重禁錮などの刑名が含まれて居るが、以上の犯罪にて夫が罰金に處せられても妻は離婚を請求することが出来る。妻がその罪を犯した時は、夫たるものは無論離婚の請求が出来るのである。

五、配偶者から同居に堪へざる虐待又は重大なる侮辱を受けたる時

虐待は同居を仕兼る程度でなければならぬ。この程度の問題は餘程難しい、例へば生命に關するやうな殴打創傷や、食物を與へずして飢餓に迫らすなどであらう。重大な侮辱とは一例を擧ぐると、妻が結婚前に情夫の胤を懐妊しゐるを隠して結婚するなどは夫に對して重大な侮辱と云ていひのである、こんな場合には離婚の請求は無論なことで

ある。

六、配偶者より惡意を以て遺棄されたる時

妻が病人の夫を棄て、逃亡した、夫が出家して相當の收入もあつて、妻を養ふことの出来るに拘らず、金も送らず消息もなく、又は其の行方を故意に隠して知らさないなどは惡意の遺棄で離婚を請求されるのだ。

七、配偶者の直系尊屬より虐待又は重大なる侮辱を受けたる時

これは第五と同じことで、只だ配偶者と直系尊屬の別ばかりである。

八、配偶者が自己の直系尊屬に對して虐待をなし又は重大なる侮辱を加へたる時

是れは妻舅、姑を虐待し、又入夫や智養子が養父母等に對するが主である。

九、配偶者の生死が三年以上分明せざる時

生死不明となつた時は、其の生死が分らなく成つた日、最後に其の人に逢た日、又は消息のあつた日から數へ、三年以上生死の知れない時は、離婚を請求することが出来る



十、贅養子縁組の場合に於いて離縁したる時、又は養子が家女と結婚爲したる場合に於いて離縁若しくは縁組の取消あつたる時

この縁組は、縁組と結婚と兩立するものだから、縁組が無効取消となつた場合には同時に結婚の無効取消を請求することが出来るのである。

### 第八章 嫁の心得

新婦となつて夫を持つ身になると、父母の膝下にあつて甘へ居るのとは、大分心持も違ひ、是れからが處世の旅である。總ての事が今までとは新しい方面 辿らねばならぬのだから、随分心配もあるがまた楽しみもあるのだ。新生面に入つた嫁さんの心得べきことも数々あつて、慈愛の籠る親がそれ等の注意もするであらう、又古人もいろいろの注意を言遺してくれた。今の人は古人の遺訓などは今世紀の潮流に適せないと排斥する方もあらうが、決して適せない事はない、時世後れでない事も随分あるから二三

を列記し、新舊の心得をも合せ載せやう。

### 先哲の訓戒

上杉鷹山公

夫れ女子は、我が家を出て夫主の家を家とし、我が父母を離れて夫主の父母を父母とするにて、孝貞の二つこそ婦道の第一なれ。孝とは舅姑に事へて敬愛を盡し、貞とは夫主に事へて節操を正しくするを云ふ。女は本と人に従ふものなり。従とは此身を人に任することにて、己れを有とするの心なきを云ふ。若し少しにても己れを有とする心あれば、舅姑夫主の心にも逆ひて、萬の禍是れより生ず。故に父母在るときは敢て其身を有とせず、敢て其財を私せずと云へり。是れ卑きは尊きに統るものなる故、子婦たるの道は何一つ我物とせずして、皆父母舅姑の命に違はず怠らず。孜孜として勤むべきなり。婦は影響の如しとて、形に影の随ひ聲に響きの應ずるは間髪を入れず聊かも違はぬものなり。其の如く少しも舅姑の心に違戻せぬを譬へて云る詞なり。夫れ孝子親愛の心



あれば必ず和氣あり、和氣あれば必ず愉色あり、愉色あれば必ず婉容有り、和はやはらぐと訓じてあらしき氣なきを云ふ。舅姑をいとほしく、大切に思ふ心深ければ、自然と相對したる上が氣和して、違ひ戻ること無きものなり。其の氣が柔げば自から顔色もこほやとし、顔色にこほやとすれば、自から其身の立居振舞もしとやかにして能く物に随つて逆ふことなきものなり。去れど是等のこと、其の眞實より出たるに非ざれば指へものにて、一朝一夕其の如くすと雖も、我れに誠なければ終には其の偽もあらはれて、舅姑にも見限らるゝぞかし。是れを身に反して誠あらざれば、親に順ならずと云へり。唯其の眞實の誠だにあれば、當時行届かぬことありとも、是れも又いつかは其の誠あらはれて、舅姑をも感せしむるなり。聲なきに聞、形なきに視ると云ふ。誠よりするに非ずば何ぞ得ん。(桃の嫩葉一節抄録)

松平樂翁公

夫婦ほど世にしたしきものはなし。然るにその別の字を以て不易の法と定むるはいかにぞや、それ夫婦は人倫の大綱にして、父子君臣もみなこれよりおこる事なり。其の間

したしみむつまじき中にも、なれけがるゝ様にあらず候を別とは云ふ。黄門公に別と云義を伺ひ候ごき仰せに、婚禮の後朝おき出しごき何となくつゝましくばちかはしき心底有之候、この心根を始終失ひ不申候が別なりと仰せられ候由、古今の名教なりとしるべし。凡そなれ過るにより自然と心安さにふしゝ起りて、夫婦の間警敵の如きに至るなり。家禮にもいへる如く、婦は必ず我れより目下の方より迎ふべしといへり。しかるに今は我よりも高貴の家の女を娶り、あまつさへ財寶をこひ、土木の直をこふ。こゝによりてその婦もかならず驕戾にして常にほこる意あり、夫はこれを屈せんと思ひ、婦はこれにはこらんと思ひ候、その上馴れ過るに至りては妬心をおこし、大に家内治まらざるに至るべし。夫の附の女、婦の附の女、たがひに遠き思ひなく、主人を大切と思ひてせりあふほごに、自然と上の夫婦の心も化して中あしきに至るなり、慎むべし。(餘身錄一節抄録)

伊勢貞丈翁

貞丈の家訓中で嫁の心得となるべきもの二三項を拾ひ擧げれば、



一 夫婦の法は、夫はをつととなり、婦は妻なり、夫は表に居て表向の世話をやき、妻はおくに居て奥向の世話をやき、奥表差別を正しくして、家を治めるを夫婦の別といふなり。

一 夫は男なる故、諸事に心行渡れども、妻は女の事なれば、智慧たらず、ふつゝかなる事多かるべし、その足らぬ事をばとがめず、それ〴〵に心をつけてやり、むつまじくするは夫の慈悲なり、夫の法なり。

一 妻は夫をあがめうやまひ、大切にして食物衣服などの内證の世話をやき、夫に對してりんきねたみの心なく、夫一人の外には、他人といたつく事をせず、夫のしかたいかほどわるくとも、夫を恨みず、心替りせず、死すとも夫の家を出ずして、一すぢに夫の爲めをおもふを、貞女といふ、是れ妻の法なり。

先哲の云ふところ大同小異である。其の言は陳腐に聞こえ、時勢後れに見えるが、咬みくだきて味ふときは、真理は十分に含まれてゐて只だ現代語と、口調の異なるのみである。女に貞操節義の必要がない時代の來たらぬ以上は、探て以て訓戒とするに足るのである。

新しい思想でも舊い思想でも、貞操といふことの會釋は萬古不易であらねばならぬ、新しい女どか云つて女の新美德を捏ちあげんとする人には不向きでも、日本の家庭に於ける婦人の美德は猶ほ彼れにあらすして是れにあるのである。

舊十三ヶ條

古來家を出るに先立ち、此の心得書の十三ヶ條を娘に讀み聞して教へ、態々淨書させて立派に製本をなし、嫁入り道具の一つに數へた向もあつた、その本文は左の如くである。

第一には 總ての女我が家に在ては、専ら父母に孝行を盡すこと道理なれども、夫の家に嫁ぎて舅姑をば我が親よりいやまして重んじ、厚く愛しみ敬ひ孝行を盡すべし。親の方を重んじ舅の方を輕んずること勿れ、舅姑へは朝夕の見舞怠るべからず、勤むべき業は缺くべからず、舅姑の命あらばつゝしみてうけたまはり行ひて反く可らず萬事舅姑に尋ね問ひて其の訓戒に遵ふべし。若し我れを憎み毀り給ふことありと



も、努々怒り恨むこと勿れ。孝を以て仕へるときは自然と天に通じて、何時しか憐みの心を生じ不惑に思ひ給ふものなり。

第二には 婦人は別に主君なし、夫を主君と思ひ敬ひ慎みて事ふべし、輕しめ侮るべからず。總じて婦人の道は人に順ふにあり、夫に對する顔色語づかひ慇懃に遜だりて和順なるべし、輕卒にして不順なるべからず、傲りて無禮なるべからず。是れ女子第一の勤めなり、夫の教誡あらば其命に背くべからず、疑はしきことは夫に尋ねこひて、其の下知に順ふべし、夫我れに問給ふことあらば正く答ふべし。其の返答疎忽なるは無禮なり、夫若し腹立ち怒ることある時は怖れ慎み順ふべし、ともに怒り争ひて其の心に逆ふべからず。女は夫を以て天とす、かへすくも夫を侮り背きて天の咎めを受くべからず。

第三には こじふとこじふごめは夫の兄弟なれば、情深くして敬ふべし、若し憎まれ毀らるゝ時は舅の心に背く基にて、我が身の爲め父夫、爲めによろしからず。又睦まじくすれば舅の心に叶ふと知るべし。殊に夫の兄嫁は我が姉と思ひ、厚く敬ひ之れに事

ふべし。

第四には 嫉妬の心ゆめく起すべからず。妬み甚だしければ、其の氣色言葉かるくしくすさまじくして、却て夫に疎れ見限らるゝものなり。

第五には 夫もし不義過失あらば、我が顔色を和らげ聲を和らかにして諫むべし。諫めをきかすして怒らば先づ暫く止めて、後に夫の心和らぎたる時又諫むべし。必ず氣色を暴く聲を高くし、夫に逆ひ背く事なかれ。

第六には 言葉を慎しみて多くものいふ可からず。假にも人を毀りいつはりをいふ可からず。人の毀りを聞くことあれば心に收めて人に傳へ語るべからず。毀りをいひ傳ふるより親類とも中あしくなり、一家治まらず。

第七には 常に心遣ひして、身をかたく慎み守るべし。朝は早く起き夜は遅く寝ね、晝は出精して家内の事に心を用ひ織 縫紡績怠るべからず。又茶酒など多く好むべからず、歌舞伎淨瑠璃小唄などの戯れたる事を見聞くべからず。神社佛閣など總て見物など、人の多く集る處へ五十歳より内は餘り行くべからず。



第八には 巫女山伏などの業に迷ひて、神佛を穢し近き慢りに祈りへつらふ可からず。只だ人間の勤めをよくする時は、祈らずとも神佛は守り給ふ。

第九には 人の妻となりては、能く其の家を保つべし。妻の行ひあしく放埒なれば家を破る、萬事儉約にして空費をなすべからず。衣服飲食など身の分限に随ひ用ひて過すこと勿れ。

第十には 若き時は夫の親類朋友下部などの若き男には、打とけたる物語し近づく可からず。男女の隔てを堅くすべし。如何なる用ありても若き男に文など通はす可からず。

第十一には 身の粧飾も衣服の染色模様なども、目に立ぬやうにすべし。身と衣服との汚れずして清けなるはよし、勝れて華美をつくし人の目を驚かす程なるは悪し、只だ身に應じて用ふべし。

第十二には 我里の親の方に私し、夫の方の親類を次にすべからず。我親里のよき事を誇りて賞め語るべからず。

第十三には 下女を使ふに心を用ふべし。言ひ甲斐なき下郎はならはしあしく、智恵な

く心かたましく、その上物言ふことさかなし。夫の事舅姑兄弟の事など我が心にあはぬ事あれば、濫りに誇りきかせそれを却て主の爲めと思へり。婦人もと智恵なくして之れを信じては必ず怨み出来やすし、元來夫の家は皆他人なれば怨み背き恩愛を捨ること易し。かまへて下女の言葉を信じ、大切なる舅小姑の親みを薄くすべからず。下女もしすぐれて口やかましく心あしきものなれば、早く暇を遣はすべし、かやうの者は必ず親類の中をもいひさまたげ、家を亂す基となるものなり。恐るべし、又賤しきものを使ふには心に合ぬ事多し、それを怒り罵りて止まざれば、せはしく腹立ること多くして家の内静ならず、悪さこそあれは折々言ひ教へあやまりを直すべし。少しの過失は堪へて怒るべからず、心の内には憐み外には行儀をかたぐいましめ、情らぬやうに使ふべし、與へ恵むべき事あらば、財を惜むべからず、但し我が氣に入りたるごとて用にも立ぬ者に濫りに物を與ふべからず。



### 新十五ヶ條

新十五ヶ條とは舊に對する編纂上の標目であるので。そして條目中のことが現代のハ  
イカラ式で、全然舊十三條を根本的に打破したものであるかのやうに考ふる人もあらう  
が、其様突飛なものでは無い、嫁の心得べき根元は如何に今の潮流が何うの斯うの云  
た處で、徳義上からでも打破は許さない、否若し打破したら日本の家庭に滅茶／＼にな  
るのである。只だその應用を現代に觸れ易からしめてあるまでであるのだ。處でこの心  
得書十五ヶ條の成立ちは、林田粹翰長の令嬢が結婚するゝに中つて、翰長筆を執て我が  
子に訓戒した心得書であるが、能く盡されて居るから茲に借用して、廣く一般の新婦  
人の座右に呈するのである。

第一 女一度嫁するときは、夫の家は即ち我が家也、我が家の外に生家ありと思ふべからず。

第二 人は容貌の美醜よりも心の美醜を第一とす、容貌に於いて既に劣る者、若し亦た

心に於いても劣らんか何を以て立んや、汝は他人より一層注意を加へて女の道を恪守し、夫に仕ふべし。

第三 夫は一家の主長なり、故に言語舉作に於いて之れを敬重すべきは勿論、何事たりとも決して其の命令に背くべからず、夫にして若し諫むべきものあらば、徐ろにすべし、決して争ふべからず。

第四 夫、夫たるの道を盡さるも、妻は妻たるの道を怠るべからず、妻は一意専心妻たるの道を盡すときは、神人共に感應して終には夫をして良夫たらしむべし。

第五 夫に對して寸意の秘密あるべからず、交友然り、信書然り。

第六 嫉妬は如何なる場合たり共之れを慎むべし。

第七 夫の許可なく又は其の命令に依らずして決して外出すべからず。

第八 家の經濟は妻の最も重要な務め也、夫の指揮に依り其の月收以内に於いて家政豫算を立て、收支必ず豫算に據るべし、奢侈は移り易し戒むべし、身分相當といふ事を忘るべからず、負債は桎梏なり、負債あるものは自由の民にあらず、妻の贅澤又は



不取締よりして負債を生じ、爲めに有爲の夫をして終身驥足を展ずを得ざらしむるの例尠しとせず、日々の買物は必ず現金を以てすべし、而して委任せられたる定額内より幾分の餘裕を生む様注意すべし、而して其の餘裕は相當の銀行に預け入れ、又は郵便貯金とし以て不時に備ふべし、此の貯金は萬己むを得ざる場合の外決して使用すべからず、而して家政より節約貯金したるものは私財にあらざれば、之れを私用する時は夫の許可を経べし、奈何なる事情あるも決して生家より何等の補助を要望すべからず。

第九 夫をして内顧の患ひなく、充分に其の天賦の材能を發揮せしむるものは、妻たるもの、義務なり、忠孝の道を全くするの基也。

第十 恚怒は我儘より生ず、若し抑制する所なからんか、不平不満の心自から顯れて夫の機嫌を損すべし、我儘は夫ある身に取りては絶対に禁物也。

第十一 妻は一家の衛生上の監督官也、朝夕の食事の撰擇及び鹽梅、一に夫の嗜好に依るべし。内外洒掃に一點の懈怠を許さず、夫たるものををして汚染破綻したる衣服を纏

はしむるは耻辱也。

第十二 舅姑其他の尊長に對しては、夫に對する以上の敬意を表すべし、婢僕に對しては同胞子弟に對すると同様慈愛を以て之れに接すべし。

第十四 芝居寄席の類の如きは夫と同行する場合の外斷然之れに臨むべからず。

第十五 育英及び慈善事業は甚だ好し、然れ共其の身分と財産とに相應するを要す、決して虚名を街ふの誹りを受くべからず。

以上は妻たるもの、心得の一端を示すに過ぎず、左れば汝は汝の入るべき新生活の意義を了解し、責任の重大なる事を考慮し、何事に限らず決して苟且に附すべからず、汝若し其の務めを惰りて其の本分を失はんか、其の責忽ち父母に歸すべく、不孝之れより大なるはなし、汝毎朝此の書を捧讀して一刻も服膺を惰たる勿れ。

### 第九章 結婚の儀式

結婚は大禮であつて嚴肅に取り扱ふ習慣は、何れの國にもあるが中に、日本の婚禮には



必ず媒酌人と云ふものがあり、双方の間に斡旋をして婚姻を取結ぶを、正しい結婚とされて居るから、媒酌人もなくお互に相愛する男女が夫婦になるを野合といつて卑しんだそれで斯ういふ男女が夫婦になるにも、結婚の式を挙げる場合には表面の媒酌人を頼み野合の名を避ける手段を取つてゐる、現代の法律で許されて居る年齢に達した男と女が自由結婚をするのでも大抵は媒酌人を假設するが多い。其の媒酌人が周旋する盡力よりして、お貰ひ申しませう、差上げませうと云ふことになる、見合、結納、興入の式、婚儀一切の事に立ち入るのである。婚姻の儀式に就ては古來いろ／＼の習慣もあり、式禮家にて最も知られたる小笠原流あり、また伊勢流あり水島流あり岡田流あり、各家がその流儀を用ひ結婚の儀式を莊重にして、人生の大禮といへる古來からの語と一致せしめたのである。結婚の前には随分儀式がある、當日行ふところの合采の禮にも中々いろ／＼式があり、普通民間に行はるゝ處は前掲四家の式法に據るもので、只だ繁簡輕重は行ふ人の貧富の程度と、其の家々の慣習とに據て相違あるものであるが、舊時徳川幕府などに行はれた結婚式の如き、式禮家四家より交も仕候して莊重に嚴肅に執行するで

あらうと思へば、案に相違して式禮家の式作法に依らず、超然其の以外に立て莊重なる式禮を作る、是れは禮式なるものは各派の方法とも公式ではない。私法が押しよめられて完全なものと成つたのであつて、結婚の式は必ず四家のうちの禮式作法に據らねばならぬと云ふ譯でない。神前で執行ふた例は餘程古くから行はれて居たやうで、出雲の神社などでは最も古く神前結婚の式があつて、最も莊重に最も嚴肅に行はれて時間を要すること多かつたさうである。現に今神前結婚として民間に行はれてゐるものは、日比谷大神宮の奉齋會で行ふもの、麻布の出雲大社分祠にて行ふものがある、そして基督の結婚式のごときも亦た神前結婚である。

我が邦の結婚儀式といふものは、大體に於いて眞行草の三つに別れてゐる。最も式家の家々に依つて其の稱への異つて居るのがあるけれど、要するに眞行草の三階段に區別されて、之れを標準に取り結婚式を挙ぐるものゝ貧たるに富たるに依り、執行ひ方に正式略式の差あるのみで、世間には往々眞の式中にまた眞の眞行草あり、行の式中に行の眞行草あり、草の式中に草の眞行草ありなど云ふものもあれど、是れ等は一の儀式を



玩弄にして自己の爲めにせんとする徒に多い、眞の式中にまた眞あり行あるなど笑止な沙汰である。眞は何處までも眞、行は何處までも行、草は何處までも草であるに、之れを亦た三つ宛に區別する理由を認めることが出来ないのだ。斯くの如くであるから儀式は身分相當な式を擧げるを佳しとし、徒らに虚飾を衒ひ一時の外見を誇らんとするなどは愚の至りである。人生の大禮であるから誰も立派に仕度、親々に至つては愛子の晴な儀式である、立派に舉行して遣り度は人情であるけれど、結婚式ばかり如何に立派に形式だけを整へたとて、形式に依て家庭の圓滿を造り出されるものでない、お目出度くと言て居る舌の根の乾かぬうちに、經濟問題で困しめられるなどは、乗込んで来た花嫁に不快の感じを起させる事もあらう、縦これを包みて氣取せないやうにするには、聳たるもの、苦痛は何れだけであるか、儀式は嚴肅を主意とするのであつて、奢侈を衒ふのでなく贅澤を誇るのでない、必ずしも眞の式でなければ壯麗でない云ふ理由はないので、形式は行であつても草であつても、誠心誠意で其の事に當れば壯重になるのである下流の人々に至つては中々禮式に囚れたら結婚式を擧ぐる事が出来るものでない、新

郎新婦が誠心誠意でその常に臨み、媒酌人が式三献の眞似事をさするに巻鯛もなく結び昆布とてなく、行末細く永くと祝ふ盛蕎麥を、七五三の高盛とも見、また蓬菜の臺とも見て盃をかはすに、其の席は自然と引締つて清い空氣に充される氣がする、何となく他人の冒すことが出来ないやうが感じがする、此の感じの起るのは嚴肅の産物では無からうか。

斯くいふと儀式などは何うでも好いやうに聞えるかも知れぬが、決して左様な譯ではないのである。分に應じた出來得る儀式を擧げて大禮を壯麗にせよと云ふので、出來得る限りは眞行草何れを撰ぶも差支へがないが、一般の式、殊に民間に於て行ふのは行草のうちを撰ぶであらう、又是れ等の折衷式を撰ぶもあらう、民間中流に行はるゝ處の多くは草の式の略したものであるやうだ。要するに結婚の儀式といふものは、人々の便利なり習慣なりに依て執行つたものが、自然一定の形式と成つたものであるから、必ずしも昔より傳はつた儀式に因らなくても差支へはないが、また古い禮式に因て行ふも素より好いのである、式三献だとか色直しだとか、里入だとか或は聳入など云ふことを、



古い型だからと彼れ是れと批難する向もあれど、結婚式を壯重にする爲めには廢棄すべきものであるまい。先づ第一の役者たる媒酌人から筆を起して、順次それ／＼の禮式に渡つて説明を加へ、結婚式を擧げんとする人の爲めに參考の資に供したいのである。

### 媒酌人

新郎となるもの新婦となるもの、双方の間に立ち斡旋して、結婚せしめるを媒酌といつて、其の取扱ふものを媒酌人と云ふのである。殊に我が邦では結婚をするに必ず此の媒酌人が必要と成つてゐて、其の責任は重大なものである。一旦媒酌人となつて一つの結婚を纏め、目出度新夫婦を造りあげると、其の夫婦が相互に目出度事にもあれ不目出度事にもあれ、夫婦間に起る出来事に對して自分の終身關係せねばならぬ。目出度事には面倒な事のあるもので無いが、兎角不目出度事になると媒酌人は、時と場合に因つて纏めた當時より以上の困難がある。雙方嫁方の板挾になり一方を立てると一方が立ぬやうな中に挾まる、夫れも何れが一方に過失が十分に新出したのなら、媒酌人の責任は幾分か

軽いが、古疵が露顯した時などは自分の不注意になつて、抜き挿しのつかない苦痛に責められるのである。だから媒酌人となる場合は注意して、俗に媒酌人口といふ嘘八百のお座成りで縁談を纏めるやうな事があつて、新郎新婦の一身を過らすやうな事實が突發して来る、爲めに悲惨な結果を見るものが世間に幾干もある。で媒酌人當人が萬事に注意を拂つて誠實に盡すべきは無論の事であるが、雙方にせよ嫁方にせよ媒酌人を選定するには最も氣を注げねばならない。そして媒酌人は夫婦健全にして其の間に一人にても子供のある者をえらぶので、夫婦揃ふたもので無いと資格がない、自分より成るべく先輩で地位名望ある人が好く。現今では媒酌人といへば夫婦のもので雙方のことも嫁方のことも、取計らふけれど双方から媒酌人が出て、雙方の媒酌人は雙方のことも、嫁方の媒酌人は嫁方のことを扱ふが本式であるので、こんな場合には雙方のを正とし嫁方を副とするのである。之れが相互に協議して事を纏めるのであるが、一組の夫婦のときは多く男は智女は嫁方の用件を引受けるやうに成つてゐる。

見合をさせる時



貫ひませう、遣りませうの相談が大抵纏ると、第一着に見合といふ事になるのだが、媒酌人は是れからが大役となるのである。此の頃は見合と運ぶまでには大概寫眞の交換はされる、夫れに因て大略双方とも是れならばと云ふ腹が極つて居るから、著るしい相違の発見されない限りは、見合に於いて縁談の破れることは滅多にない。けれども其處が縁といふものでお互に何でもない事で、首を捻り折角纏り掛つた縁談が破れる例は珍らしくないのだ、媒酌人に取つて最も注意を要せねば成らないのである。第一の心得は見合の場所を定める事、第二には無事に見合を済した後、双方の意向を聞かせねばならぬ事である。

見合の場所を定めると云ふことは、中々困難なものである。梅見とか花見とか又は花屋敷の散歩とか云ふやうに、お眺へ通りに往くときは都合が好く、何時も見合はそんな時節にばかりは極つては居ないから、双方の便利を考へて、双方とも照れないやうな工風を回らさねばならないのだ、時として演劇見物、又海水浴などの避暑に假托けることもある。それ等は隨機應變の處置を採るのが好からうが、此の見合が無事に済むと

此度は結納の取爲替である。

結納を取かはせる時

滞はりなく見相が済み、媒酌人が双方の間を往復して、いよいよ夫れではと云ふことになる、結納の取替せとなるのだが、是の結納は男の方で黄道吉日を選び、女の方に贈るのであつて大抵は媒酌人の男が嫁方へ持参するやうであるが、必ず媒酌人が持参せねばならぬと云ふ作法もない、然るべき者を使者として贈るには差支へないのだ。けれども結納の品物を選定したり、結納を贈る手続きは媒酌人が引き受けてせねばならぬ。結納を贈るべき金額品物のごとき、双方餘りに懸隔があつては互に面白くない感情が起るから、其の身分相當の品物を見定めねばならぬのである。双方に媒酌人のある場合には互に協議をして手落のないやうにするのだが、素より獨斷に取り扱ふことは仕てならぬ、雙方に協賛を得れば取り極めて實行するのである。斯うして結納の取かはせをさせ、是れで結婚がいよいよ成立つのであるから、先づ骨折り甲斐のあつたと幾分の安心の出来るのだ



が、此處まで漕ぎつけるのは幾干すらくと運ぶのでも、随分面倒なものである。

## 荷物を送る時

いよいよ興入の日も極つて嫁の荷物を送ることになる。嫁の家ではその前から準備に忙がしく、先づ大概それで佳しとなると、媒酌人はその取揃へた荷物を見せられて意見を問われ、また手落の有無を尋ねられるのである。一棹の箆筒に鏡臺箱針くらゐのお嫁入なら、媒酌人を招いて見せる必要もない、又見る必要もないけれど、最う五荷七荷の釣臺を運ぶやうなお嫁人になつては、家の者は十分注意して居ても、ドギマギして氣の注かないことがあるから、先方へ荷物を送つた上で一品不自由な物があつても、嫁たるもの、肩身が狭くなる譯で、下檢分といふ者を媒酌人にさせるのである。大抵は取揃つて居るものであるが、其の上にも手落のないやうに深切丁寧に心附があれば、注意を與へて完全の上にも完全を圖らねばならぬ。この荷物調のときに自分で目が届かぬと思つたら、其様ごとに馴れた者を伴ひ往くも悪くはない。又ある場合としては自分の代理者として遣はすも苦しくないが、代理者を遣すのは我が媒酌する人が自分より地位の低き者

に限るのだから、自分のみで危険に思つたら伴つて往くがよい。夫れから荷物を送るときは媒酌人の男は先方に赴きゐて、萬事の世話をすべきである。最も先方にも媒酌人があつて正副の媒酌人がある場合は、嫁方の媒酌人が先方へ往きて世話を焼く必要はないのである。

## 婚禮の當日

結婚當日の媒酌人は餘程注意を要する。婿の方は男であるから不馴ながらも、左したる失體を演ずることは無いとして、嫁は如何に氣丈な女でも逆上てゐる、進退動作は一に媒酌人の指揮命令に因つて動く人形に均しいのである。媒酌人が氣を利して遣らないと照れて了ひ、耻かさが胸一杯に満てゐるのだから、常には何でもない挨拶でも立居振舞でも狼狽るものだ。只だ嫁に對する指圖ばかりでなく、總ての手續きを能く心得て、役々のものに注意を促し過失や手落のないやうにしなければならぬ。本式では媒酌人は陰にゐて總指揮官の役を勤めることが出来るが、略式になると媒酌人夫婦は表へ現はれて、種々の方面に活動しなければならぬから容易でない。若し結婚式を日比谷の



太神宮とか、麻布の出雲大社分祠で舉行するとすれば、夫れ等の申込み手續き等も注意しなければならぬ。又割烹店等にて式を擧げる場合には猶更手落なきやう四方八方に心を配らねばならぬ。また式が終つた後でも三ツ目の皆子餅のことや、祝儀や返禮の強飯までも注意をせねばならぬ責任がある。

### 見相

媒酌人の斡旋にて双方の相談が略ぼ纏まつて、茲に見相といふ事になるのである。即ち双方の本人を一堂に會して互に相見るといふの意である。大抵はこの見相をする前に寫眞で是れがお智様である、是れがお嫁さんであると承知をした上の見相が多い。一時は寫眞見相など、云ふ簡便な法も行はれないでも無かつたが、寫眞では大凡の姿形だけは解るけれど、色が白いか黒いかも知れない、最も見相といふと一期の晴れ業として、殊に女は出来るだけの盛装を凝すから、皮膚の色などは塗隠して了ふが、兎に角起居振舞などは幾分か想像することを得らるゝと云ふが、双方とも總てに注意をして輕々しく

しないから、其の正真正銘懸價なしの生地を認めることは出来ない。我が邦の結婚制度の不完全なところは此處にあると云れてゐる、實際に於いて夫れに違ひないのである。歐米のごとく平素お互に交際をして居る間に、相手方の性質や嗜好や趣味などを知つて是れなら夫にしても好い妻に持ても差支へないと、双方の間に心と心で許し始めて結婚するので無いから、不完全は云ふまでもないけれど、我が邦では若い男女が打解けて交際すると云ふやうな事は難い、永い間の習慣が未だ許さない。今日の處では不完全ながら此の見相で、結婚しなければ成らないのであるが、歐米の結婚の完全であるにも拘らず離婚のある處を見れば、不完全な方法に依つて結婚する、日本に、比較的離婚の少いのは不思議な位である。見相といふものは一種言ひ事の出来ない妙味を存するもので、所謂不思議な御縁であるのだ。双方もど何となく夫婦になれと暗示を投げ懸けらるゝ心地がするのが主眼で、素より恥かしいと極りの悪さで眼の縁の黒子まで見るものでない、強ち見相は双方の容色態度を檢べるのでなく、互に姿の接する機會に起るところの感情で、その可否を判断するものであるであらう。



見相の場所

見相をさせる場所は媒酌人が撰擇して、双方へ相談して取極めるのである。媒酌人に於いて専断に取極るときは、何れかの中一方が其の場所に不快を感じるやうでは面白くないから、双方に差支へない場所を選ぶが宜しいのである。見相に適當な場所として昔より實行されて居るのは、花見、物詣、芝居、花屋敷等であるが、近時は宴會、夜會、公園の茶亭、料理店、大きな呉服店などの待合室をも應用することもあり、極めて簡單な遣り方で中流以下の人には、高等な寄席をも見相の場所として居る。見相をさせる事に就ては格別の困難もないが、媒酌人はくれぐれも本人同士に照れさせぬ注意が當日の勤務であつて、男は聲方、女は嫁方に居て遺憾なくその席を取繕つて往かねば成らぬのである。

見相の仕方

見相をするに花見または公園の茶亭、花屋敷などのやうな場所、即ち室外で行ふときや室内でも廣い所で、お互に休憩所を設けて置いて見相をする場合には、媒酌人の夫は

云ふまでもなく聲方、妻は嫁方について其の定められた場所の休憩所に待合せる。やがて双方の準備が整ふを見計らひ、媒酌人の妻は嫁方の父、親類、母、本人といふ順序で散歩を促し、自分も嫁となるべき本日の主人公の後に附添ひ、ふら／＼休憩所を出で、聲方の休憩する所の前を靜に通過する。此の時媒酌人の夫は聲となるべき男に注意して其の嫁となるべき女を見させるのである。嫁方が再び舊の休憩所へ入つて着席するを合圖に、今度は男の方が、父母、親類、當人、附添媒酌人といふ順序でお練が始り女の休憩所前を通るとき、媒酌人の妻はその嫁となるべき女にその聲となるべき男を見せしめるのである。是れで見相は濟みて双方に分れ、媒酌人は兩方に往復して意向を確め、翻れば結納、破れば其の儘お去らばになるのだ。

以上は見相に親類までも引張出した大仰な遣り方であるが、一般に行はるゝ簡單な遣り方としては、媒酌人夫妻が双方の男女に引合すのであるが、男の方は随分一人で出懸て來るのもあれど、矢張附添ふものゝあるべきである。女の方は單獨で來るは殆んどない、大抵は母親とかまたは目上の婦人とか附て來るが例であるが、只だ附添人一人と



媒酌人夫妻ごにての見相ならば、男の方は自分の母親を連れ、女の方はその父親を伴ふて行く方が宜しい。斯ういふと男女の附添人を取違へたやうに思はれるが、若い男女の結婚せんとするものは、見相の場所へ出ると何となく改まつて極まりが悪い、十分に見相をすることは到底も出来るものでない。けれども父親若しくは母親にて附添ひ往けば経験もあり、愛子の爲めとて念入りに注意をするから、男に女親を女は男親を伴ふ必要が起るのである。何故といふと青年男子の品格や舉動を観察するには、女親より男親の方が確に着眼點が鋭いのである、之れに反して妙齡な處女 心操禮容等を観察するには女親が優るから、見相の附添人は之れに勝るものはないのである。

### 日の吉凶

縁談、結納、祝言等總て結婚には、黄道吉日といつて嚴格に吉日を撰ぶ舊習がある。是れ等は媒酌人が双方の意嚮を聞合せて執行ふが好く、御幣擔ぎを遣るではないが、婚禮は平和な式である。双方の意嚮次第で舊習を追ひ、吉日を撰び心持よくするも強

ちに悪くもあるまい。其の繰出し方は何れも舊曆に據るのであつて、黄道吉日と云れるのは、

天赦日。 天恩日。 月たく日。

天赦日は春はつちのえとら、夏はきのえうま、秋はつちのえたつ、冬はきのえねの日をいふ。

天恩日、月たく日は、四季通じてきのえねの日をいふ。

また普通に吉日と稱するは、大安日、酉の日、子の日、卯の日、未の日、尙ほ曆の中段にある、なる、みつ、さだん、ひらく等の日をいふ、

凶日とは、佛滅、赤口、友引、寅の日、申の日、曆の中段にある、やぶる、あやふ。また祖先、祖父母、父母の命日に當る日を凶といふ。

この外人によつて丑の日を憂し、戌の日を去ぬといつて嫌ひ、また生れ年月日の相性などに忌嫌ひもある。是れ等には男の吉日は女の凶となり、女の吉日は男の凶となる例などあつてなか／＼面倒なものである。



また月にも忌み嫌ひがあつて、一月、五月、七月、十月は古來忌月とされてゐる。三月はさくら月にて縁薄く子なしとの俗説あつて、之れを嫌ふものもあるけれど、往昔は婚禮の式を櫻花の盛んなる時期に行ひ、新郎新婦は互に一枝に櫻花を取りかはし、之れを神前に供へて結婚の式を擧げた。祝宴も花の下で開きて花の宴といった、花の下の祝ひといつた。新郎新婦を花嫁花嫁と呼ぶもこの名残である、只だ花のごときお賀様、花のやうなお嫁さんといふ意味ではないのである。古歌にも

わが妹におくるわが家の櫻木は

花のさかりを惜まざりけり

我脊子にさゝげんものと手折つる

さく良は花のさかりなりけり

斯くあるから三月を嫌ふ俗説は取るに足らぬことである。また祝言などに忌むべき日として毎月一日づゝ擧げたものがある。

- 正月十六日
- 二月二十日
- 三月四日
- 四月十八日
- 五月六日

- 六月七日
- 七月十日
- 八月十一日
- 九月九日
- 十月三日
- 十一月廿五日
- 十二月卅日

結納

結納は結婚の約束整つたことを表明するの式である。男の方より吉日をえらびて贈るのだが、この贈り物は身分に依つて異つてゐるけれど、普通は酒五荷肴五種、酒三荷肴三種、若しくは酒一荷肴一種などである。五種の肴とは何であるか云へば、昆布、鰯、鱈、鯛、串鮑、鯉節で、小袖類巻物類また帯袴等を添へるのであるが、それ等を包むには何れも奉書または杉原紙二枚づゝ用ひ、金銀または紅白の水引を掛ける。婚禮は二度せぬと云ふ處から水引の掛方も結び切りにして左右に餘し、物を包む紙も必ず二枚を用ふるは夫婦陰陽を形どるので、一枚で包むは延氣が悪いとて嫌ふのである。是れより略式になると現品を用ひずして帯代と云ひ、奉書紙に目録書として五圓なり十圓なりの現金を包むもある、此の金も五圓紙幣なら御縁があるといふ意に通はせ、一枚にても差支へな



いとしてあるけれど、十圓を贈るときは必ず二枚とし一個といふ事を避けるのだ。そして是れ等は總て白木の臺に載せ贈るものであるが、實用から割出されて贈り物も、男より紅白の縮緬二匹帯地一卷を贈れば、女より白羽二重二匹袴地一反を贈るもある。

この結納品の目録には必ず親類書を添へて贈るが正式である、親類書は横目録が通例で堅目録は身分に依るのである。

結納の品物

本式ならば贅より男に贈る分

- 一、羽織袴。一、小袖地。一、巻絹結綿卷熨斗。一、帯。一、末廣。一、鯉。一、鯛
- 一、昆布。一、鯛。一、樽。

姑への分は

- 一、巻絹。結綿。

略式となるときは、

- 一、絹地の反物。一、結綿。一、樽。一、肴。

本式に行ふときは縁女へは

- 一、小袖一重。一、帯一筋。一、末廣一對。一、鯉十尾。一、鯛五掛。一、昆布三十把。
- 一、鯛二十連。一、柳樽一荷。

略式のごときには

- 一、小袖一重。一、帯一筋。一、末廣一對。一、鯉二尾。一、鯛二掛。一、昆布五把。
- 一、鯛五連。一、樽一荷。

尙ほ一層の略式を用ふるときは

- 一、小袖地。一、帯地。一、末廣。一、鹽鯛。一、昆布。一、鯛。一、樽。

是れを尙ほ略したる場合には小袖代、帯代として現金を紙に包み、末廣一對に添へて贈つても好いのである。

縁女の親より贅への贈りものは、

- 一、末廣一對。一、小袖一重。一、羽織袴。一、鯉。一、鯛。一、昆布。一、鯛。
- 一、柳樽。



賀の兩親より嫁の兩親へは

一、織物。一、紙。一、樽。

以上は普通の木式であるが、此の外に舊來一般に行はれ續いたものを擧げると、

(一)七種七荷 練絹小袖一。板の物一。繻箔一。唐織一。總箔一。幸菱白綾一。以上三重と樽肴七荷七種を添へる。

(二)五種五荷 練綿小袖一。板の物一。繻箔一。幸菱白綾一。以上の二重に樽肴五荷五種を添へる。

(三)三種三荷 白小袖と色小袖との一重に、樽と肴とを三荷三種添へる。

(四)一種一荷 小袖一枚に、樽と肴とを一荷一種添へる。

親屬のものへは男子には扇子一對、女子には白髮麻一折宛である。是れも奉書又は杉原紙二枚づつで包み、金銀または紅白の水引を結び切りに掛けて、銘々へ目録を添へ臺据にして贈るが例である。

結納目録の書方

目録の用紙は檀紙または大奉書或ひは大杉原で、二枚重ねて横に折り、それを又豎に六つ半に折て下に現すごとく認めるのである。樽は柳何荷と書き末に以上と書くのだが女へは假名を交て書く事になつて居る。豎六つ半に折るといふのは、二つ分を兩端とし六つの半分を中部とするのである、中部は兩端より廣く成つて居るのだ。

總て目録は紙の裏へ墨の染ぬやうに書き、書體のごときは成るべく慎重にすべく、第一の書き方字體は行草まじり 第二は行書、第三は楷行書交りでかき、第四は行草まじりでかき、進上の前書は御織物と書いた、御の字の半分下つた位に進上と書くのである 第五も同上、第六は以上に字體に應じて書くのが例であるのだ。結納品に就ては式家に因て異なるもあり、品物を列べる順序も違ふ、現に水島流の如き鯛を一番初筆に書いてゐる。

(第一)

(第二)

金 百圓  
白 繪 子 三 卷

御小袖二かさね。おび一具。末ひろ一對。た



受取目録

第 六	御進上	御織物	御紙物	鯛布	昆布	柳	以上
	二帖	二十帖	二	三	一		
	姓						
	名	帖	帖	掛	把	樽	

(第四)

(第五)

第四の如く始めに進上の  
二字あつて、御巻絹三  
卷、ゆひ綿五ゆい。な  
ひ一かけ。こんぶ二把  
やなぎ一か。以上姓名

第一は嫁から嫁へ贈る  
目録、第二は嫁の親か  
ら嫁へ贈る目録、第三

以下第二に同じ。

現 代 結 婚 實 典	緋縮緬	紅梅	綿斗	熨	鯛布	昆節	鯉	鯛	柳
	三卷	五疋	十五把	三把	三連	三十本	三連	一掛	一荷
	姓								
	名								

一一六  
ひ二かけ。するめ五連  
こんぶ五把。たる一か。  
以上とまで第一の目録  
の體裁に書き、月日を  
記さずして姓名を書く

(第三)

御小袖二重。羽織袴一  
具。末廣一對。鯛二掛  
鯛五連。昆布五把。柳  
一荷。



右幾久敷愛度受納仕候也	.....	.....	.....	.....
年月日	.....	.....	.....	.....
何某殿	.....	.....	.....	.....
何	.....	.....	.....	.....
某	.....	.....	.....	.....

一一八  
 は、賀から嫁の親へ贈る  
 目録、第四は賀から姑  
 へ贈る目録、第五は嫁  
 から姑へ贈る目録、第  
 六は結納の贈り物を受  
 取る書方を示したもの  
 である。

ひ、錫を壽留女、昆布を子生婦、柳樽を家内喜多留など書くもある。又細川潤次郎の  
 新選婚禮式には目録の書式が左の如くである。賀方より舅方へ送る分は

- 一 帯 一筋
- 一 目録 或は茂久呂久等の字を用ふ

- 一 勝男武士 成は嘉都男武士また勝男節等の字を用ゆ 一折
  - 一 末廣 即扇子 一対
  - 一 志良賀 即麻苧 一臺
  - 一 家内喜多留 即柳樽 一荷
- 以上にて五品である、之れを七品にすれば、

- 一 帯 一筋
  - 一 勝男武士 一臺
  - 一 壽留女 即 鷗 一臺
  - 一 子生婦 即 昆布 一臺
  - 一 志良賀 一臺
  - 一 末廣 一対
  - 一 家内喜多留 一荷
- また舅の方より賀の方へ贈る分は、



- 御袴地 一臺
  - 勝男武士 一臺
  - 志良賀 一臺
  - 末廣 一對
  - 家内喜多留 一荷
- 右は五品であるが若し七品を贈る時は、
- 御袴地 一臺
  - 勝男武士 一臺
  - 壽留女 一臺
  - 子生婦 一臺
  - 志良賀 一臺
  - 末廣 一對
  - 家内喜多留 一荷

斯くあつて目録の末に文言がないが、目録の末には以上と書くも、右之通幾久布愛度祝納可被下候以上と書くも可い、月日に自分姓名および宛名を書くも可い。尙ほ帯に代ふるに小袖を用ひる事がある、其の時は目録に小袖一重と書き、その品は紅白の縮緬を用ふ。また袴地に代ふるに禮服地を用ふることがある、其の時の目録には御禮服一具と書いて、品物は洋服地を用ふるのである。また五品七品ともことごとく現物を用ふることもあれど、普通は帯と鯉節、袴と鯉節だけ用ひて、其の他は代金を紙に包みて臺に載せ贈るやうに成つて居る。

結納の受渡し

結納品は媒酌人が携へ行きて受渡しを承認し、之れを兩家に致すが現今の式のやうに成つて居る。江戸時代には武家町家とも結納品は、媒酌人の外に殊に使者を差立たたものであつて、此の時は媒酌人も同行する事もあり、又先着して使者を待つ事もあり、是れ等は其時の都合次第で隨意であつた。結納の使者口上は、聲たるべき者の父存生なる時は、



何某(父の名)申候、今日吉辰に付き、幾久しく可得御意御息女へ結納の御祝儀進  
じ入り申候。

使者に對して嫁の父は

互に珍重に存じ候。

と答ふるのである。嫁方の使者も口上は同じことで、御息女へ結納といふ處を、御息女  
へ結納云々といふのである。これを「兩口上」と稱する。又父亡きときは何某申し候  
と本人の名を言ふが例で結納品の受渡しを畢ると、媒酌人を首座として正式なれば本膳  
にて饗應し、組盃または引盃を用ひ銚子で一順冷酒を祝ふが式である。又この時媒  
酌人または使者に附添ひ來たる者のある時は、夫れ等にも丁重なる饗應を勧め、荷物を  
運搬し來たものに酒を振舞祝儀の金錢を取らすが例である。是れ等に遣はす祝儀その他  
は豫じめ媒酌人より定めた定額を双方へ告げ、甲乙なきやうすべき心懸を忘れてはなら  
ない。又結納を持參するに行列の式が古くよりあるから參考に書いて置かう。

提灯持一人 媒酌人。使者。提灯持一人 釣臺三荷三人 提灯一人 宰領。

これに對して嫁方の用意は左の通り

奏者役一人。玄關手燭持一人。盃の時親類中挨拶人。手掛。口取役。女。茶煙草酌人  
勝手馳走役。

また馳走の品は左の通り、

雑煮(餅、結昆布) 吸物(蛤) 組重(數子、卷するめ、午券) 臺(鯛、蒲鉾) 臺(海  
老) 酒(一人前三合宛位用意)

結納披露と衣裳振舞

結納を受取るに嫁の方にては一家一門朋友などを招待して結納披露と稱し酒肴をそな  
へ饗應し、また之れに次で衣裳振舞といふ事があつて、親戚や友人を集めて酒をおき、  
衣類調度を座敷へ飾つて一同に見せ、馳走する例があり、嫁の身に取つては最と榮えあ  
る事なれども、近頃は全然この二例を行ふものなきに至つた。又昔は嫁になると齒を染  
める習慣があつたので、結納の式が果ると鐵漿つけと云つて、一家親類中の淑徳ある夫  
人を頼み、これを筆親と稱へた例なども、齒を染めぬやうに成ると共に廢れ、今は殆ん



と知るものがない程である。

### 奥入の準備

奥入の準備として先づ取極ねばならぬものは結婚式日である。これは媒酌人が双方の都合好き吉日を選び、互ひに差支へなき日を定めるのだが、舊弊家でなくとも悪ひ日だと云ふ時に態々式日を定めるものは無いから、日取の如きは多く曆を繰返して、差障りない日を選ぶも悪くはあるまい。

### 道具の品々

これに次で衣類調度であるが、結婚に就ての衣裳は別に記載するから、此處では嫁の用意すべき調度のみを掲げて参考にしやう。近ごろはピアノやオルガンなども嫁入道具の一つとして數へらるゝが、舊來用ひられてゐるものは手調度として、  
琴。紙類。鯨尺。針箱。鉄などの裁縫用の具。鏡臺。化粧用具等。  
今少し念入になると此の外に、

膳。椀。茶碗。茶臺。盃。菓子盆。重箱類。火鉢。煙草盆。

また中流以上になると客調度も用意される、客調度とは、

茶道具一式。座敷用具。臺所用具。香花道具。

道具類としては、

御厨子。黒棚。貝桶。屏風。荷桶。箆筒。長持。衣桁。葛籠。帶箱。鉄箱。行器。

荒道具類としては、

提灯。洋燈臺。絹傘。傘。履物等。

先づ此様類であるが、古來より嫁入調度として記載されたものを見るに、今では不必要なものもあるが、折衷すれば参考となるものが多いから、各部をこゝに轉載しておく。

一 第一の調度は琴なり、和琴がその本式なれども、琴の名あるものは箏。須磨琴。八雲琴、いづれにても宜かるべし。

一 次は三棚なり、三棚は御厨子、黒棚、書棚にして、以前は諸侯方にてかならず持参ありし品なり、御厨子も黒棚もみなくなりや棚にて、奥方を御臺盤所と稱し、夫君の飲食



を調理し給ふ人なれば、食物を取り并べ置く棚なりしなり。

此の三棚の小道具の名、曇花院殿装束抄に擧げたるは、手箱、火とり、沈箱、薫物の壺、香匙、火ばし、短冊箱、文箱、硯箱、料紙箱、是れらは御厨子上層、中層、下層に飾るなり。拂箱、角赤、元結箱、齒黒箱、渡し金、料紙、文鏡等、黒棚の三層に飾るなり。此の他色紙箱、水引箱、火取香爐、炭團箱、重硯、眉作箱、櫛箱、大角赤、小角赤、帖紙箱、毛垂箱、かつら箱等ありて書棚にも餘るほどなり。

次に天兒這子と云ふあり、嫁の悪事災難を祓除ふ具なり、又御伽人形共云を天兒這子にかへて持ち行く事もあり。

次に胸の守と云ふ筒守等を調ふべし、此の胸の守は、白綾、幸菱に白練絹の裏をつけ長さ七寸にこしらへて打分の紐にて、一方總角に結び一方叶ふに結ぶ也。姫の守本尊を入れて胸にかけ行く習はしなり、筒の守は伊勢家にては豆をわり、伊勢と書いて封じ神體となして納むといへり。筒張り緒に鈴をつけて、左右の中に胴巻の金具を付け堅にも筋金あり、何れも金鍍ひもは眞紅なり、太さ徑三寸長さ一尺三寸紐長さ五尺な

り、小笠原流にては幣と穢拂草を入るゝなり。

次に貝桶一對、雌雄三百六十貝づゝ納むる也、蛤貝は似よりの貝ありといへども、決して其の雌雄の外他の貝には合ざる故婚禮の道具として、貞操を表する爲めに此品に限りては、受取渡し式の嚴重にして双方重役のあつかひなりしなり、貝桶は六角にして龜甲にかたどり、角口の廣さ九寸三四分、高さ九寸、鶴龜雲形等の繪様あり、兩方に鉞を打ち紐を付ける也、貝に極彩色の繪ありて金箔だけなり、左貝を男貝と云ひ右貝を女貝と云ふ、紐の事眞紅にて蜻蛉結びにてとむるなり、貝の重ね様は左めぐりは陽右めぐりは陰なり、一かはづゝに綿を入るるなり、外臺もありて棒を通し二人にて昇ぐ。

次に淺縁

次に双紙箱、黒塗時繪蓋合口にして一尺四方、双紙板

次に見臺、書物を披き載置くもの、文臺は書物を披き見る調度也、硯を添へて物書く時にも用ふる也。



一次に懐紙箱、詠草箱、泔杯、椀、角盥、貫簀、湯桶、手洗耳盥、藻豆箱等枚舉にいとまあらず、此の他衣架、連臺、帶掛、衣箱、席蓋、般刺袋、箒箱、物裁箱、唐櫃等、小袖簀筒、黒葛籠、鬢箱、屏風など大道具夥多あり。

支度の概算

結婚の支度として先づ第一に衣裳を晴れとする、夫れに次で頭部の物、器具類といふ順序になるが、衣裳のことは別項に詳説するから、此處では只だその概算額のみあげて置かれど、器具類にても木質寸法、金具蒔繪等一様の注文品は勿論で貝桶、御厨子、黒棚、硯箱、文臺、短冊入、文箱、書棚、本箱、屏風、樂器、衣桁、紙臺、櫛臺、膳碗、塗盥、湯桶、手拭掛などは、品質の如何に由つて價額も著るしく相違して居る。それを一々記載するは却て煩雜になつて見る人の便利とならぬ、であるから最必要である鏡臺、姿見鏡、針箱等を舉げた。又簀筒長持の如きは家々によつて其の數一定しないものである、故に一棹の價額を舉げておくから、二棹なら其の倍、四棹なら四倍になるのだ。又これに掛ける油單は木綿蒨黄染で、模様は鶴菱か唐草であるが、こゝでは簀筒二棹長持

一棹、即ち一組分の價を舉ぐ。又鏡、火熨斗、裁板、張板、洗濯盥などは雜品の中に一括して、その價額を記載したのである。また鏡臺針箱などの上品なるは唐桑製、以下は黒塗か表面黒柿抽斗は桐にて造つたものを標準し、姿見鏡は上品なるは紫檀或は唐桑製で彫刻の粹をつけたものである。これ等を眞行草の三階級に區別して、大約の價額標準を示す時は左の如くである。

種類	眞の部	行の部	草の部
結納品	五拾圓	廿五圓	拾五圓
禮服一式	百四拾圓	百八拾圓	百廿五圓
色直衣服二組	四百七拾圓	三百八拾圓	百九拾圓
夜具蒲團二組枕	四百四拾圓	二百五拾圓	五拾圓
鼈甲花筭一揃	九拾圓以上	三拾五圓	貳拾圓
鏡臺	五拾圓	三拾圓	拾五圓
針箱	廿五圓	拾五圓	拾二圓



姿見鏡	八拾圓	三拾五圓	貳拾圓
簞筒	七拾五圓	五拾五圓	廿五圓
長持筒	三拾五圓	貳拾五圓	拾八圓
用筒	五拾圓	貳拾五圓	拾八圓
油單	拾圓	拾圓	拾圓
履物	京草履五圓	三圓五拾錢	拾圓
雜品	二拾圓	拾三圓	九圓
合計	千五百四拾圓	千八拾壹圓五拾錢	五百參拾圓五拾錢

女が一度嫁びきし後は夫の家を我が家とし、再び生家へ歸るまじきことは古來の教へてあつて、我が邦の家庭に於ける掟である。爲めに門立のときは死したるものとして送り出され、更に夫の家に生れるのだと云ふ處から、白小袖を用ふるのだとの説もあるが全體白小袖は祝儀の衣服であつて、九重のうち雲の上の儀式にも用ひさせられ、神事にかゝるものも皆これを着して、いろ／＼の色に染ないで清淨無垢なることを表したので

ある。それだから目出度ものであつて葬禮の服は、練らない荒布を用ふるのだから、此の白無垢とは全く異つて居るのである。

こゝに用ふる小袖や補襦のごときは多くはお嫁入後、これを見る用がないので匣底に收められ、只だ昔日を偲ぶ紀念品にすぎぬ無用の品となつてゐるが、式禮家の流派に依らずに時世に應じ、何處までも高尚優美の風は存しておいて、此の補襦のごときも裾に金糸銀糸の刺繡模様をなし、齋服にも利用するやうに調製するが一舉兩得ではあるまいか、此の場合には紅裏を白に更へるはいふまでも無いことである。又齋服の模様は目立ぬものを選び金糸銀糸の刺繡に限るのである。又色直しの衣服とても交際上の會合に用ゐらるゝやうに、色合も模様も派手にするが佳からう、夜會服のごときは色の取合せ、模様などの美しいのが衆目を惹き、御馳走ともなる譯であるから、斯ういふやうに標準を立て専ら實用を主とするが佳からう。結婚の要は式にあらすして和にあるのだ、是れが爲めに其の嚴肅を缺くことでもない以上は、徒らに無用のものを調製して衣服櫃の底に納め、虫喰みをさせるのが本意でもあるまい。



### 荷物を送る手續き

荷物を送るのは結婚の當日または其の夜に送ることが、昔よりの習慣になつて居たけれど、近ごろ大抵前日に送るやうになつた。荷物を送るときは荷物目録を奉書紙に認め、宰領人附添ひ人夫に擔はせて、聲の家へ送るのだが、此の時媒酌人の夫は聲方へ行て荷物を受取り、用意の控書に引合せて荷物受取方に渡し、受取書を貰ひ受けて縁女の家へ届けるのである。この受取書も奉書紙に認めるは勿論である。近時は結婚の調度を買ふとその商店にて當日無報酬で人夫を出し、先方へ届けるといふ便利な法を取つて勉強する向がある。只だ聞く人夫の賃金だけが高價になつてゐるので無いかとの疑念も出るが決して左様でないのだ。荷物を送るには荷物を出す方でも受取る方でも、擔ぐ人夫に祝儀を出すものであるから、商店にては此の祝儀を見込み人夫を出すのであつて、人夫も亦た商店から賃金を受けないでも、双方より得る處の祝儀にて一日の立前以上の収入がある上、振酒酒に有りつく譯であるから、無賃にて商店よりの命に應ずるのだ。そして

是れ等の人夫は常に箆筒とか長持とかを取扱ひつけて居るものを撰び、商店より差越すから途中傷をつけたり、手荒な取扱ひをしないので反つて普通の人足を頼むより安全で餘程便利であるのである。

### 荷物目録の書き方

この目録も式禮家の流儀によつて多少は異なる點もあるが、品名と員數とを書き列ね、終りに以上として月日を認め、奉書は二枚重ねて折らずに用ひ、巻いて美濃紙に包み中部を水引で結び上に「上」の字を書くこと云ふもあり。又この目録は奉書紙三枚に書き納むるものとしてあるが、品目の多きときは何枚になることも宜しく、それを水引にて綴り共紙に包みて上に「荷物目録」と記すと云ふもある。又嫁よりの荷物の目録は双方とも名を記さず、堅目録で臺に載せるに及ばぬとも云つてもある。何れにしても荷物目録は宰領の者附添ひ送るが例であるのだ。

### 荷物目録

#### 一 箆筒

八棹 或は幾組



長持  
屏風  
衣桁  
呉服盆  
釣臺

四棹  
幾雙  
何基  
何組  
七荷

肉譯

用筆筒

本箱

机

箒

委見鏡

鏡臺

針箱

何箇

何對

二脚

二面

一面

一箇

一個

重箱  
火鉢  
膳碗  
茶棚  
裁物板  
鹽  
下駄箱  
傘

幾組  
何對  
二組  
一個  
一枚  
二個  
一個  
幾本

以上

是れに對する智方の受取書は目録の通りに認め「右御目録の通り受取申候以上、年月日、氏名」または「以上受取申候」と書き受取人の氏名に使者の宛名を認めるのもある。

覆應の料理



荷物の受取渡しは済むと、賀方にては料理を出し使者宰領人および人夫へ祝儀を贈り  
 響應するのである。最も嫁方より荷物を擔ぎ出す時にも祝儀は贈るので、これは双方と  
 も其の額を同一にするがよく、媒酌人が總て取計らふべきである。その料理は上流中流  
 では雑煮、はまぐりの吸物、組重肴、蛸、蒲鉾に三組の盃を出す、下々になると雑煮  
 を略して切餅三切あるひは五切を杉原紙か半紙に包み、水引で結び田作二尾を添へ、蛤  
 の吸物を出すだけにても可いのである。

### 門出の祝ひ

門出の祝ひは縁談いよく極つて家を出るに先立ち、父母と名残の盃を汲み交はす式  
 である。是れは行きて再び歸らないと云ふ意で、昔の武士が戰場に臨む首途の別盃に象  
 つて、女子が覺悟の臍を固めて家を出る別盃であるのだ。此の時の女今他所に嫁入ると  
 て、嬉しげる風情を人に見られんは心淺々しいが、然りとて今兩親の手を離れて、更に  
 経験のない別世界へ乗出すのであるから、必細き氣のする處もあるべきで、愁然たるは

不吉でもあり幸先がわるい、で、喜びに失せず悲しみに亂れない態度を心懸るが肝要で  
 ある。此の式は當日いざ興入といふ前に、父母兄弟や知己など別れの盃ごとをするが  
 順序であるけれど、いま興入といふ前はごたくして常人も他の者も落付ないから、當  
 日早く行つたり又は前日行つたりするやうになつた。

### 祝盃の擧げ方

この式は父母兄弟などに暇乞の別盃であつて、矢張三献の祝ひ盃事をするのだ。普  
 通は初献が吸物、二献が肴、三献が肴であつて、式が済むのであるが、この式を別れの  
 酌とも云ひ、其の酌の仕方は婚禮當日の結び酌とは反對である。それに三献のときには  
 一度加へといふ事がある、加へとは上流また中流では、長柄の銚子で注で提子で加へる  
 のである。下々になつて銚子二つの時は、一つで注ぎ一つで加へるのだが、一層これを  
 略する場合は二つの銚子を用意しおき、一つ方から他の一方へ加へるやうにして、加へ  
 たその一つの銚子で済すのである。盃の仕方は先づ第一番の盃は父三献飲んで娘に遣り  
 娘三献うけて其の盃を母に進める、母は盃をうけ同じく三献飲んで納める。次に第二の



肴のときは今度は母から始めて娘に遣り、娘はその盃をうけ又三献飲みて父に進む、父は之れをうけ之れも三献して納める。最後の第三番目の肴のときは娘より始めて父、父より母への順序で三献づゝ飲んで盃を納める。これで所謂三々九度となるのであるが、貴顯方の里五の祝の節には式三献の次ぎに、雑煮三献などいふ式もあつて頗る丁寧なものである。そして是れ等の式は大抵吸物取り肴で行ふことになつて居て、吸物は野菜、結昆布、鰯の類で、極手輕なものに成つて居る。

一家の別盃

門出の祝ひなどは近頃は簡略に行ふものが多い、曆々の家庭でも僅に式の眞似事をすゝるに過ぎない。況て下々に至つては此様式などは顧みない輩もあるやうだが、此の式の如きは嫁するものゝ心をして、引締める効力のある仕來りであるから、式だけでも行つた方が好い場合もある。昔は單に兩親兄弟のみでなく、一家にあるものと殘らず別盃の式を遣つたのである。其の式の次第は一室には其の父其の母、其の身ばかりで人を交ない、兄にあらうと姉であらうが入れないで、三人さし向ひとなつて座する、次の間より

家族召使ひに至るまで兩側に居并ぶのだ。その并ぶ方は父親の方には男が階級によつて并び、母親の方にはヅラリと女が并ぶのである。最初兩親と盃を取交すは勿論のことであつて、當時縁女に實親のなかつた場合には、結納の取かはせに親代りをしたものを假親とし、父母の座にすゑ、父親より盃を取り始め母と娘と三人にて式三献のことあつて其の後縁女の盃を召使ひのものに汲するのである。盃の献しやうは父親の盃は父親の方に居流れたものへ、順次におくりて最後のものが納め、また別に母親の盃を縁女がうけて、之れを母親の方に并ぶ女どもに献し、お末まで殘らず行渡りて納盃となるのである。是れにて式を終るのだが、輿入前の忙がしきソワソワして居る際に、これだけの事を行ふは中々氣せわしく、行ふものも行はずのものも容易でないから、自然前日に此の式を舉行するやうに成つて、當日は輿入の支度に朝から掛る事になつたのであらう。

輿入前の媒酌人

當日は媒酌人は大役である。聲方にも媒酌人があれば、夫れと手落の無いやう萬事萬



端の打合せもしなければならず、嫁方へは別て注意を引受けて届くだけの心配りはせねばならないから、其の忙しいこと一通りでないのである。別て双方の媒酌人を夫婦で引受けて居る場合には、双方に手落のないやうに滞ほりなく、結婚の式を挙げさせねばならないので、其の氣配りの苦は中々でない。夫れも極手輕な俗にいふ引越女房とか、風呂敷包と相乗の俵でガラ／＼と新婦が乗込むのなら、格別の手數も掛る譯でないけれど、荷且には生涯の大禮として相當の式を擧げる結婚では、先づ之れで好しと重荷を下して安堵する迄は随分心遣ひである。

當日は媒酌人夫婦は先づ嫁方へ行き、此の日の祝儀を述べて媒酌人の妻は者の儘、嫁方に止まつて萬事の手配りに注意をする、媒酌人の夫は夕方になつて一足先へ嫁方を出で、賀方へ至り嫁の輿入を待ち受けるのである。これに續いて嫁方からは萬事に經驗あつて、心きいた夫婦の者が賀方へ嫁の部屋飾といつて、當日なり又は前日なりには嫁の調度を飾り付けに行く、賀方にも分別ある夫婦の者を立會として出し、部屋飾をするのであるが、是れにも媒酌人は注意を要することが大事である。又時に因りては荷

物を送り後から部屋飾の者を差し向け、婚禮の前日に飾ることもあるのである。

調度飾り衣桁飾り

嫁の調度飾りは前述のごとく、嫁方から心得ある者が賀方へ行き、當日なり前日なりに飾りつけるのであるが、其の飾りつけ方も式家に由り異同はある。

み厨子、黒棚はもと袋棚ともいつたのを、婚禮にふくろと云ふことを忌み嫌ひ、つめて黒棚といふのだとの説もある。之れに飾る道具はおの／＼置處があつて、御厨子には左の品々を飾る、

手箱、火どり、沈箱、薫物の壺、香匙、火ばし、短冊箱、文箱、硯箱、料紙箱等。

黒棚に飾るものは、

拂はこ、角赤、元結箱、齒黒箱、渡し金、料紙、文鏡等。

尤も現今は齒黒箱、渡し金などは不用に屬する品であるから、是れに代るに適宜見計らふて差支へかないのだ。また書棚に飾るべきものは、



色紙箱、水引箱、火取香爐、炭團ばこ、重硯、眉作箱、櫛ばこ、大角赤、小角赤、帖紙箱、毛垂箱、かつら箱等。

この中にも現代には必要でない物があるが、夫れ等は宜く似寄りたる物と代ふべきである。貝桶は床に飾るがよいが、若し床が無いときは納戸の戸をあけて見易きところを撰ぶがよい。書籍は書棚に揃へるもよい、若しなき時は遠ひ棚に排列するがよく、夫れもない時は床のやうな處に置いて差支へない。

また屏風は其夜直ぐに立るものではない、翌日見合せて好き程のところへ立つものであるのだ。

また衣桁の飾り方は嫁の衣桁には別に衣服をかけて飾るがよいのである。上流のものは其の夜七つ掛け、三つ目に取り替へて五つかけ、五つ目には三つを掛るのである。手拭掛は衣桁より上座に置くが例である。間には嫁の夜着蒲團、化粧の間をこゝに兼て化粧道具を飾るもよいが、化粧の間が別であれば云ふまでもない事である。衣桁の数は二つにても三つにても多きが好く、女の着物は上前を上になるやう色あるものを上へ飾り、

男の小袖は下前を上になるやう袖だゝみにして中程より引掛け、五つならんで端々に帯二筋かくるのである。また袖疊みの中より二つに折りて、上に三つ、下に二つ飾る法もある。何れにしても四季に應じて其の時節の色の小袖を、はじめに掛けるやうに注意するが必要である。

また一法として斯ういふ飾り方もある。先づ御厨子棚を部屋の床の間の左の方に置き此の棚に飾るものは、

料紙、硯箱、筆立類は上の棚。  
香盆、香爐、羽箒類は中の棚。  
柄長の湯桶、まゆ筆の類は下の棚。  
また黒棚に飾るものは、

短冊箱、上の棚。  
硯箱、文箱、鏡、次の棚。  
雅書類、次の棚。



右には角盥、中には石の箱、左には十二組入化粧道具、これは下の棚。  
 また小袖の衣桁飾りは前と同じく、男の小袖は下がいを上になるやう、女の小袖は上がいになるやうにし、色の小袖の上に飾る。疊み方は袖だゝみにして長いながらで上から打掛け、五枚并べて端に帯を二筋かける。又二段飾りは袖だゝみにしたるを中を二つに折り、上り三枚下に二枚打掛けて端に帯をかける。何れも四季に應じた時候の色の小袖を始めに掛けるのである。

また化粧直しの間の床には、れんだいを掛け、床の右側には衣桁をおき、之れには浴衣手拭をかける。若し手拭掛けがあれば黒棚の左におき、床のれんだいには當座の間薄衣を掛けて置くのである。琴は油單のまゝ立てかけ飾るを法とするのだ。

### 門出前の嫁方

結婚當日となつて嫁方から嫁を迎へし使者が来る。または迎ひ女と云つて婦人の来ることもあるが、是れは昔の結婚には賀自身が嫁の家へ来て結婚をしたので、其の面影を存

する式のやうに成つてゐるからであつて、迎の使者は賀の代理を象つたものである。夫れで相當の地位のある者が此の役を勤めるのが、賀方が嫁方に對する禮であつて、嫁方でも之れに相當の敬意を拂はねばならぬ。古くは使者へ伸飽を進め式三献の盃事をした、近頃では多く形式に止めて、丁寧なでも酒肴を饗するか、略式では茶菓位で済ましてゐる。

### 迎使者の挨拶

舊例に因つて丁重にすれば迎使者を送るべきである。此の使者には親類の中にて然るべきものを選び、嫁方に遣して『今日は吉辰につき御引移りのお取りきめ目出度御祝儀申し上げます』と述べて挨拶をする。嫁方にも丁重に待遇して、嫁は出で、親しく面會し『やがて引移り申しますれば萬事よろしくお願ひ申します』と答禮を述べた後嫁方の親類が幹旋に出て冷酒を出す、肴は例の巻するめ、結び昆布などである。丁寧なものになると組重、吸物をも出だし、使者の供をして来たものには相當の祝儀を遣はすのである。



是れは形式の嫁を迎ひの使者であるから、迎ひが来たとして直ぐ出懸ねばならぬと、急いで支度するやうな譯ではない。此の使者も亦た迎ひに来たとは云へど、實際嫁を迎ひに来て連て往くのでない、自分は口上を述べ酒を祝ふて還つて了ふのである。虚禮といへば何の役にもたぬ虚禮で、只だ手数を掛けるのみの事であるから、近來この嫁迎ひの使者は殆んど中流以下の結婚には行はれない事になつた。けれども昔はこの嫁迎ひの使者が辭し去るを合圖として、嫁御寮は輿入の支度にかゝり、晴の衣裳を着たり髪を撫で付けたり、また面を直したりして、門出の準備を整のへ最う何となく落付かぬもので、只だ兩親や媒酌人の指圖に任せ、右を向けと云へば右を向き、左を向けと云へば左を向き、我が身體は他人に預けた氣になつて、自由に成つて居るのである。

宗廟への暇乞

輿入の刻限はいよく迫つて来る。最早我が生れた家を去つて夫の家を、我が家と定める時は束の間となる、先祖代々に暇乞の拜禮をするのだ。此の式は禮家によつて大同小異はある、又その家々の家風に由つても禮拜の仕方はあるけれど、要するに先祖代

々の位牌に向つて禮拜するのである。普通は兩親のあるものは兩親に伴はれ、兩親の缺けて片親のものは、其の父なり母なりに伴はれ、又兩親とも既に亡つたものは、家長の夫婦、或ひは自分の監督を受けゐたものに伴はれて、佛壇の前に出で焼香して別れを告げるのだ。又墓前に至つて告別の參詣をもするが、是れは當日輿入の前にするなどは中々難しいから、大抵はこの前に執行ふて、當日は我が家にて祭祀する先祖代々の靈位に禮拜して告別するのである。それは盛装していざ輿入といふ前に行ふ事になつてゐるが、其の家の慣習に由つては此の折に僧侶を請じて、讀經せしむるものもあるけれど、大抵は僧侶を聘するやうな事はないやうである。

輿入

結婚式を擧げる當日新婦が新郎の家に輿入するに、以前は大抵駕籠に乗つて往つたものであるが、近頃は普通が俥で乗りこむのである。最も其の身分よくに由つて自動車で行くのもある、また馬車で行くのもある。段々と生存競争の激しく成つて來るので、輿入



の式も近世になるに従つて簡易に成つたが、参考の爲め昔時の遺方を一讀して置くも無用ではあるまい。式禮家にて其の式を舉行するに、時世を追ふて變遷し居ることも解るのであるから、其の略し方を見るも大に資する處があるであらう。先づ初めに女鏡秘傳書の中の、轎に乗たまふこと、云ふ條を抄出すれば、

門出の祝ひ濟み、盃二つながら末の女納め相濟みて、即ち長柄に乗り給ふ、輿の時は乗るも下りるも常の如し。長柄のときは前より乗り給ひて前より下り給ふものなり。扱て輿の時は女どもを皆先へ遣り、末に嫁の輿を昇く。長柄の時は始めより三番目に嫁の輿を昇く、その時一番二番は局上葡たるべし。女どもは殿の臺所より下りて、嫁の長柄の供をするなり。上葡局は輿まで長柄に乗るべし。又殿の外にてか内にてか、輿の受取り渡しあるなり。又臺所の前などにて殿出で給ひて輿に手を掛け給ふことあり。さありて後輿を輿へ入るなり。さて輿にて先上葡局長柄より下りて、嫁の長柄の側に寄り、長柄の脇を明け嫁の被衣など引直し、是れより長柄の前を明ける時、待附の女と嫁と互に目と目を見合せる時、待附の女目出度由をいふ。嫁の方の局又は上

葡にても同じく目出度由をいふなり。それ過ぎ長柄より下り給ふなり。そこで待附の女案内者たるに寄りて先に立つ、その次に嫁、その跡は上葡局その外皆召仕ひの女なり。輿の時も大抵同じ、さりながら嫁の輿を三番目に昇くゆゑ、臺所にて跡の女ども乗物より下りぬる間を待ち侍るべし、これより女ども皆輿の供をするなり。

また享保の頃の習慣と輿入の式を書きたるものを見るに、中々に笑止きものがある。けれども其の中に莊重にして後世の結婚式とは重々しい状も見え、またある地方などにて嫁入の當夜餅を搗て祝する處今もあるは、此のころの遺風の存して居るのかと思へば、何となく昔を偲はるゝ趣きが見える。

享保のころは婚禮の儀を擧ぐるに、嫁の輿を逆まに昇ぎ出す事あり、又その輿の響の家に入る時、門内にて打合せの餅とて老人夫婦の餅をつき、召換の輿に筒子、這子、犬張子などを載せ其の戸を開き衆人に見せたり。其の後に至りては先づ上下一列の乗物、肅々として響の方へ繰り込めば、立關へ手燭持出で迎ふるを合圖に、媒介人の妻案内として真先に進み入る時、嫁の駕籠より守袋を出すを媒介人の妻受取りて、輿に



入り床の間に懸け置くなり。此の時しも、婿方待女郎身分に應じてさましくあれども、まづ縁側まで出て來りて嫁を始め、嫁の父母など一行を化粧部屋に導きよき處に休息さすなり。こゝにて衣裳を改むるもあり、また其のまゝ衣紋を直しなりふりを整へなごして、待女郎嫁を引連れ座敷の主座につかしむるを以て一段落とす。此の時介添女右に引添ひ待女郎は席を左りに占む、媒介人の妻また其側に座を取るべし。

前なるは稍や上流に屬する輿入にて、後なるは中流の輿入とも見られるから、此の二者を合せ考へるときは、昔時の輿入の模様は略ぼ推測し得らるゝのである。處で現代行はるゝものも、ある部分は略されてあるけれども、式の模様は尙ほ當時に髣髴たるものがある。即ち式禮家の式法によつて後世へ傳へ、莊嚴なる儀式の存するは喜ぶべきである。

庭火と白無垢

女といふ者は一度嫁入すると、夫の家は自分の家であつて、再び生れた家へは歸らないと云ふ事が古へよりの教へになつて居て、結婚の當夜生家の門では火を焚いて送り出

し、新婦には白無垢を着せるが、新婦が生家を出るときは既に死んで出で、夫の家に至つて再び甦へるとの意であるから、門火を焚き白無垢を着るので、即ち死者を葬るの禮を用ふるのであると云ひ傳へてゐる。けれども之れは確實な説ではないのである。其の生家の門で焚く火は死者を葬るときに焚く門火でない、庭火を象つたものであつて、門火とは全然異つてゐる。庭火は神代のころ天照太神が天の岩戸にお隠れになつた時、八百萬の神々が集りたまひ、岩戸の外で庭火を焚いて神樂を奏せられ、大神の御心を慰めたまふた時に始まつたもので、彼の御垣守の衛士のたく火は云々といふ和歌のごとく、昔時は宮城の庭前で夜々燦火をたき、警固したのが今に傳はつて庭火となつたのである。輿入に庭火を焚くは嫁に往くもの、先幸を祝ふて、假令今より他家の人となるも其の身は警護してやるとの意に基くのであつて、門火などと混同するは誤りの甚だしきである。

また白無垢とても矢張左様であつて、非禮に着る白とは全く違つてゐるのだ。白無垢は清淨無垢を表した祝儀の服であつて、雪の上の儀式に掛ることは勿論、今は服装も異



つて来てゐるけれど、女としての儀式用または我が國風に由て行はるゝ儀式の服は白である。また神事に關するもの、服は白であつて、殊に儀式用の白には無地はない、共模様が有るのだ。葬禮の時の喪服は同じ白でも練ない荒布を用ふるから、祝儀に用ふる白無垢とは混同しては成らない。

嫁入の行列

むかし高位の方の行列には御雨親、御親族は加はりに成らなかつたと云ふ。その行列の大略を記せば左の通りであるが、同じ高位顯職の方でも其の身分に依て異なるのは無論である。

先 御厨子。唐櫃。長櫃。長持。屏風。行器。御家令 同 人 供 人 供 人 女房。姫君 御弓。

女房。同上。末女。警 固 人 供 人 供 人 供 人

先 黒棚。唐櫃。長櫃。長持。屏風。行器。警 固 同 人 供 人 供 人

先づこんな風であるが、普通の行列としては次のごとし。

提灯 籠にて媒妻 腰元 籠にて嫁 介添 提灯 籠にて母 腰元 籠にて父 手代 釣臺 同

提灯 挾箱 提灯 宰領

是れより少しく略したるものに至つては左の如くである。

提灯 媒妻 腰元 籠にて嫁 介添 提灯 母 腰元 父 小者 釣臺 挾箱 提灯 宰領。

こんな順序になつて居て、嫁の外は皆徒歩したのである。今では俵といふ重寶なものがあつたから、殆んど徒歩して往くものは無く、女連は幌掛の俵でガラ／＼と乗込んで了ふのである。今の行列順として下の如く定められたのがある。

媒酌人の僕提灯を携ふ。次に媒酌人。次に嫁の父及び親族。次に嫁の母。次に嫁と附女。次に供人。

この順序としても一理はある。また舊來の順序を取つて左の如き行列もある。何れも俵であるのだ。

提灯。媒酌人妻。嫁。介添。提灯。母。父。親族。供人。

今では荷物皆前方に送つて、當日釣臺や挾箱を擔せ行くはないから以上のやうな順序に組立てあるのだらう。又自働車や馬車などにて乗込むときは、嫁と媒酌人の妻また



介添を髻方より遣はしたときは三人同乗、嫁は正面に座し、媒酌人の妻と介添はその前面に嫁と相對して座する、次には父母同列に座し、次には列席の親族、その他は俵にて附従するのであるが、此の時の行列順は、

先供俵。同上。同上。次に嫁（自動車又は馬車）。次に父母（同）。次に親族（同）。次に俵。同。同。同。

また嫁のみ馬車に乗り、他は俵の場合には左の如くで宜しからう。

先供。媒酌人妻。嫁馬車。腰元同乗。母。父。列席親族。押へ供。

### 式場の床飾

是れより髻方の儀式に移り、漸次順を追ふて結婚式の擧げ方に及ばう。髻方に於いて式場第一に注意すべきは床飾りであるが、此の飾り方に眞行草の三種がある。最も式禮家の流儀に由つて多少の相違はあるが、何れを善しとし何れを惡しと褒貶すべきでない何れにも一短一長は免れないから、各自の信する處に依て差支へはないのである。此處

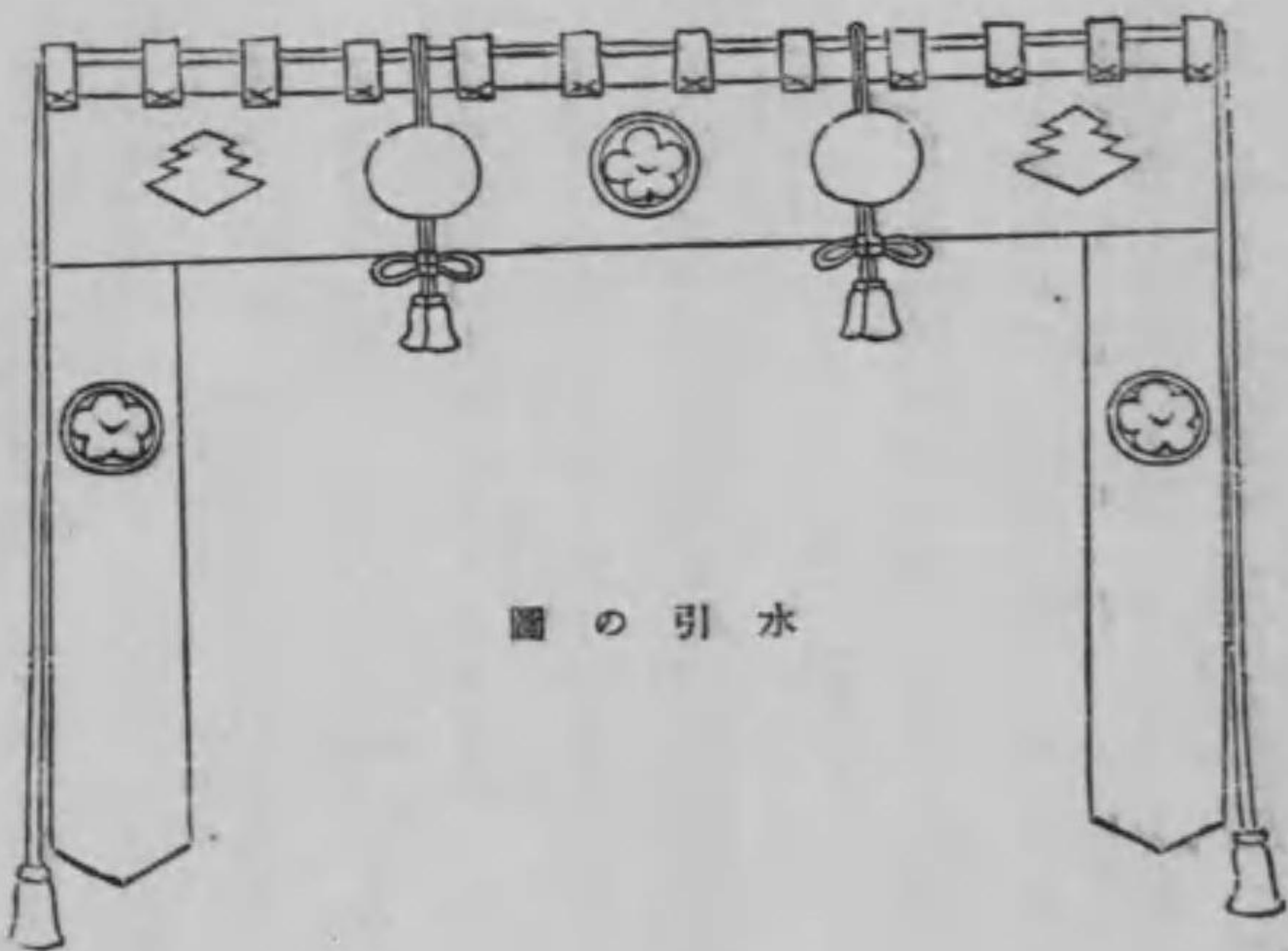
に擧ぐるは徳川大奥に於いて行はれたる最も莊嚴なるものを標準としての遣り方であるが、普通民間に行はるゝものをも並記して見る人の便利に供するのである。

#### 眞行草の床飾り

眞の床飾りには上圖の如き水引を掛けるのである。初め式場には白であるが、色直しの時には紅綾金紋のものに掛替るのである。

水引、天井水引は巾九寸の白綾、乳の數

は十二が制規であるが、床の廣狭によつて不同である。紋は銀箔押にて直径五寸、眞中は髻の紋、左右は嫁の紋にて、兩方の垂の紋所は左右とも髻の紋である。髻の紋と嫁の紋との間に、白の總角結房附の鏡二面を吊し、緒



水引の圖



は白糸四ツ打、手繩も白糸四ツ打ちである。

床の上には敷絹を布くのである。

敷絹 白綾にて床板或ひは床疊の上に敷くのである。其の敷き方は床の上より三尺疊の上へ引き出して敷くのが法である。

又この敷絹の上へは左の品々を并べる。

瓶子(錫製)置鳥。銚子(銀製)。三ツ土器銀磨。手掛臺(巻するめ、焼鳥、串海老、串鮑、蒲鉾、結鬘斗等を盛つた須濱形臺にて檜の葉を間々に挿む)。提子(銀製)。置鯉(鯉二尾頭を并べおく)。瓶子(錫製)。

總て是れ等の下の臺はそれと異つて、銀製のも木製のもあり、形も龜甲あり角切り等あり。

水引を掛た祝ひの間の床には、夫婦の祖神として伊弉諾、伊弉冊の二神を勧請して饗の膳を供へ、其の造酒にて結婚の式を行ふのである。是れぞ夫婦の和合、偕老同穴を誓ひ、子孫繁榮を祈るの式にして、後世この眞の式を略して行の式を出し、又行の式を略

して草の式を出し、三々九度の盃を取交すことに成つたのである。

床の上に并べある祝ひの物を式場へ出し、儀式を執行ふ間は床の飾りとして奈良蓬菜を飾り置くのである。

奈良蓬菜の作り方は、大なる三方の上に、須濱形の板をおきて其の上に龜をおく(細工もの)龜の脊泉の壺をおく、壺は赤地の錦にて覆ひ紅の打緒にて結ぶ、壺の中には秘符を納む。壺の後は紙細工の岩組にて色貝を并べおく、眞は絲花の老松にてこれに金糸をかけ、紙細工にて鶴の巢籠りを見せる、紅白の梅、橘、竹、下草に菘柑子、福壽草などの細工ものを植うるので、殆んど新年の蓬菜に似たものである。又三方の下に并べた貝類は描きたるもの、三方は銀箔塗にて縁に夫婦の紋を描くのである。

(口繪塗)

行の床飾りは床の眞中に蓬菜の臺、または鶴の臺、左右に置鳥置鯉置瓶子一對、床縁の下に三土器、銚子、提子をおく。夏季には置鳥置鯉ともに細工ものを用ゆ。

草の飾りは床の眞中に、鏡餅一重ね三方に載せて置き、餅の上に昆布、栗、鬘斗を置



くのである。鏡餅の左右には瓶子一對を三方に載せて、錫を蝶花形につゝみ、之れを三方に飾つたものを置く迄でよいのである。

普通に行はるゝ床飾り

床飾りも式禮家の流儀によつて種々に相違してゐるが、従来民間に多く行はれて居る本式の床飾りと稱するものと、其の略式なるものと、又近頃一般に用ひられてゐるものとの三種を擧げてあるから其取捨採擇は各自の意に任してよい。床飾りの如きは何れを選んでも、式そのものゝ莊嚴を缺く虞れはないのである。式のみ如何に丁寧に執行つたとして、總ての事が軽々しく浮薄であつたら何の役にも立ぬではないか、只だ誠心誠意で行へば、假令卷するめ、結び昆布で式を擧げるとも、嚴肅な光景は場中に漲るものである。

本式の床飾りと云ふものは、古くから傳へ來たつた式であるといふ。床の間を神床として、神前の床一面に白布を張り詰め、下には菰を敷き、中央に黒木机をおき、その左右に黒木で組立てたものに酒瓶を据ゑる、黒木の机には高杯、柏葉の平杯、窪杯

などを取り并べ、又左右に時節の花を供へ、紅葉その他の枝に白幣、青幣をかけ、雉子、鯉の置物を配置するのである。

また略式の床飾りと云ふのは、

床に白布をはりて、中央に白木の臺をすゑ、上に四方衝重ねを置き、鏡餅一かさねを置きて其の上生松一本を立てるので、此の松に適當の者が無い時は細工物にても差支へはない。この左右に御酒の瓶子を衝重ねに紙立ちして置き、蝶花形に口包みするのである。尙ほ雉子と鯉は左右に置くは勿論のことである。

また近來の床飾りとして、多く世間に用ひられ、上下を通じて略式を喜ぶ風がある、今其略式の飾り立て方を擧ぐれば、

床の間には蓬萊または高砂の尉と姥、或ひは鶴龜松竹梅などの目出度掛物を掛け、その前には三方に瓶子一對、口に白紙の蝶花形に金銀の水引で飾つてするおき、其の他二重の手掛け、置鳥、置鯉、引渡し、饗應の膳、三方に三つ土器、銚子、提子などを置くのである。



餅蓬菜、置雉、置鯉

床飾りに用ふる餅蓬菜といふのは、臺の上に鏡餅を載せたものに、生松を立てた蓬菜の臺である。衝重ねの大  
小によつて鏡餅にも大小があるべく、餅に立てる生松は  
宮島松の形よきを撰ぶのだが、若し適當した松の無い場  
合には細工もの、松にても佳いのである。また置鳥、置  
鯉も生を用ふるが正式ではあるけれど、暑中の如き炎熱  
酷甚しい場合には、鷹取する恐れもあり、又取扱ひにも  
眞物では面倒でもあるから、木にて彫刻したものに色彩  
を施したを用ふるやうになつた。素より式として飾るに  
止める物品であるから、之れを鯉汁にするとか雉焼にす  
るとか云ふ譯ではない、木彫の物にて濟すが便利である  
又置鳥は剝裂のものでも差支へないから、其の邊は式を

置鳥置鯉の圖



取扱ふ人が目端を利かして輕便な手段を探るが佳いのである。全體この置鳥、置鯉を供  
へるは、鳥と魚を供するの意味でなく、野の物川の物を供すると云ふのが本來であつて  
見ると、其の精神にさへ違はねば、野に棲む鳥と川に育つ魚とであれば何でも構はぬの  
である。けれども野に棲む鳥では雉が姿の上からでも、斯様席に出されるに適當である  
し、又鯉は出世魚として古來祝ひ物に用ふるから、川の物を代表するには適したもので  
ある。夫れで何時とはなしに置鳥、置魚には此の兩者が専有するやうに成つたのだ。近  
時この置鳥、置鯉を造り物にて飾る位なら、鳥肉と魚肉の作り肉を土器に高盛にして供  
へるに若す、寧ろ其の方が古代の精神に適し式にも相當すると云ふ説も起つたが、是れ  
等は餘り突飛すぎて式の粧飾を缺くのである。處で此の兩者のおき方は鳥は向つて右、  
魚は向つて左である。

銚子、提子、長鬘斗、手掛、引渡

銚子または提子、長鬘斗、手掛或ひは引渡しと云ふものなどは、床へ飾る物でないの  
で此處へ書き込むは不穩當であるが、式場に要する品で、前項の物と甚だ關聯して居る